

東員町一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

東 員 町

目 次

第1章 総論	1
1. 1 計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 計画対象範囲	3
1. 4 計画の期間・目標年度	3
第2章 地域の概要	4
2. 1 自然的条件	4
2. 2 社会的条件	6
第3章 ごみ処理基本計画	8
3. 1 ごみ処理の現状	8
3. 2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測	30
3. 3 ごみ処理の評価	36
3. 4 前計画の施策の実施状況等	40
3. 5 ごみ処理に係る課題	42
3. 6 基本方針・数値目標	44
3. 7 基本施策の体系	49
3. 8 基本施策の内容	50
3. 9 収集運搬・中間処理・最終処分の体制	54
第4章 食品ロス削減推進計画	60
4. 1 計画策定の背景	60
4. 2 食品ロス削減に関する施策	63
第5章 生活排水処理基本計画	67
5. 1 生活排水処理の現状	67
5. 2 生活排水処理の課題	72
5. 3 生活排水処理計画	73
5. 4 個別計画	76
第6章 計画の進捗管理	77
 資料編	
1 三重県内自治体との比較	資料 1
2 ごみ処理の評価	資料 8
3 アンケート調査結果	資料 9
語句の説明	資料 28

第1章 総論

1. 1 計画策定の趣旨

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらしました。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになっています。

また、国では、平成27年9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に掲げられた17の目標（ゴール）を達成できるよう、様々な主体による循環型社会の形成に関する取組の促進に力を入れています（図1.1参照）。国が平成30年に策定した第五次環境基本計画や、第四次循環型社会形成推進基本計画では、SDGsの考え方を活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点でのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくという方向性を掲げています。

こうした状況の中、廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。東員町（以下「本町」という。）では、令和2年4月に「東員町一般廃棄物処理基本計画改訂に向けた中間見直し」（以下「基本計画」という。）を策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化等に取り組んでいます。

本町から発生するごみは、桑名広域清掃事業組合資源循環センターに搬入し処理しています。可燃ごみはRDF化施設でRDF（ごみ固形燃料）に加工し、三重ごみ固形燃料発電所に搬出して焼却・発電を行っていましたが、令和元年9月中旬以降RDF化施設での処理は終了し、新たな可燃ごみ焼却処理施設（試運転期間を含む）で処理されることになりました。そのような状況の中、基本計画の計画期間の終了を受けて、また、計画策定以降の廃棄物処理体制の変更や社会情勢の変化を考慮し、町の一般廃棄物処理基本計画の改訂（以下「本計画」という。）を行います。そして、令和元年10月に施行された、「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定が求められており、本計画で定める施策、ごみの減量化・資源化に係る取り組みと密接に関係することから、本計画に包括して策定します。



出典：持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けて日本が果たす役割（外務省、令和4年5月）

図1.1 SDGsと17のゴール

1.2 計画の位置付け

本計画の位置付けを図 1.2 に示します。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の策定にあたっては、「第6次東員町総合計画」及び「桑名・員弁広域環境基本計画」、また国や三重県が策定する計画とも整合を図り、取りまとめています。

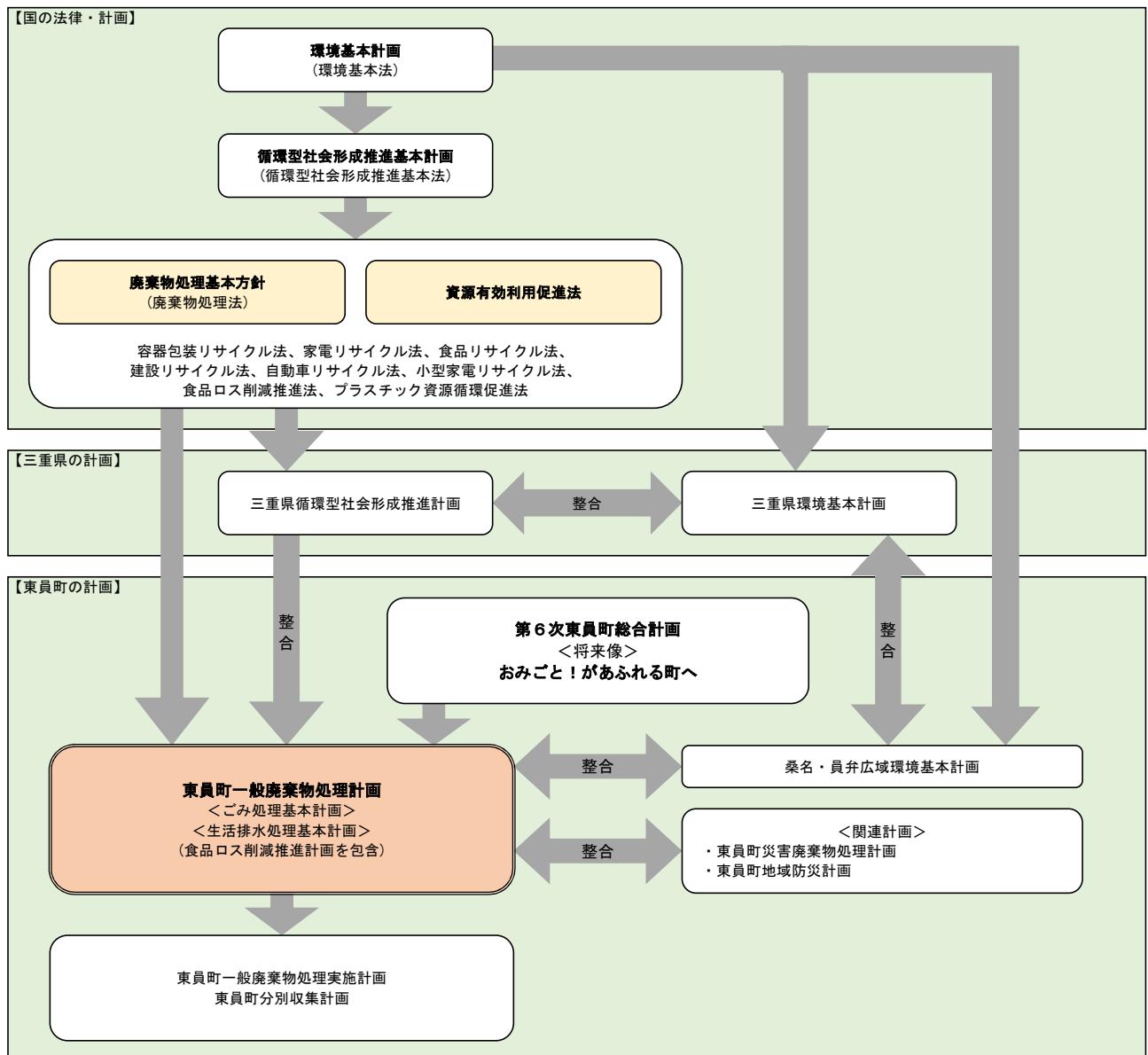
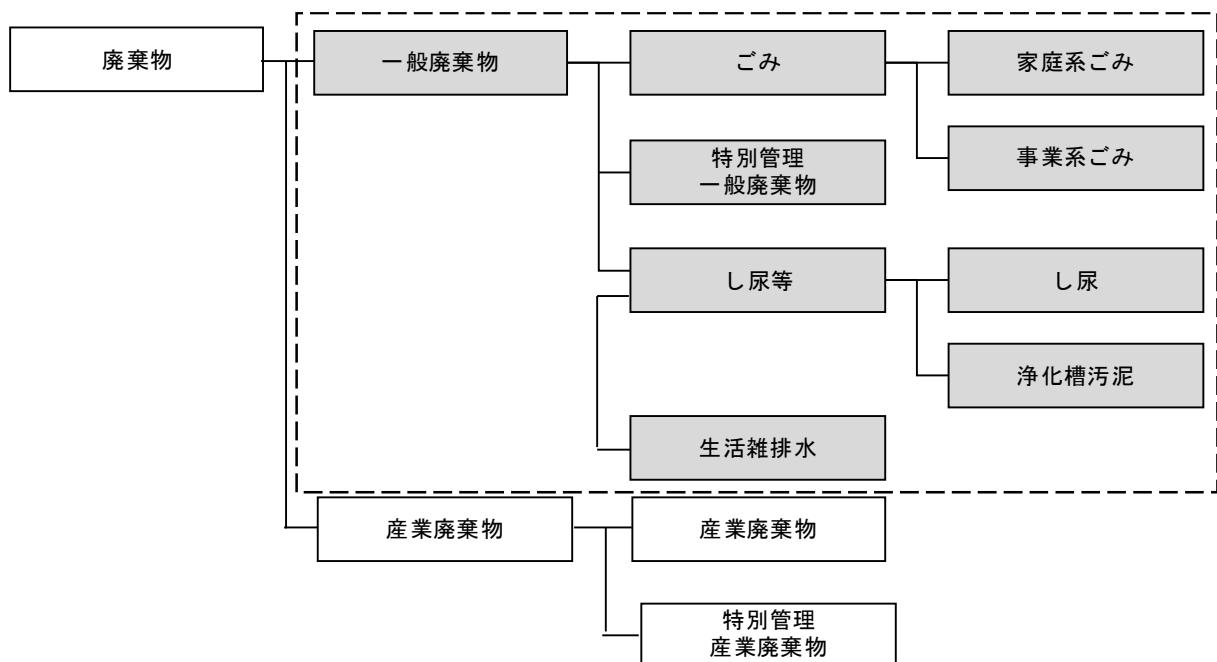


図 1.2 本計画の位置付け

1.3 計画対象範囲

計画対象範囲は、図 1.3 に示すとおりです。本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。



注)灰色の網掛は本計画の適用範囲を示す。

図 1.3 計画対象範囲

1.4 計画の期間・目標年度

本計画の期間・目標年度は、以下に示すとおりとします。

本計画では、令和 6 年度から 5 年後の令和 10 年度を中間目標年度、10 年後の令和 15 年度を最終目標年度として設定します。

【計画の期間】

令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とします。

【計画目標年次】

中間目標年度：令和 10 年度（令和 6 年度から 5 年間）

最終目標年度：令和 15 年度（令和 10 年度から 5 年間）

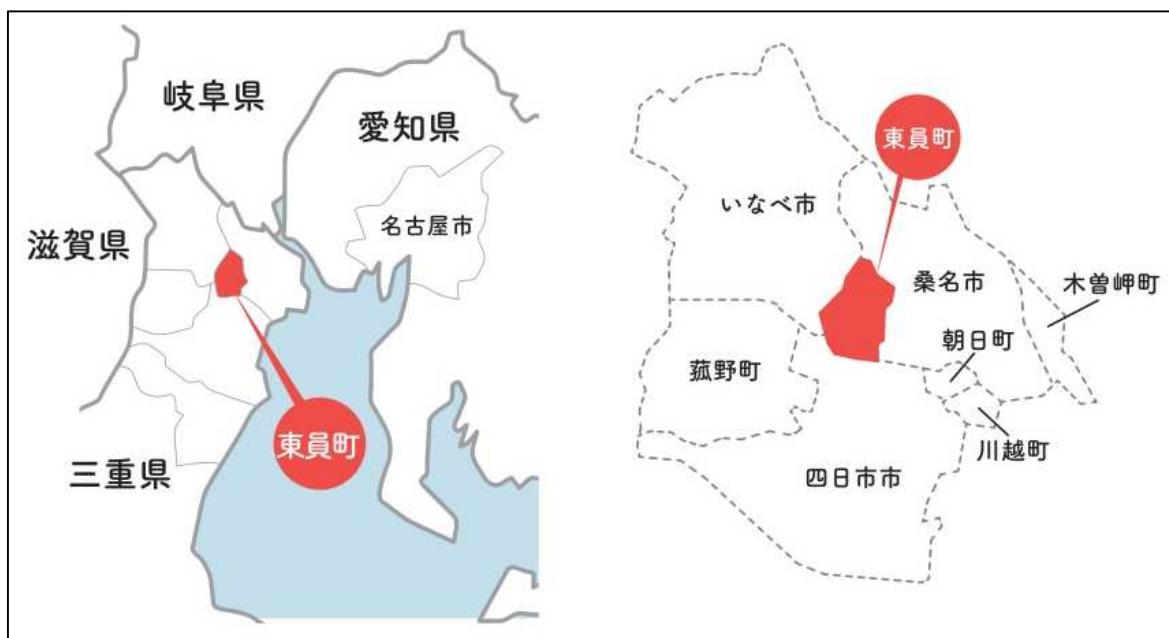
第2章 地域の概要

2.1 自然的条件

(1) 位置及び地勢

本町は三重県の北部に位置し、東は桑名市、西はいなべ市、南は四日市市に接する約22.68km²の町です。愛知県と三重県の県境に近く、名古屋市を中心とした半径30km圏内にあるという地理的優位性を生かし、昭和40年代より大規模な住宅団地の開発が行われ、本町人口の約半数が生活する北部の住宅団地（笛尾・城山地区）が形成されています。

本町の交通体系は、三岐鉄道北勢線・三岐線の鉄道各線とともに、国道421号・国道365号、県道菰野東員線などの幹線道路により構成されています。また、東名阪自動車道桑名インターチェンジに近いことから、名古屋市中心部への高速直行バスが運行されているなど、名古屋市と関わりが深い地域です。

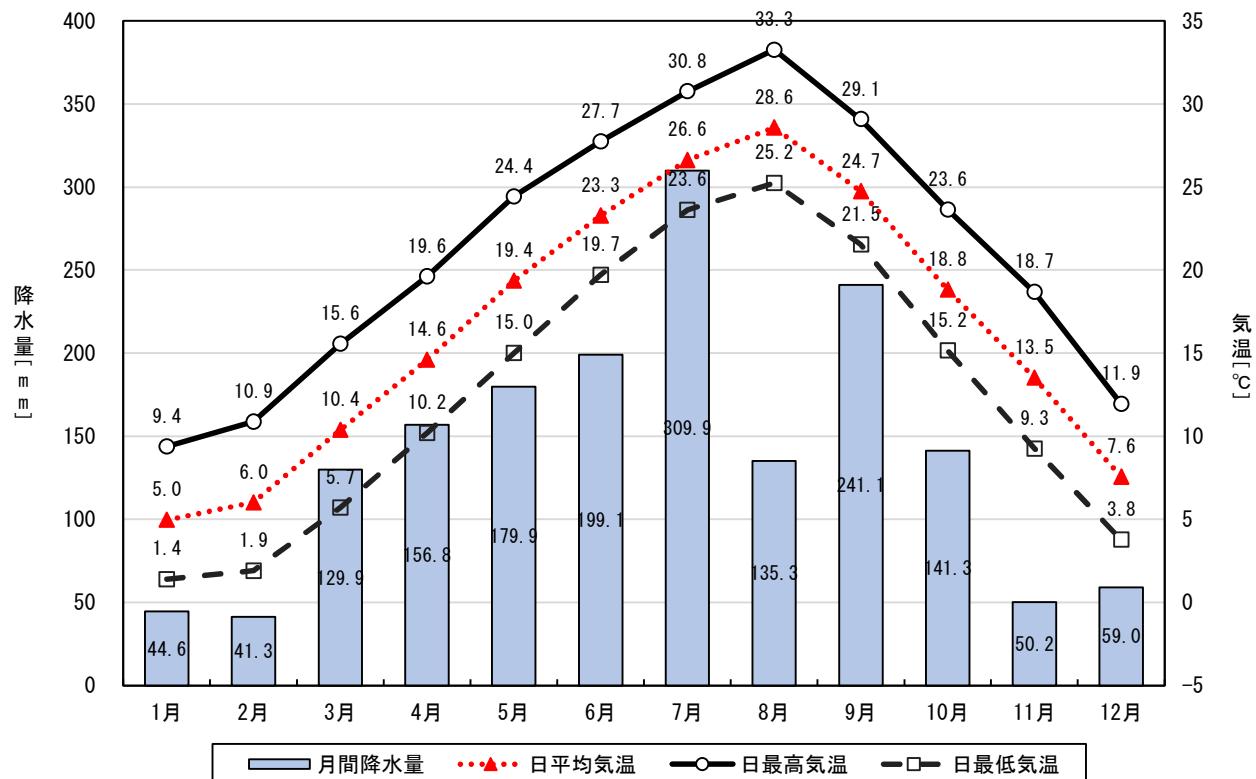


出典：第6次東員町総合計画

図 2.1 本町の位置及び近隣市町

(2) 気候

本町の気候は、年平均気温は全般に15°C前後、年平均降水量は1,800~2,000mmで一般に温和な気候です。冬季は、鈴鹿山脈や山麓に降雪をもたらす北西の季節風が、乾燥した「空つ風」となって平野部を吹き渡り伊勢湾へと吹きぬけていきます。この北西の季節風は「鈴鹿おろし」と呼ばれています。



出典: 気象庁ホームページの数値をもとに集計(桑名観測所)

注)グラフの数値は、平成30年から令和4年までの平均値

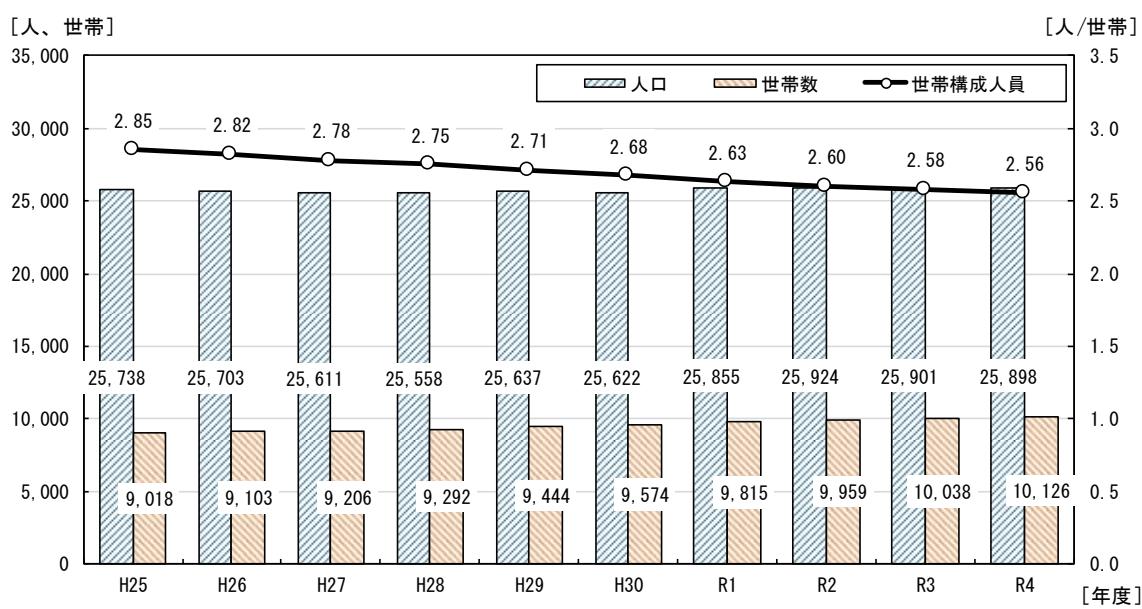
図 2.2 月別降水量及び気温

2.2 社会的条件

(1) 人口・世帯数の推移

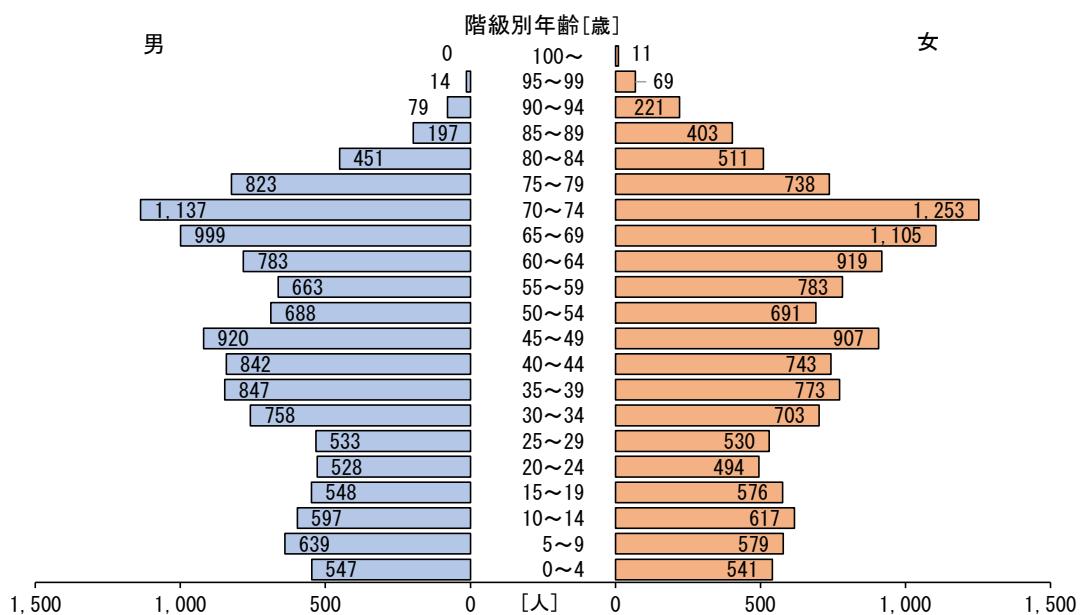
人口・世帯数の推移は、図 2.3 に示すとおりです。令和4年9月末の人口は 25,898 人、世帯数は 10,126 で、世帯構成人員は 2.56 人です。平成25年度に比べ、人口が 0.6% 増加、世帯数が 12.3% 増加しています。世帯構成人員は、減少傾向にあります。

また、令和2年10月1日現在の5歳階級別人口は、図 2.4 に示すとおり、男女ともに 70~74 歳の団塊の世代が多くなっています。



出典：東員町ホームページ「月別の人口・世帯数」（各年9月末）

図 2.3 人口・世帯数の推移



出典：国勢調査（令和2年10月1日現在）

図 2.4 年齢別人口（令和2年10月1日現在）

(2) 産業構造

本町の産業の状況は、表 2.1 に示すとおりです。令和3年6月1日現在の民営事業所数は869事業所で、従業者数は11,497人となっています。産業別に見ると、第三次産業が事業所数では約73%、従業者数では約52%なっています。

また、産業別に見る売上金額の割合は、1位の製造業（約72%）、2位の卸売業、小売業（約20%）、3位の医療、福祉（約4%）の上位3位で約95%以上を占めています。

表 2.1 産業別事業所数及び従業員数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類(大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	10	1.15%	84	0.73%	農林漁業	10	1.15%	84	0.73%
第二次産業	229	26.35%	5,408	47.04%	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
					建設業	83	9.55%	378	3.29%
					製造業	146	16.80%	5,030	43.75%
					電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
					情報通信業	2	0.23%	12	0.10%
					運輸業、郵便業	21	2.42%	229	1.99%
					卸売業、小売業	220	25.32%	1,940	16.87%
					金融業、保険業	12	1.38%	72	0.63%
					不動産業、物品販賣業	17	1.96%	64	0.56%
第三次産業	630	72.50%	6,005	52.23%	学術研究、専門・技術サービス業	27	3.11%	81	0.70%
					宿泊業、飲食サービス業	81	9.32%	695	6.05%
					生活関連サービス業、娯楽業	74	8.52%	388	3.37%
					教育、学習支援業	26	2.99%	68	0.59%
					医療、福祉	83	9.55%	1,490	12.96%
					複合サービス事業	9	1.04%	158	1.37%
					サービス業(他に分類されないもの)	58	6.66%	808	7.04%
総計	869	100.00%	11,497	100.00%	総計	869	100.00%	11,497	100.00%

出典：令和3年経済センサス（令和3年6月1日現在）

(3) 都市計画区域等の状況

本町の都市計画区域は、市街化区域の面積は約497ha、市街化調整区域は約1,771haとなっており、市街化調整区域が全体の約78%を占めています。

また、用途地域別では、第一種低層住居専用地域が約43%（約215ha）と最も多く、次いで工業専用地域が約27%（約135ha）、第一種住居地域が約14%（約70ha）となっています。

表 2.2 都市計画区域と用途地域の指定状況

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	2,268.0	100.0
市街化区域	497.2	21.9
市街化調整区域	1,770.8	78.1
用途地域	面積(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	214.8	43.3
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	—	—
第二種中高層住居専用地域	41.0	8.2
第一種住居地域	69.8	14.0
第二種住居地域	4.9	1.0
近隣商業地域	5.3	1.1
商業地域	—	—
準工業地域	—	—
工業地域	26.5	5.3
工業専用地域	134.9	27.1
合計	497.2	100.0

出典：東員町都市計画マスターplan(平成29年9月)

参考：東員町都市計画図、東員町都市計画基礎調査(東員町、平成24年)

第3章 ごみ処理基本計画

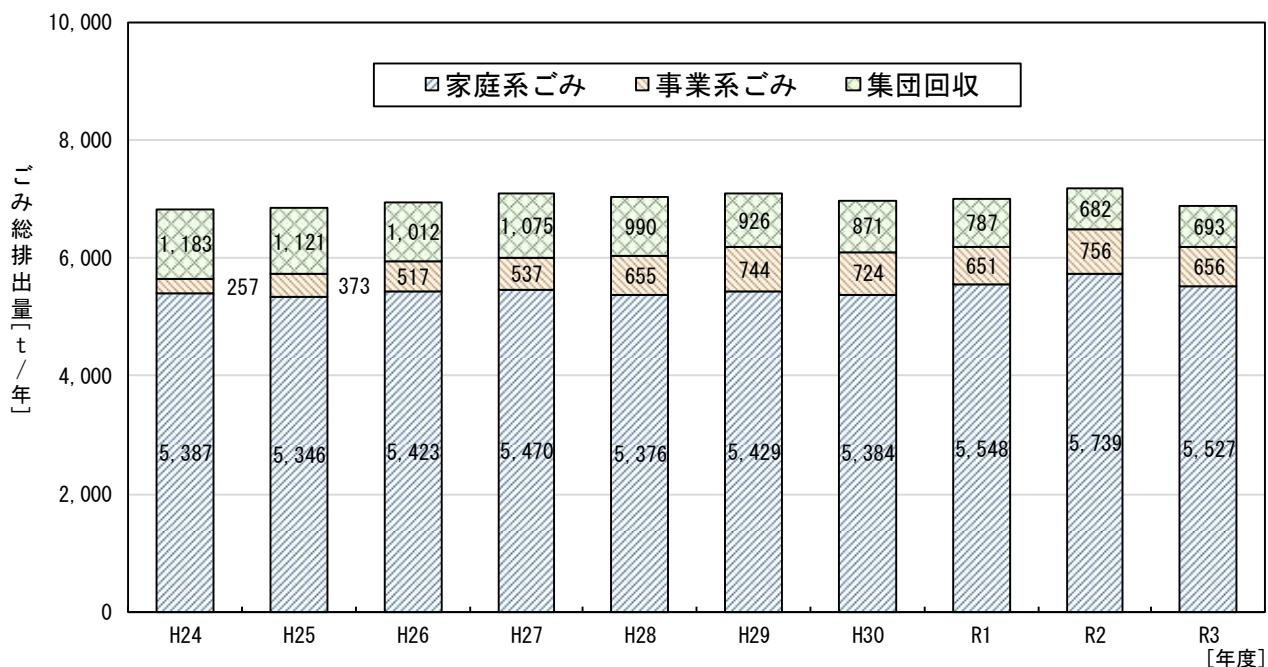
3. 1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量等

1) ごみ総排出量

ごみ総排出量（排出形態別）の推移は、図 3. 1 及び表 3. 1 に示すとおりです。ごみ総排出量は、家庭系ごみが約 8 割、事業系ごみ及び集団回収が約 1 割の構成となっています。

家庭系ごみは令和元年度以降若干増加傾向、事業系ごみも平成 24 年度以降継続して増加傾向ですが、集団回収は継続した減少傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 3. 1 ごみ総排出量の推移

表 3. 1 ごみ総排出量の推移

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	[t/年]
家庭系ごみ ^{注1)}	5,387	5,346	5,423	5,470	5,376	5,429	5,384	5,548	5,739	5,527	
事業系ごみ	257	373	517	537	655	744	724	651	756	656	
集団回収 ^{注2)}	1,183	1,121	1,012	1,075	990	926	871	787	682	693	
ごみ総排出量 ^{注3)}	6,827	6,840	6,952	7,082	7,021	7,099	6,979	6,986	7,177	6,876	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注1) H24とH25の家庭系ごみは、東員町最終処分場に搬入される土砂・がれきを除いている。

注2) 集団回収は、主に資源ごみ収集団体による回収を示す。

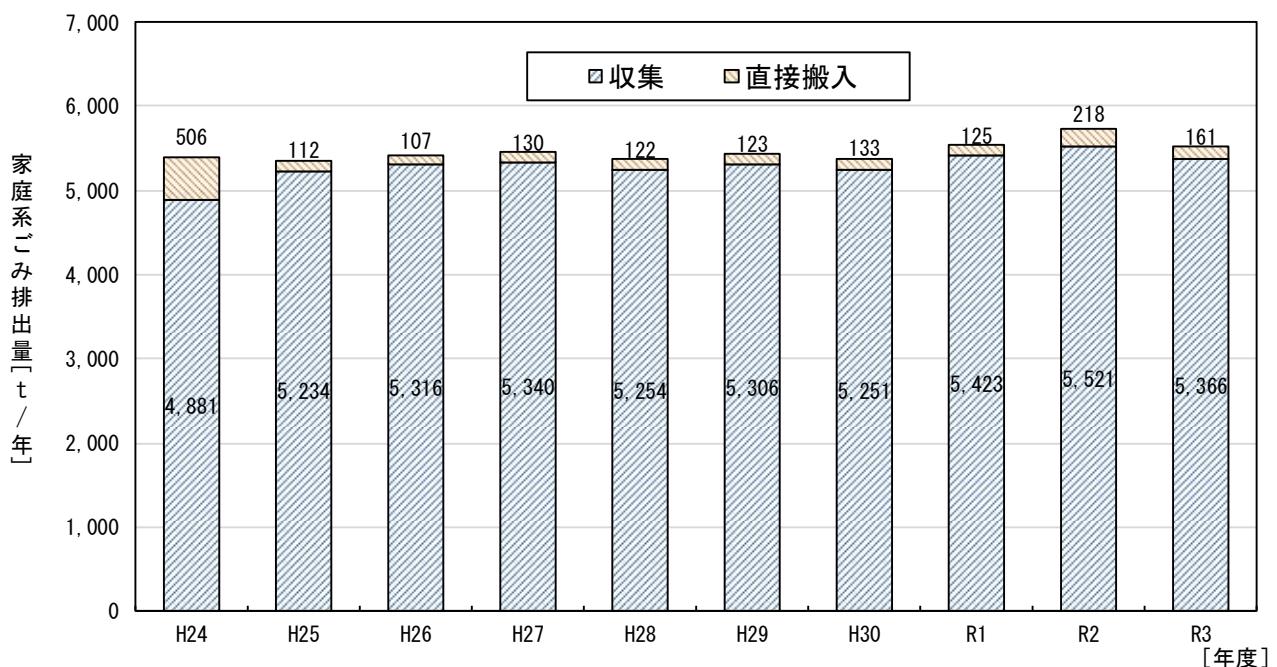
注3) ごみ総排出量＝家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収

2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは、委託により収集されるごみ（収集ごみ）と、住民が自らごみ処理施設へ搬入するごみ（直接搬入ごみ）に区分され、図 3.2 に示すとおり、大部分が収集ごみとなっています。

家庭系ごみ排出量の推移は、図 3.3 及び表 3.2 に示すとおりです。可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、令和元年度以降若干増加傾向、不燃ごみはほぼ横ばいで推移し、全体としては若干増加傾向にあります。

なお、令和2年度の増加は、若干新型コロナウイルス感染症の影響もあると考えられます。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注) H24とH25の直接搬入量からは、東員町最終処分場に直接搬入される土砂・がれきを除いている。

図 3.2 家庭系ごみの収集形態別排出量

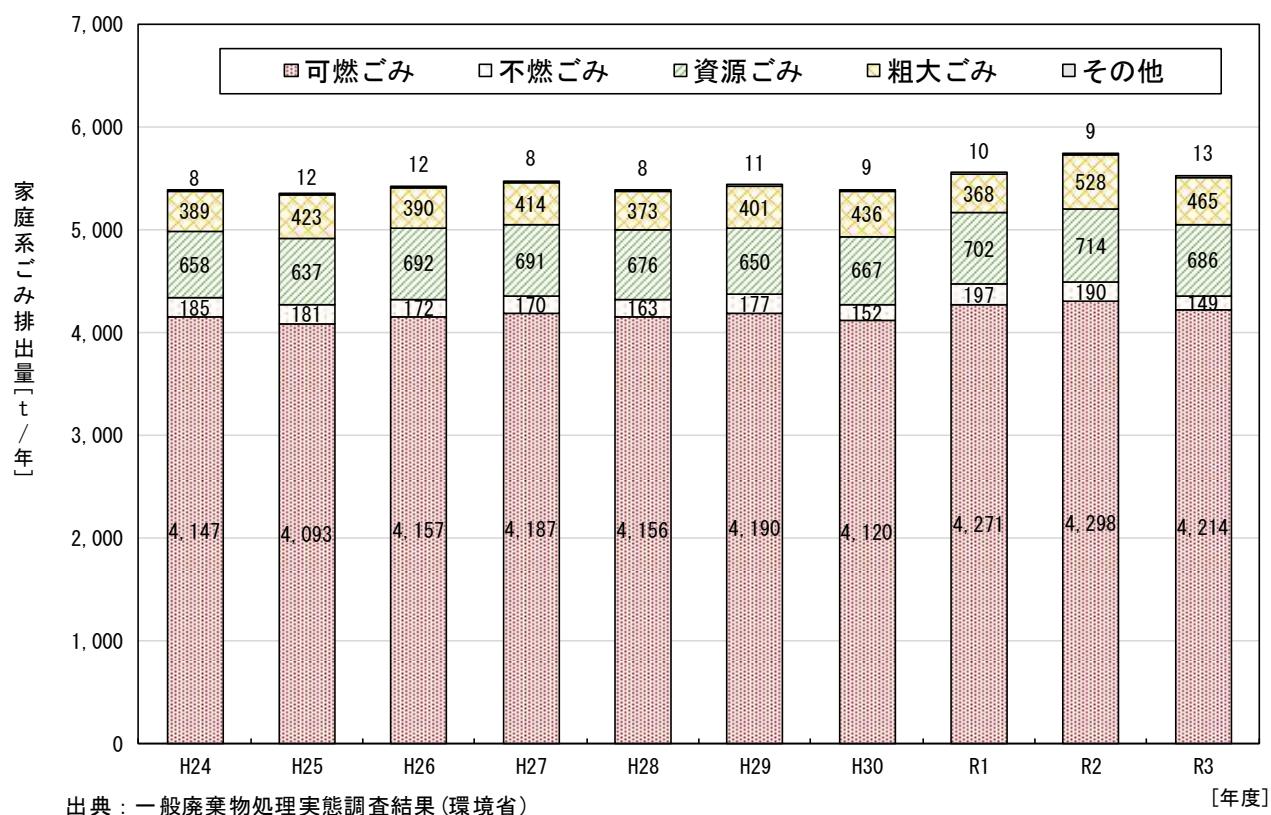


図 3.3 ゴミ種別家庭系ごみ排出量の推移

表 3.2 ゴミ種別家庭系ごみ排出量の推移

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	[t/年]
可燃ごみ	4,147	4,093	4,157	4,187	4,156	4,190	4,120	4,271	4,298	4,214	
不燃ごみ	185	181	172	170	163	177	152	197	190	149	
資源ごみ	658	637	692	691	676	650	667	702	714	686	
粗大ごみ	389	423	390	414	373	401	436	368	528	465	
その他	8	12	12	8	8	11	9	10	9	13	
家庭系ごみ排出量	5,387	5,346	5,423	5,470	5,376	5,429	5,384	5,548	5,739	5,527	

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注) H24年度とH25年度の他のごみは、東員町最終処分場に搬入される土砂・がれきを除いている。

3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみは、家庭系ごみと異なり、収集は行っておらず、全量が排出事業者から収集・運搬の委託を受けた許可業者により収集（許可業者収集）されています。

事業系ごみ排出量の推移は、図 3.4 及び表 3.3 に示すとおりです。事業系ごみの大部分は可燃ごみで増減を繰り返しています。不燃ごみ及び粗大ごみは少量で、全体としても増減を繰り返しています。

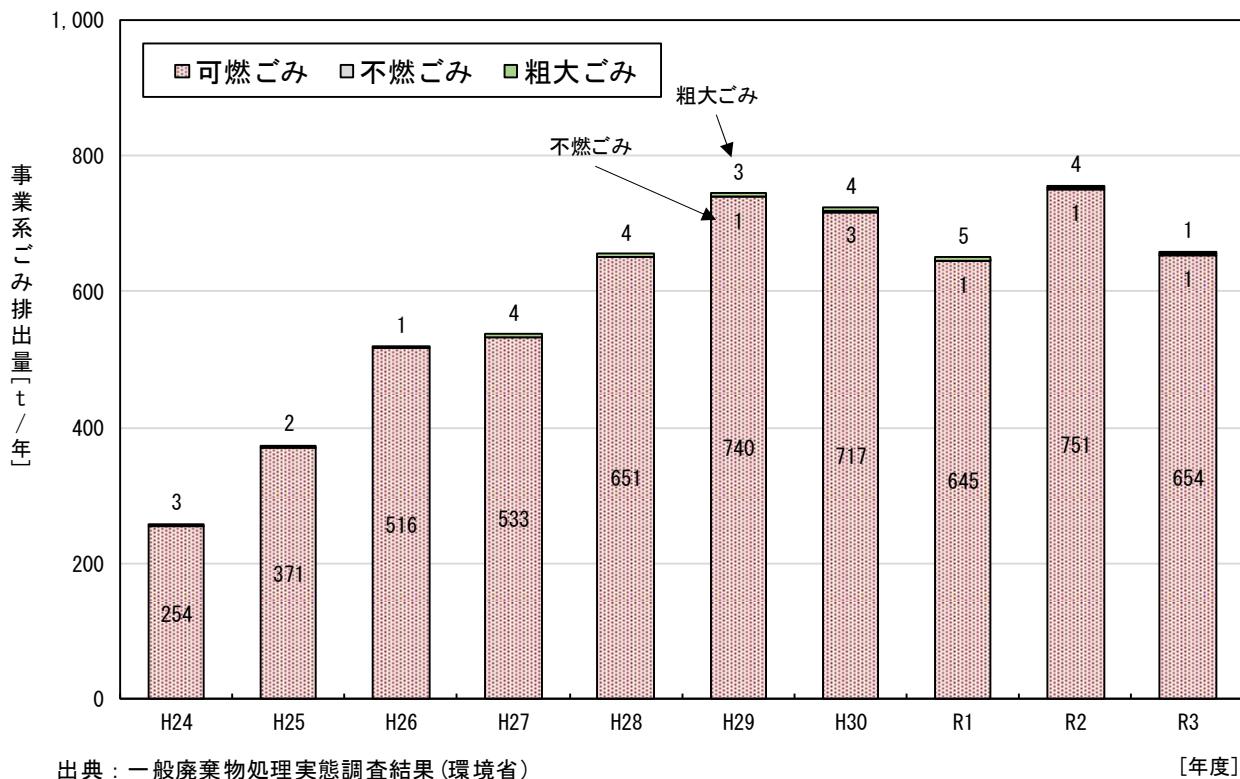


図 3.4 ごみ種別事業系ごみ排出量の推移

表 3.3 ごみ種別事業系ごみ排出量の推移

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	[t/年]
可燃ごみ	254	371	516	533	651	740	717	645	751	654	
不燃ごみ	0	0	0	0	0	1	3	1	1	1	
粗大ごみ	3	2	1	4	4	3	4	5	4	1	
事業系ごみ排出量	257	373	517	537	655	744	724	651	756	656	

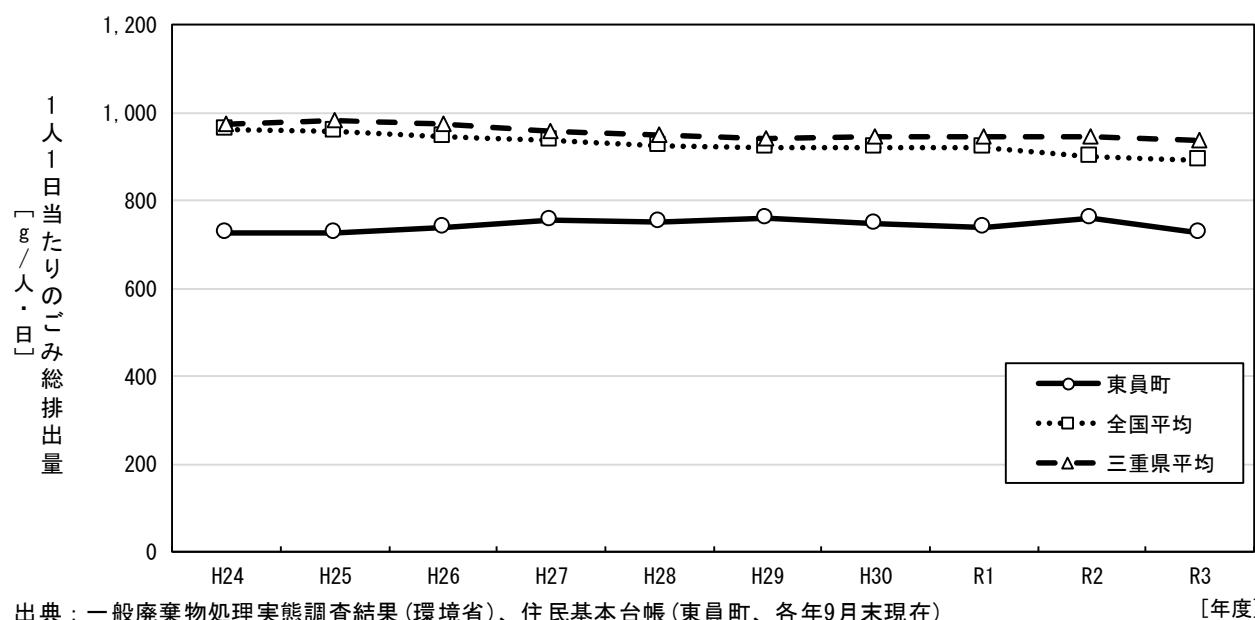
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

4) 排出量原単位

① 1人1日当たりのごみ総排出量

排出量原単位（はいしゅつりょうげんたんい）とは、排出量を人口及び年間日数などで除した値です。1人1日当たりのごみ総排出量の推移は、図3.5及び表3.4に示すとおりです。

本町の1人1日当たりのごみ総排出量は概ね減少傾向にあり、全国平均や三重県平均と比較して相当程度少ない状況にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町、各年9月末現在）

[年度]

図3.5 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

表3.4 1人1日当たりのごみ総排出量の全国平均等との比較

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	[g/人・日]
東員町 ^{注)}	725	728	741	756	753	759	746	738	758	727	
全国平均	964	958	947	939	925	920	919	919	901	890	
三重県平均	976	982	975	959	950	943	947	947	947	938	

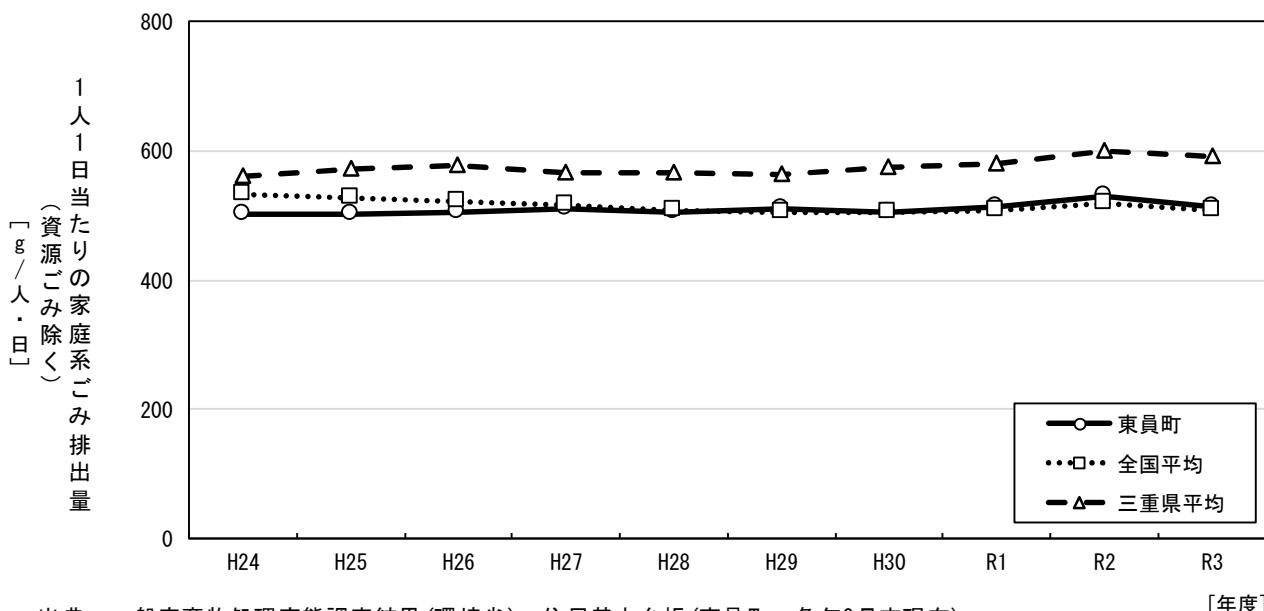
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町分、各年9月末現在）

注)H24年度とH25年度は、東員町最終処分場に直接搬入される土砂・がれきを除いている

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

国の家庭系ごみ排出量の目標値は、資源ごみを除いた排出量を採用していることから、本町の資源ごみを除いた排出量について、全国平均や三重県平均と比較します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の推移は、図3.6及び表3.5に示すとおりです。本町の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、三重県県平均より少なく、全国平均と概ね同様の傾向にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町、各年9月末現在）

図3.6 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

表3.5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の全国平均等との比較

[g/人・日]

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
東員町 ^{注)}	502	501	504	510	504	511	504	512	531	512
全国平均	533	527	521	516	507	505	505	509	520	508
三重県平均	562	571	578	567	566	564	574	579	600	591

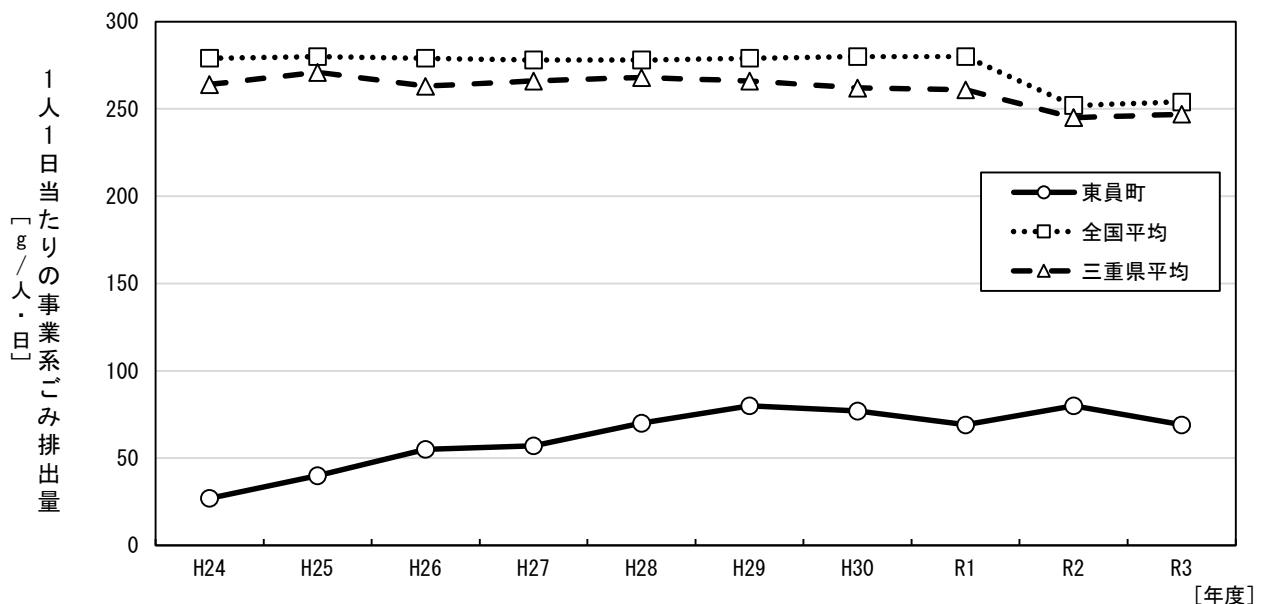
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町分、各年9月末現在）

注)H24年度とH25年度は、東員町最終処分場に直接搬入される土砂・がれきを除いている

③ 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移は、図3.7及び表3.6に示すとおりです。

本町の1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、全国平均や三重県平均と比較して相当程度少ない状況にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町、各年9月末現在）

図3.7 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

表3.6 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の全国平均等との比較

[g/人・日]

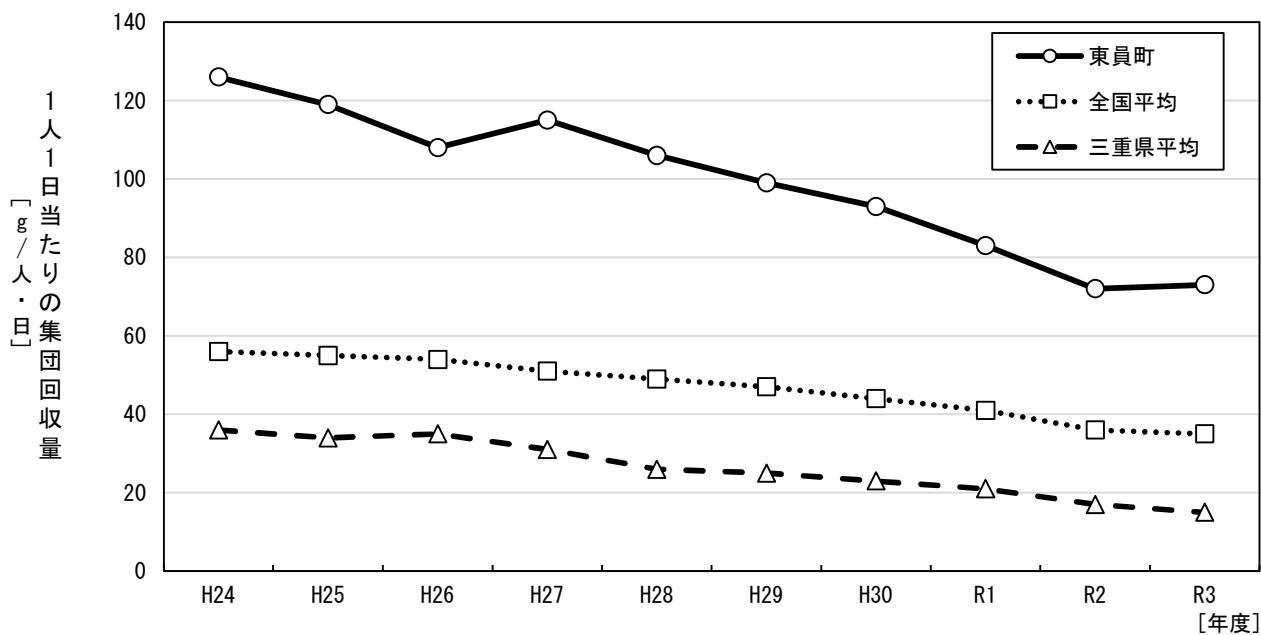
[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
東員町	27	40	55	57	70	80	77	69	80	69
全国平均	279	280	279	278	278	279	280	280	252	254
三重県平均	264	271	263	266	268	266	262	261	245	247

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町分、各年9月末現在）

④ 1人1日当たりの集団回収量

1人1日当たりの集団回収量の推移は、図3.8及び表3.7に示すとおりです。

本町の1人1日当たりの集団回収量は、全国平均や三重県平均と比較して相当程度多い状況にあります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町、各年9月末現在）

図3.8 1人1日当たりの集団回収量の全国平均等との比較

表3.7 1人1日当たりの集団回収量の全国平均等との比較

[年度] \	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
東員町	126	119	108	115	106	99	93	83	72	73
全国平均	56	55	54	51	49	47	44	41	36	35
三重県平均	36	34	35	31	26	25	23	21	17	15

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳（東員町分、各年9月末現在）

(2) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理フローは図 3.9、本町のごみ処理施設の位置は図 3.10 に示すとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（スプレー缶）及びプラスチックごみ（容器包装プラスチック）は、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入し処理しています。

資源ごみ（びん類、缶類、ペットボトル、廃食油）、使用済み小型家電及び有害ごみは、ごみ集積所（ステーション）又は東員町資源ごみストックヤードで回収し、民間リサイクル業者において資源化しています。資源ごみの内、紙類及び布類は集団回収を基本としていますが、一部は東員町資源ごみストックヤードでも回収しています。

また、住民が自ら解体した土砂・がれき類については、東員町最終処分場において埋立処分しています。

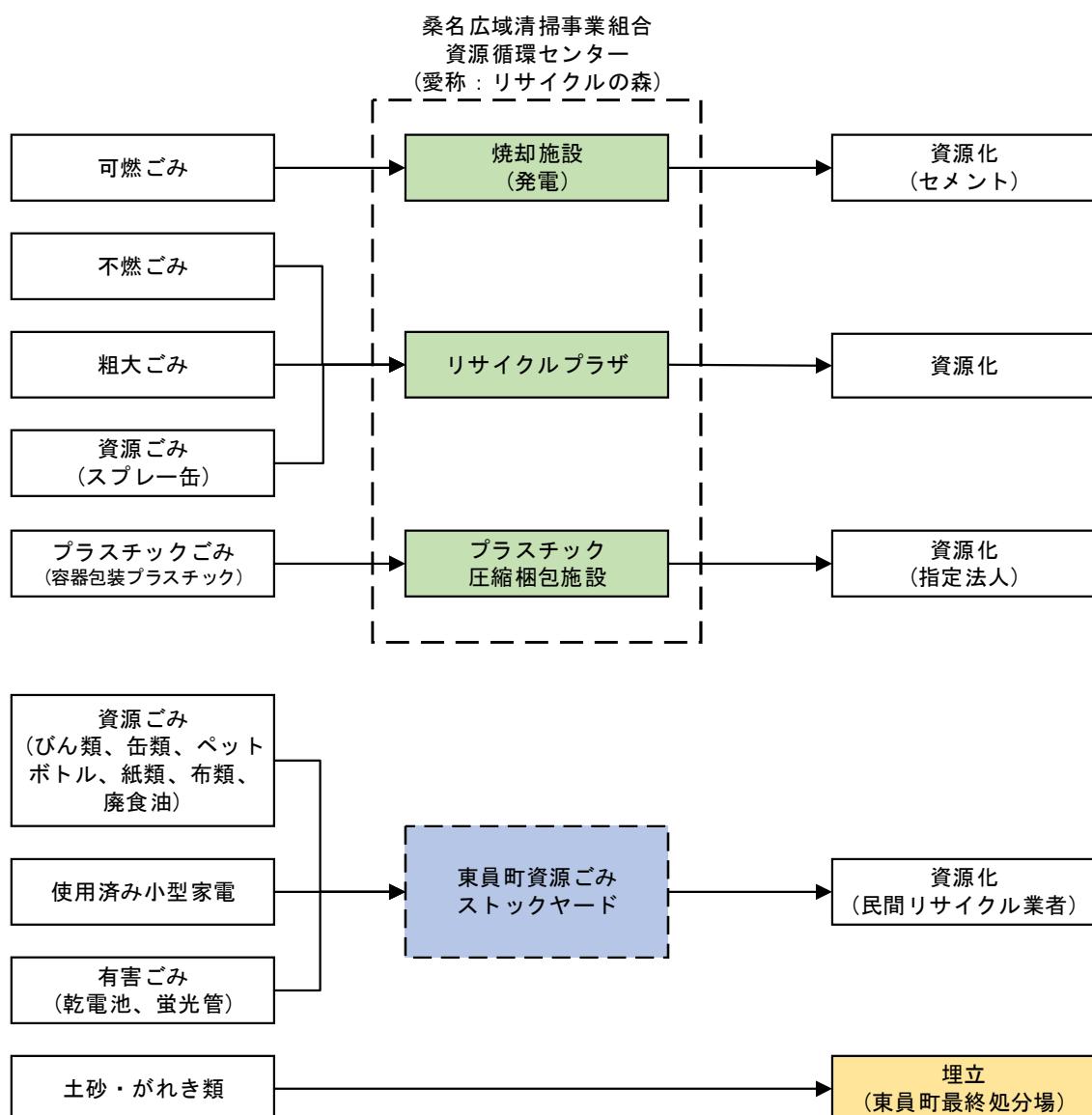


図 3.9 ごみ処理フロー



図 3.10 ごみ処理施設の位置図

(3) 可燃ごみの性状

桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入されている可燃ごみの性状は、表 3.8 に示すとおりです。

ごみ組成については、紙・布類が最も多く、約 45%を占めています。次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類約 20%、ちゅう芥類約 19%となっています。

低位発熱量は約 8,000kJ/kg 程度となっています。また、三成分については、水分が約 46%、可燃分が約 47%を占めています。

表 3.8 可燃ごみの性状

	可燃ごみ組成						ごみの3成分			その他 ～低位 実測 発熱 量
	紙 ・ 布 類 [%]	脂 ・ ビ ・ ニ ゴ ・ ム ・ ル ・ ・ 皮 合 革 成 類 樹 [%]	木 ・ 竹 ・ わ ら 類 [%]	ち ゅ う 芥 類 [%]	不 燃 物 類 [%]	そ の 他 [%]	水 分 [%]	可 燃 分 [%]	灰 分 [%]	
平成29年度	47.7	19.0	3.2	23.7	1.3	5.1	53.5	40.7	5.8	6,310
平成30年度	45.0	15.3	5.5	23.7	4.3	6.2	53.8	39.5	6.7	6,100
令和元年度	44.0	21.0	12.4	14.7	3.5	4.4	36.4	56.3	7.3	8,850
令和2年度	48.2	26.0	6.6	10.9	3.0	5.3	42.7	49.1	8.2	8,183
令和3年度	41.4	18.5	15.1	19.3	1.2	4.5	44.2	48.9	6.9	10,672
総平均値	45.3	20.0	8.6	18.5	2.7	5.1	46.1	46.9	7.0	8,023
最大値(参考)	48.2	26.0	15.1	23.7	4.3	6.2	53.8	56.3	8.2	10,672
最小値(参考)	41.4	15.3	3.2	10.9	1.2	4.4	36.4	39.5	5.8	6,100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注1) 端数処理の関係で合計値は100%とならない場合があります。

注2) 令和2年度及び令和3年度の低位発熱量は計算値。

注3) ちゅう芥類：家庭の台所や飲食店等から出でくる野菜くずや食べ物の残り等

(4) ごみの資源化・減量化の現状

1) 施策の実施状況

① 資源ごみ収集団体育成助成金交付制度

本町では、ごみの減量・ごみの再資源化・資源ごみ収集団体の育成を目的として、資源ごみを収集する団体（自治会、子ども会等）に助成金を交付しています。

助成金交付制度の概要は、表 3.9 及び図 3.11 に示すとおりで、令和4年度は398件となっています。

表 3.9 資源ごみ収集団体育成助成金交付制度の概要

制度の目的	資源ごみ収集活動を実施する団体に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することにより、ごみの減量及び再資源化を図ることを目的とする。
定義	地域住民の日常生活に伴つて生じる一般廃棄物のうち、資源として再生利用することができる紙類、布類で、町内で発生したものに限る。
交付対象	資源ごみ収集活動を実施する団体で、営利を目的としない団体
助成金額	紙類：1kg当たり 6円 布類：1kg当たり 6円

出典：東員町資源ごみ収集団体育成助成金交付要領（平成6年5月13日 告示第27号）

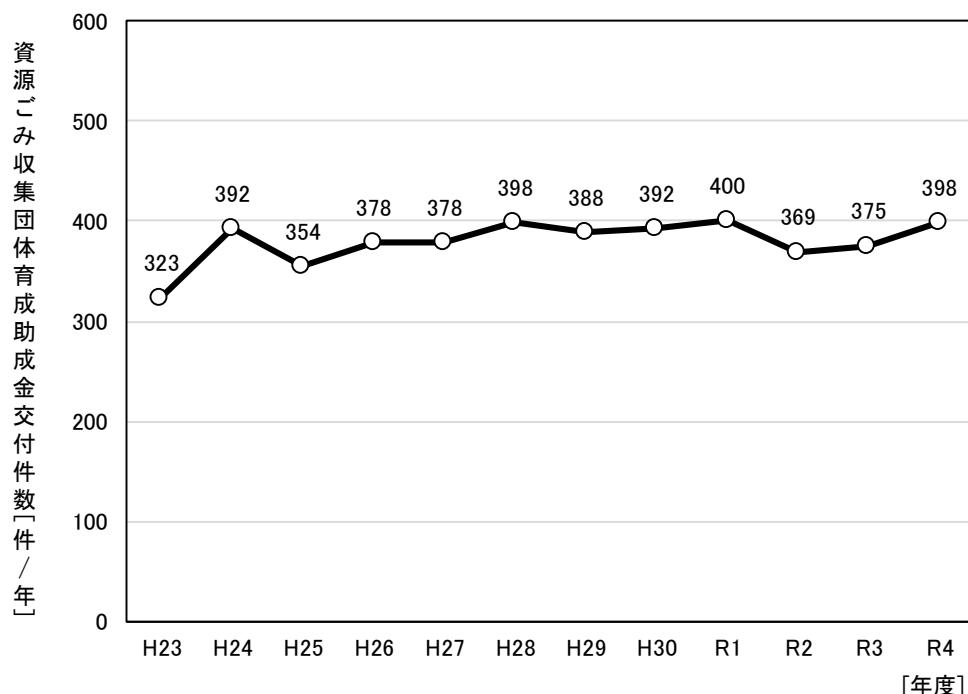


図 3.11 資源ごみ収集団体育成助成金交付件数の推移

② 生ごみ堆肥化容器設置補助金交付制度

本町では、家庭内での生ごみの減量化を促進することを目的として、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入に対する補助金を支給しています。

補助金交付制度の概要は、表 3.10 及び図 3.12 に示すとおりで、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機とも 1 基につき購入金額の半額を補助金として交付しています（なお、上限金額は、生ごみ堆肥化容器が 4,000 円、生ごみ処理機が 30,000 円）。また、補助基数については、令和 4 年度は生ごみ堆肥化容器と生ごみ処理機を合わせて 22 基となっています。

表 3.10 生ごみ堆肥化容器補助金交付制度の概要

趣旨	生ごみの減量化及び再資源化を図りもって生活環境の保全に資するため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を設置する家庭に対し、その設置に要する経費の一部を補助する。
交付要件	(1) 本町に住所を有する一般家庭で、容器等を設置する場所が確保されている世帯主 (2) 過去にこの補助金の交付を受け、設置した容器等を買い替えようとするときは、当該容器等が7年以上の経過により使用不能と認める場合に限る。 (3) 補助金の申請時において、第1号に規定する世帯主に町税等の滞納がないこと。
補助金の額	(1) 生ごみ堆肥化容器の場合は1個につき、その取得価格の2分の1で、最高限度額を4,000円とし、1家庭につき2個を限度とする。 (2) 生ごみ処理機の場合は、その取得価格の2分の1で、最高限度額を30,000円とし、1家庭につき1個を限度とする。

出典：東員町生ごみ堆肥化容器設置補助金交付要綱（平成10年3月30日 告示第19号）

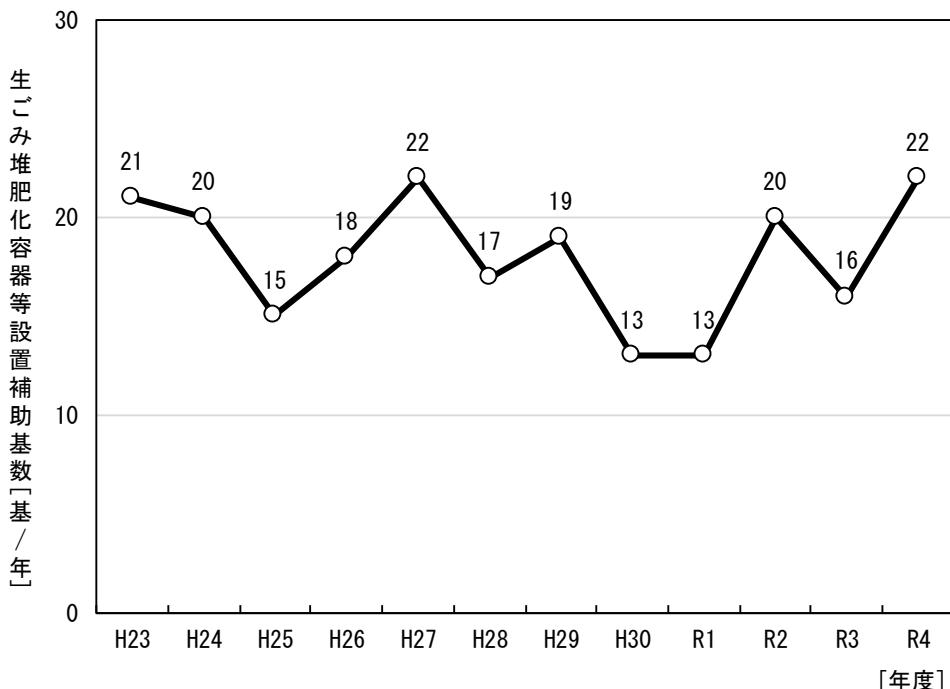


図 3.12 生ごみ堆肥化容器補助金交付基数の推移

③ ごみ集積所整備補助金交付制度

本町では、ごみの散乱及び不法投棄の防止を図るとともに、生活環境の保全を図ることを目的として、ごみ集積所を整備する自治会に対し、当該集積所の整備経費の一部を補助しています。

表 3.11 ごみ集積所整備補助金交付制度の概要

制度の目的	ごみ集積所(以下「集積所」という。)を整備する自治会に対し、当該集積所の整備経費の一部を補助することにより、ごみの散乱及び不法投棄の防止を図るとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。
交付条件	(1) 集積所の設置場所が適切な場所であること。 (2) 集積所の敷地所有者の同意が得られていること。 (3) 耐用年数が著しく短い材料を使用して整備しないこと。 (4) 常に良好な環境で維持管理できるものであること。
補助金	補助金は、一つの自治会に対し70万円を限度として交付するものとする。

出典：東員町ごみ集積所整備補助金交付要綱(平成25年4月16日 告示第50号)

④ 民間非営利組織による生ごみの堆肥化

東員町資源ごみストックヤードの東側の堆肥舎において、「NPO 法人 生ごみリサイクル思考の会」が生ごみの堆肥化を行っています。

各家庭で工具箱(45L)を使って一次処理(生ごみの減量・減容)を行い、それをNPO法人会員が各参加世帯をまわって回収します。堆肥舎で2次処理(発酵・堆肥化)を行い、100日ほどで堆肥が完成し、参加世帯に無償で堆肥を配布しています。



出典：Facebook 「NPO法人生ごみリサイクル思考の会」

⑤ 雜紙の回収

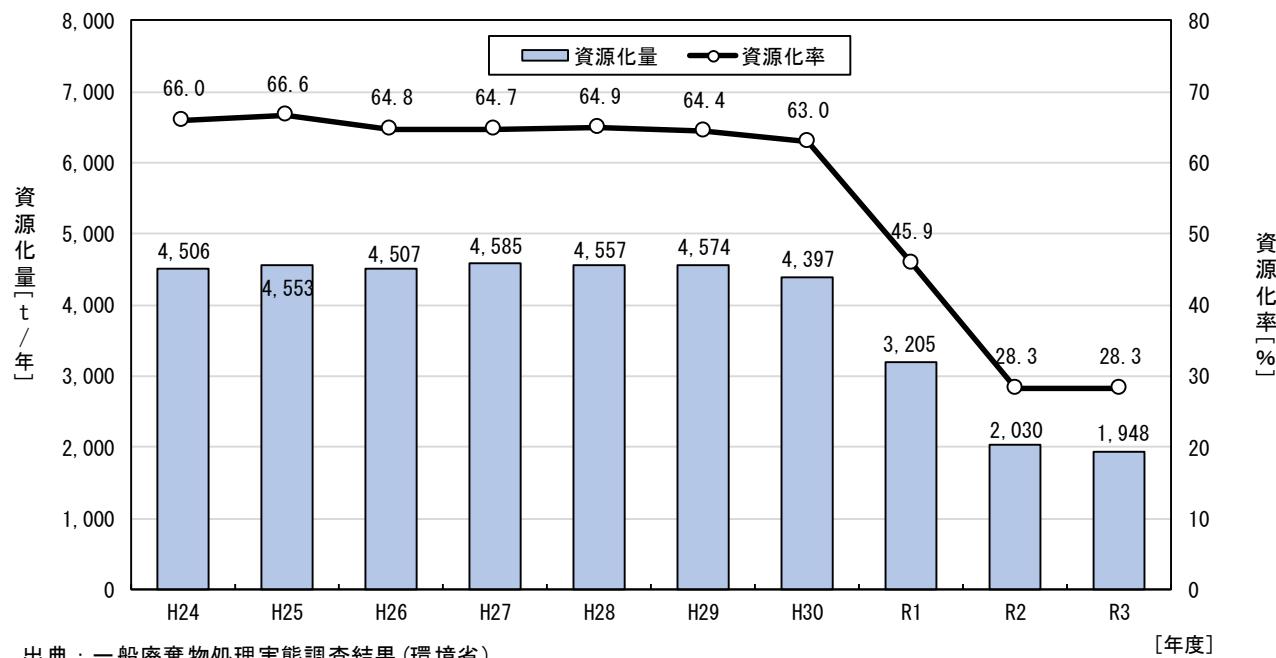
可燃ごみに含まれる雑紙を資源ごみに移行することで可燃ごみの排出量を減らすため、平成24年10月から雑紙回収を開始しています。

雑紙の回収は、各自治会の資源ごみ(紙・布)の回収日に各自治会指定の場所、または東員町資源ごみストックヤードで行っています。

2) 資源化の実績

資源化量及び資源化率の推移は、図 3.13 及び表 3.12 に示すとおりです。

資源化量及びリサイクル率は、令和元年度 9 月まで可燃ごみを RDF 化施設で RDF (ごみ固体燃料) として資源化していたので、それまでの資源化率は 60% 程度で推移していました。RDF 化施設での処理の終了に伴い、令和 2 年度以降の資源化率は約 28% となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注) 資源化量及び資源化率：令和元年度まで RDF を含む

図 3.13 資源化量等の推移

表 3.12 資源化量等の推移

[年度]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量 [t/年]	6,827	6,840	6,952	7,082	7,021	7,099	6,979	6,986	7,177	6,876
資源化量 [t/年]	4,506	4,553	4,507	4,585	4,557	4,574	4,397	3,205	2,030	1,948
資源化率 [%]	東員町	66.0	66.6	64.8	64.7	64.9	64.4	63.0	45.9	28.3
	三重県平均	30.7	30.1	29.7	28.5	27.4	27.2	26.4	23.1	20.4
	全国平均	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注) 資源化量及び資源化率：令和元年度まで RDF を含む

H24 年度と H25 年度の家庭系ごみは、東員町最終処分場に搬入される土砂・がれきを除いています。

(5) 収集・運搬の現状

本町の家庭系ごみの収集頻度・収集形態は、表 3.13 に示すとおりです。

家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及びプラスチックごみ（容器包装プラスチック）は、委託業者により収集・運搬を行っています。また、粗大ごみは、年間4回、最終処分場内粗大ごみ置き場へ、搬入券を持って直接搬入する形としていますが、令和4年度より指定された平日でも受け入れ可能としています。

資源ごみについては、平成23年6月から廃食用油の回収を開始し、平成24年10月からは可燃ごみに含まれる雑紙を資源ごみとして回収しています。

また、事業系ごみについては、事業者自ら桑名広域清掃事業組合（構成市町：桑名市、東員町、木曽岬町）に直接搬入を行うほか、許可業者に委託して収集・運搬を行っています。

表 3.13 家庭系ごみの収集頻度・収集形態等

区分	収集頻度	収集方式等
可燃ごみ	2回/週	
不燃ごみ	1回/月	ステーション方式（神田・稻部・三和地区） または戸別収集（ 笹尾・城山地区）
プラスチックごみ(容器包装プラスチック)	1回/週	
粗大ごみ	4回/年	東員町最終処分場へ住民が直接搬入
資源ごみ	びん類	
	缶類	4日/月
	ペットボトル	
	スプレー缶	2日/月
	廃食油	
	紙類	随時
	布類	
使用済み小型家電	随時等	東員町資源ごみストックヤード、東員町最終処分場、役場庁舎および 笹尾連絡所に、住民が直接搬入
有害ごみ	乾電池	2日/月
	リチウムイオンバッテリー等	随時
	自動車用鉛蓄電池	4回/年
	蛍光管	4回/年

表 3.14 東員町資源ごみストックヤードの概要

施設	概要	
東員町資源ごみストックヤード	所管	東員町
	所在地	東員町大字大木51-1
	操業開始	平成12年度
	敷地面積	612m ²

出典：平令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）



(6) 中間処理の現状

本町から排出されるごみは、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入し処理しています。処理施設の概要は、表 3.15 に示すとおりです。

可燃ごみは、RDF 化施設で RDF（ごみ固形燃料）に加工し、三重ごみ固形燃料発電所に搬出して焼却・発電を行っていましたが、令和元年 9 月中旬以降 RDF 化施設での処理は終了し、資源循環センターの焼却施設で処理しています。

焼却施設では、ごみの燃焼排ガスから熱を回収し、蒸気タービン・発電機で発電し、その電力は処理施設で利用するとともに、余剰電力が生じた場合は売電します。また、焼却により発生する主灰と飛灰は 100% セメント原料として利用します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラザにおいて破碎処理され、金属類と残渣に選別処理されます。びん類、缶類及びその他の資源物は選別作業のあと一時貯留され、それぞれ資源化されます。

プラスチックごみ（容器包装プラスチック）は、圧縮梱包施設において不適物の除去を行ったあと、圧縮・梱包処理を行い、再生処理業者に引き渡されています。

表 3.15 中間処理施設の概要

施設	概要	
資源循環センター (愛称:リサイクルの森)	所管	桑名広域清掃事業組合
	所在地	桑名市多度町力尾字沢地4028番地
	敷地面積	145,709.56m ²
	施設延床面積	22,198.50m ²
焼却施設	建築構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上6階建
	施設延床面積	10,749.88m ²
	操業開始	令和2年1月(令和元年9月より試運転)
	処理能力	174t/24h (87t/24h × 2 炉)
リサイクルプラザ	建築構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
	施設延床面積	3,965.61m ²
	操業開始	平成14年12月
	処理能力	不燃・粗大処理施設:55t/5h 缶選別施設:5t/5h びん選別施設:2t/5h
プラスチック圧縮梱包施設	建築構造	鉄骨造2階建
	施設延床面積	2,610.12m ²
	操業開始	平成20年10月
	処理能力	17t/5h (8.5t/5h × 2 系列)
管理棟	建築構造	鉄筋コンクリート造 3階建
	施設延床面積	2,725.54m ²

出典：桑名広域清掃事業組合ホームページ



焼却施設



リサイクルプラザ



プラスチック圧縮梱包施設

(7) 最終処分の現状

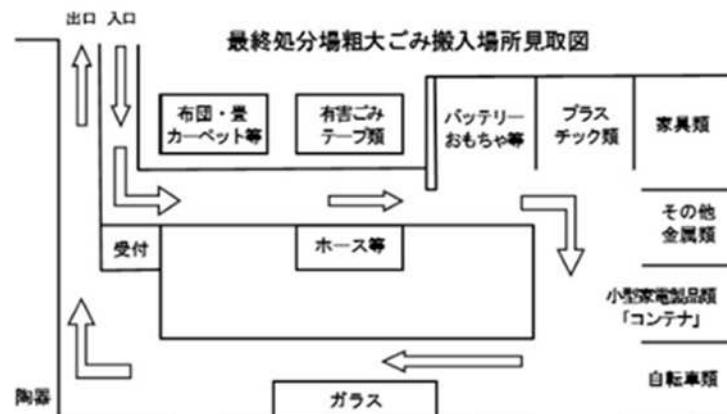
1) 最終処分場の概要

本町が所管する東員町最終処分場は、住民自らによる解体などにより排出される「土・砂・石・瓦・コンクリート・ブロック・レンガ」などを受け入れています。

また、この最終処分場は、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光管）や使用済み小型家電等の搬入場所としても利用しています。

表 3.16 東員町最終処分場の概要

施設	概要	
東員町最終処分場	所管	東員町
	所在地	東員町大字鳥取1883-22
	操業開始	平成4年度
	埋立地面積	15,670m ²
	残余容量	137,000m ³

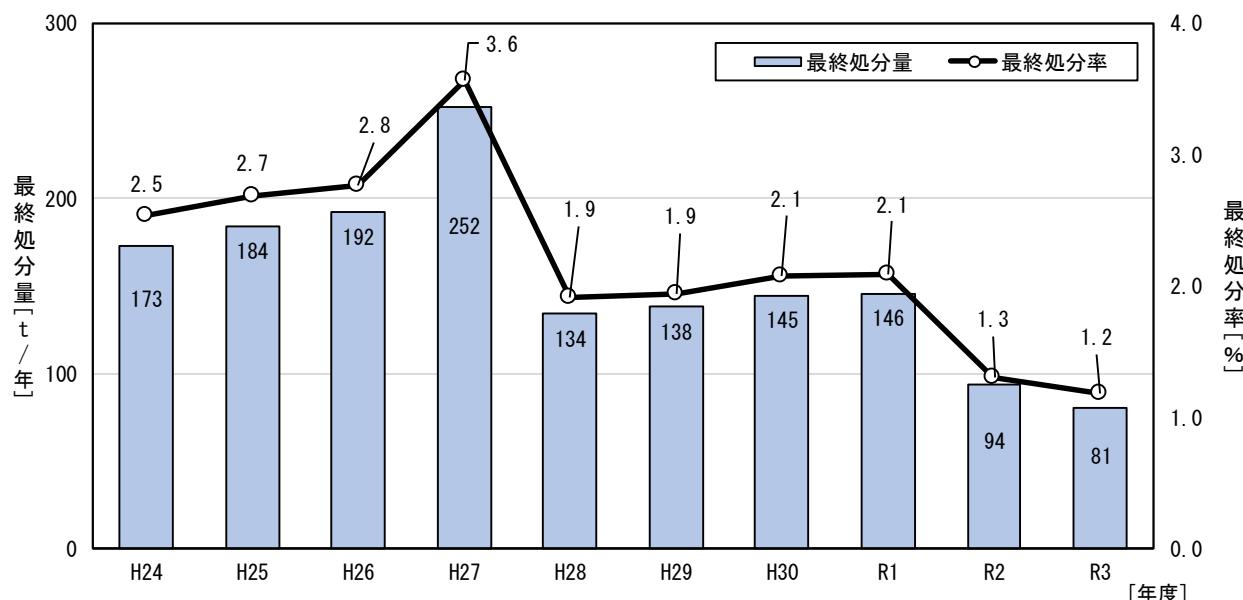


出典：東員町ホームページ

2) 最終処分の状況

最終処分量及び最終処分率の推移は、図 3.14 及び表 3.17 に示すとおりです。最終処分量は、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）での処理に伴い発生する処理残渣で、東員町最終処分場に搬入されている土砂・がれきは含んでいません。

最終処分量は平成 26 年度以降減少傾向で推移し、最終処分率は約 1 % と少ない状況です。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 3.14 最終処分量等の推移

表 3.17 最終処分量等の推移

[年度]		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ総排出量	[t/年]	6,827	6,840	6,952	7,082	7,021	7,099	6,979	6,986	7,177	6,876
最終処分量	[t/年]	173	184	192	252	134	138	145	146	94	81
最終処分率 [%]	東員町	2.5	2.7	2.8	3.6	1.9	1.9	2.1	2.1	1.3	1.2
	三重県平均	6.4	7.6	5.9	5.6	3.3	3.5	3.9	3.5	3.1	3.4
	全国平均	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	8.7	8.4

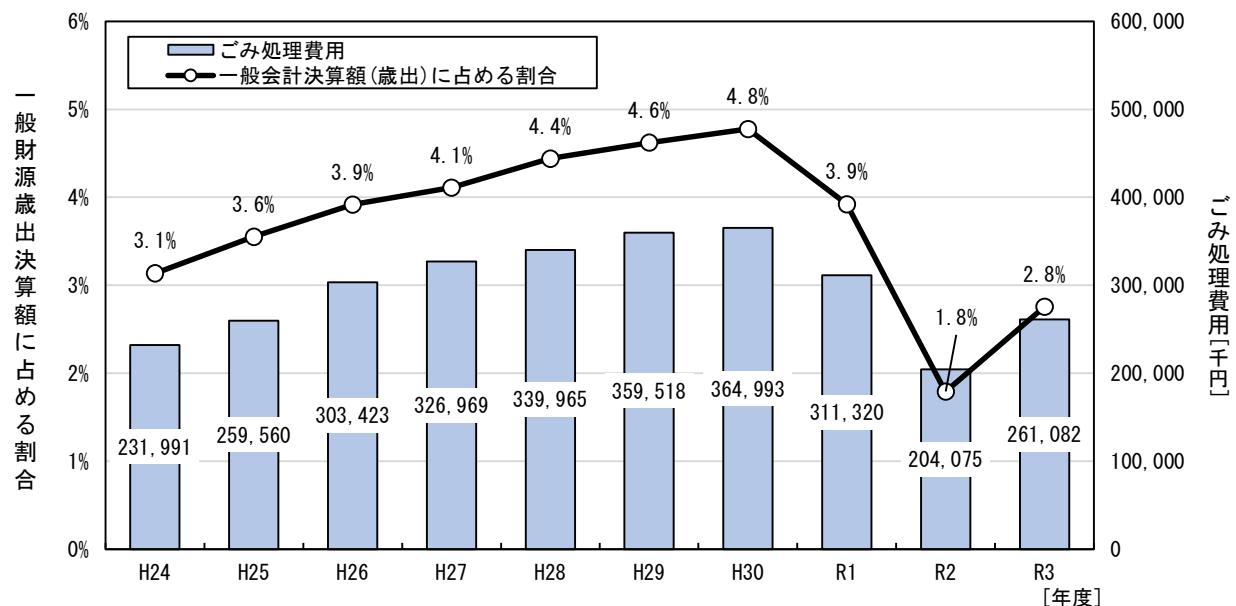
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

注)最終処分量：桑名広域清掃事業組合資源循環センターの処理残渣で、東員町最終処分場に搬入している土砂・がれきは除く

3) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の推移は、図 3.15、図 3.16 及び表 3.18 と表 3.19 に示すとおりです。

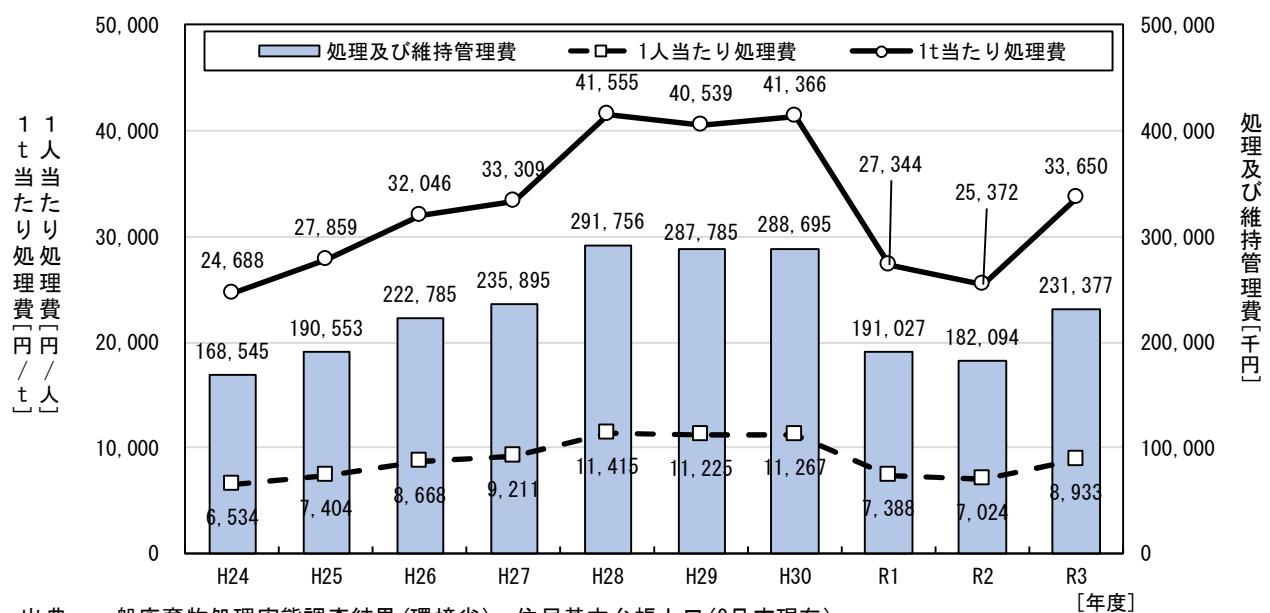
ごみ処理施設の建設・改良費を含むごみ処理経費は、令和3年度で年間約 2.6 億円となっており、一般会計決算額（歳出）に占める割合は約 2.8% です。また、1人当たりの処理及び維持管理費は、年間約 9 千円/人程度となっています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

三重県ホームページ「三重県統計書」、東員町ホームページ「東員町の決算状況」

図 3.15 ごみ処理経費の一般財源歳出決算額に占める割合の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（9月末現在）

図 3.16 ごみ処理経費の推移

表 3.18 ごみ処理経費の推移（1）

		[年度]	H24	H25	H26	H27	H28
建設・改良費 〔千円〕	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		調査費	0	0	0	0	0
		組合分担金	62,387	62,251	70,475	70,522	36,794
		小計	62,387	62,251	70,475	70,522	36,794
	人件費	一般職	6,054	5,847	5,702	5,095	5,010
		収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費 〔千円〕		最終処分費	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	29,335	40,149	48,037	53,989	55,999
		中間処理費	1,772	1,169	2,262	1,689	1,601
		最終処分費	0	0	0	0	0
		車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	15,640	13,606	13,018	13,041	14,509
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	7,020	8,292	8,787	5,844	6,139
		その他	0	0	0	0	0
		組合分担金	108,724	121,490	144,979	156,237	208,498
(a) 小計		調査研究費	0	0	0	0	0
		(a) 小計	168,545	190,553	222,785	235,895	291,756
		その他	1,059	6,756	10,163	20,552	11,415
合計(b)			231,991	259,560	303,423	326,969	339,965
(c) 行政区域内人口 [人]			25,797	25,738	25,703	25,611	25,558
(d) ごみ総排出量 ^{注)} [t/年]			6,827	6,840	6,952	7,082	7,021
(e) 一般会計決算額(歳出) [千円]			7,399,225	7,306,490	7,741,896	7,954,765	7,658,451
(f) 1人当たり処理費 ((a) × 1000 ÷ (c)) [円/人]			6,534	7,404	8,668	9,211	11,415
(g) 1t当たり処理費 ((a) × 1000 ÷ (d)) [円/t]			24,688	27,859	32,046	33,309	41,555
(h) 一般会計決算額(歳出)に占める割合 ((b) ÷ (e) × 100)			3.1%	3.6%	3.9%	4.1%	4.4%

出典1：一般会計決算額(歳出)H24～H27年度：三重県ホームページ「各市町の財政状況等」

出典2：一般会計決算額(歳出)H28～R3年度：東員町ホームページ「東員町の決算状況」

出典3：一般会計決算額(歳出)以外：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、住民基本台帳人口(9月末現在)

注) H24年度とH25年度は、東員町最終処分場に直接搬入される土砂・がれきを除いている

表 3.19 ごみ処理経費の推移（2）

		[年度]	H29	H30	R1	R2	R3
建設・改良費 ごみ処理費用 〔千円〕	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0
		調査費	0	0	0	0	0
		組合分担金	26,669	72,938	118,832	0	0
	小計		26,669	72,938	118,832	0	0
	人件費	一般職	8,157	11,655	12,101	11,198	10,575
		処理費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
	処理及び維持管理費	収集運搬費	55,669	57,172	63,139	68,765	65,618
		中間処理費	1,656	1,584	1,685	2,436	2,950
		最終処分費	0	0	0	0	0
		車両等購入費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	15,056	15,199	15,555	23,637	16,474
		中間処理費	0	0	0	0	0
		最終処分費	6,140	2,967	3,175	3,747	3,446
		その他	0	0	0	0	0
	組合分担金		201,107	200,118	95,372	72,311	132,314
	調査研究費		0	0	0	0	0
	(a) 小計		287,785	288,695	191,027	182,094	231,377
	その他		45,064	3,360	1,461	21,981	29,705
	合計(b)		359,518	364,993	311,320	204,075	261,082
(c) 行政区域内人口 [人]		25,637	25,622	25,855	25,924	25,901	
(d) ごみ総排出量 ^{注)} [t/年]		7,099	6,979	6,986	7,177	6,876	
(e) 一般会計決算額(歳出) [千円]		7,780,022	7,639,101	7,938,869	11,401,319	9,472,235	
(f) 1人当たり処理費 ((a) × 1000 ÷ (c)) [円/人]		11,225	11,267	7,388	7,024	8,933	
(g) 1t当たり処理費 ((a) × 1000 ÷ (d)) [円/t]		40,539	41,366	27,344	25,372	33,650	
(h) 一般会計決算額(歳出)に占める割合 ((b) ÷ (e) × 100)		4.6%	4.8%	3.9%	1.8%	2.8%	

出典1：一般会計決算額(歳出)H24～H27年度：三重県ホームページ「各市町の財政状況等」

出典2：一般会計決算額(歳出)H28～R3年度：東員町ホームページ「東員町の決算状況」

出典3：一般会計決算額(歳出)以外：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)、住民基本台帳人口(9月末現在)

注) H24年度とH25年度は、東員町最終処分場に直接搬入される土砂・がれきを除いている

3.2 現状施策を継続した場合のごみ排出量等の将来予測

(1) 将来予測の手順

ごみ排出量の将来予測の手順は、図 3.17 に示すとおりです。

人口は、平成 30 年度～令和 4 年度の実績値を住民基本台帳 9 月末の値とし、令和 5 年度以降の人口を第 6 次東員町総合計画（東員町、令和 3 年 3 月）に示されている将来人口の令和 7 年度、令和 12 年度、令和 17 年度の人口に基づき、各年度間の人口を均等に増減させることによって設定しました。

家庭系ごみ及び集団回収は、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日当たりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年度日数を乗じたものを排出量の推計値とします。事業系ごみについても、トレンド推計法により家庭系ごみと同様の方法で排出量の推計を行います。

また、予測を行ったごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他としました。

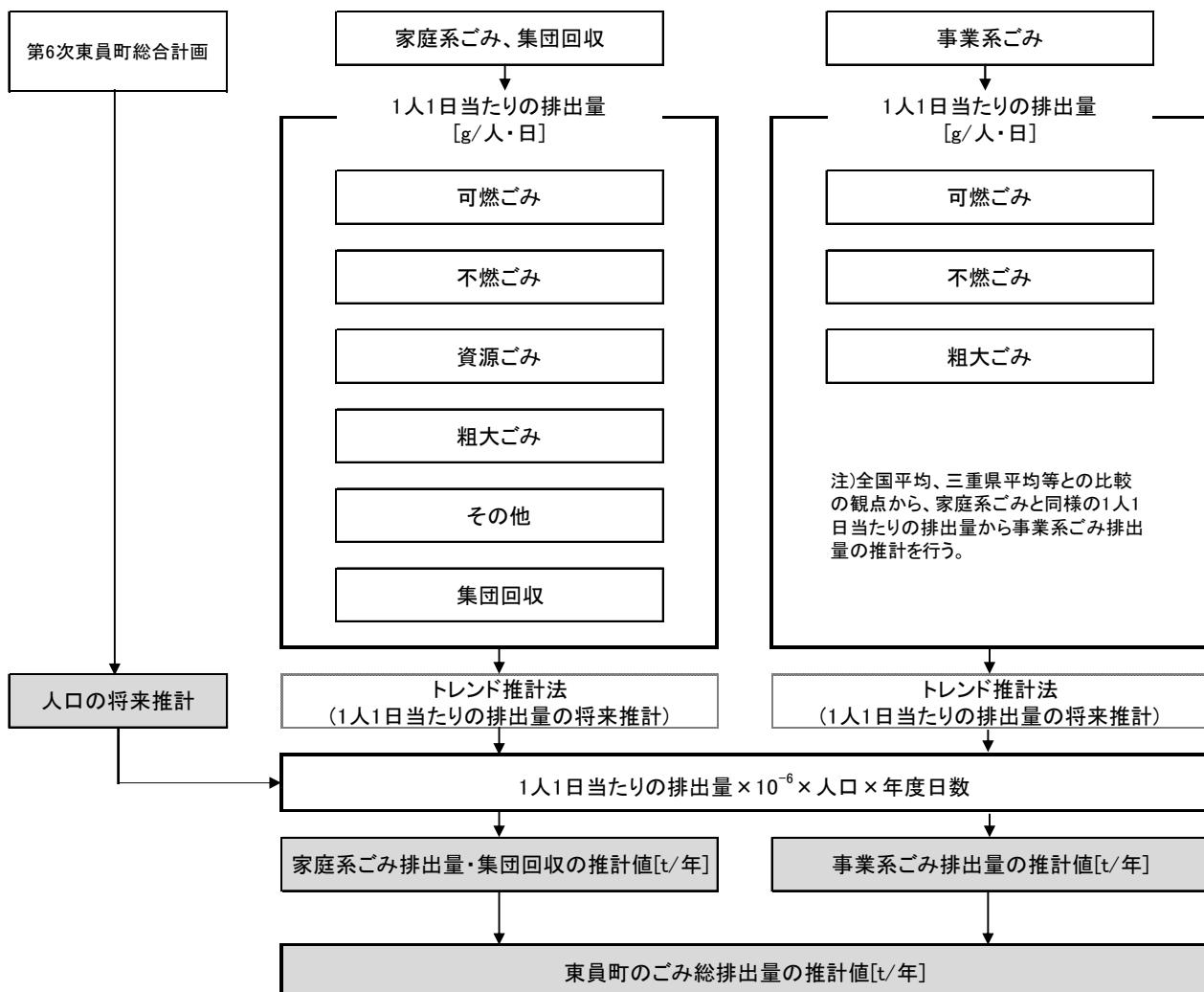


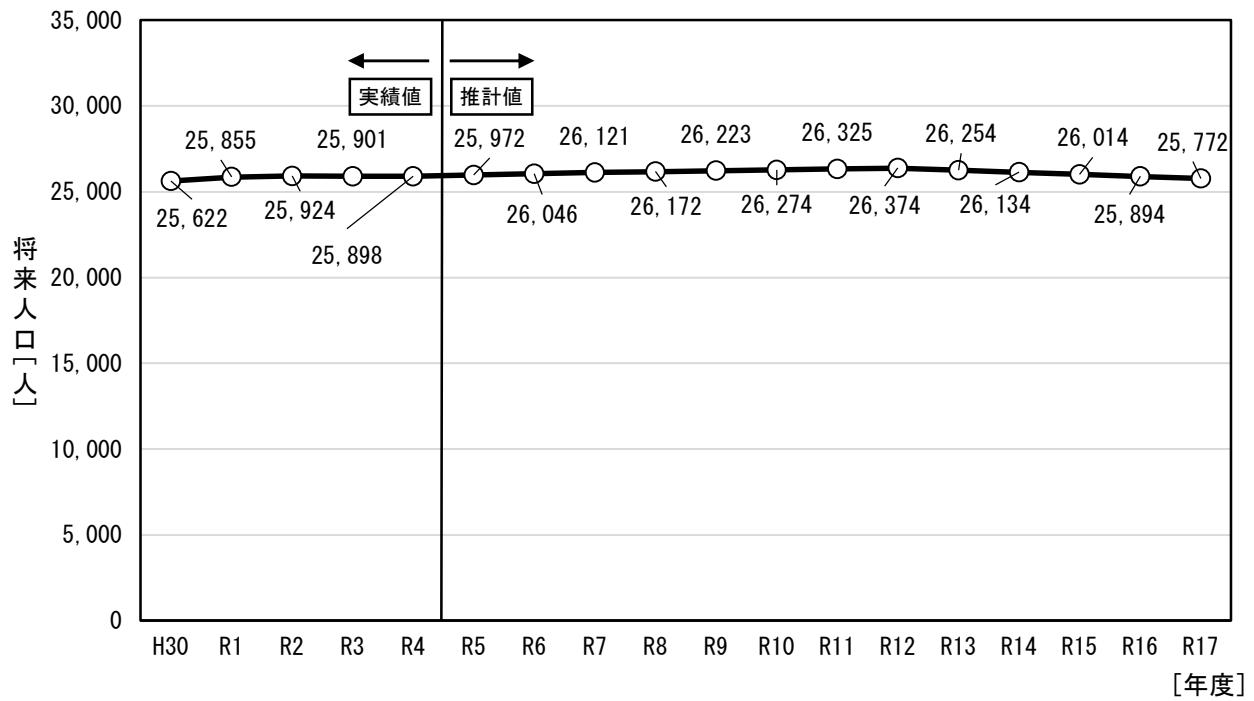
図 3.17 将来予測の手順

(2) 将来予測の結果

1) 将来人口の見通し

ごみ排出量の将来予測に用いる将来人口は、図 3.18 に示すとおり、第6次東員町総合計画（東員町、令和3年3月）に示されている将来人口に基づいて設定します。

本町の人口は、令和4年9月末現在、約26千人で令和12年度まで徐々に増加し、その後人口減少に転じます。計画目標年度の令和15年度には、令和4年度と概ね同様の約26千人になる見込みです。



注1) 実績人口：住民基本台帳9月末人口

注2) R5年度以降推計人口：第6次東員町総合計画の将来人口(令和3年3月)を基に推計

図 3.18 将来人口の推計

2) ごみ排出量の将来推計

① 将来推計の考え方

将来推計は、本町がこれまで実施してきたごみ減量などの施策を維持・強化し、住民や事業者においても、これまでと同程度の取組が行われ、新たな施策の実施がない場合【現状趨勢】でのごみ排出量の推計になります。

家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収等の将来推計の考え方は、表 3.20 に示すとおりです。

なお、ごみ排出量の推計に用いるごみ排出量実績は、令和2年度及び令和3年度に新型コロナウィルス感染症の大きな影響がみられなかったことから、平成29年度～令和3年度の5年間の実績を用いることとしています。

表 3.20 ごみ排出量等の将来推計の考え方

家庭系ごみ 排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年～令和3年度の5年間の家庭系ごみの排出区別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計 ○将来人口は、第6次東員町総合計画の将来人口を基に推計して設定 ○家庭系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
事業系ごみ 排出量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年～令和3年度の5年間の事業系ごみの排出区別に1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)を基に将来推計 ○将来人口は、第6次東員町総合計画の将来人口を基に推計して設定 ○事業系ごみ排出量(t/年)=1人1日ごみ排出量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
集団回収量	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29年～令和3年度の5年間の1人1日当たり集団回収量(g/人・日)を基に将来推計 ○古紙需給統計では、令和3年度を基準として令和13年度に約25%減少となるため、紙類を主体とする集団回収の推計に当たってはこれを考慮して将来推計 ○集団回収量(t/年)=1人1日集団回収量(g/人・日)×人口(人)×年度日数(日)÷10⁶
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ排出量(t/年)=家庭系ごみ排出量(t/年)+事業系ごみ排出量(t/年) ・ごみ総排出量(t/年)=ごみ排出量(t/年)+集団回収量(t/年) ・資源化量(t/年)=直接資源化量(t/年)+中間処理後再生利用量(t/年)+集団回収量(t/年) ・資源化率(%)=資源化量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100 ・最終処分率(%)=最終処分量(t/年)÷ごみ総排出量(t/年)×100 	

② ごみ総排出量の将来推計結果

ごみ総排出量の将来推計結果は、図 3.19 及び表 3.21 に示すとおりです。

ごみ総排出量は概ね横ばい傾向で推移し、令和 15 年度には 6,740t/年となります。また、1 人 1 日当たりごみ排出量は、家庭系ごみ（資源ごみ除く）、事業系ごみは、ともに現状維持となる見込みです。

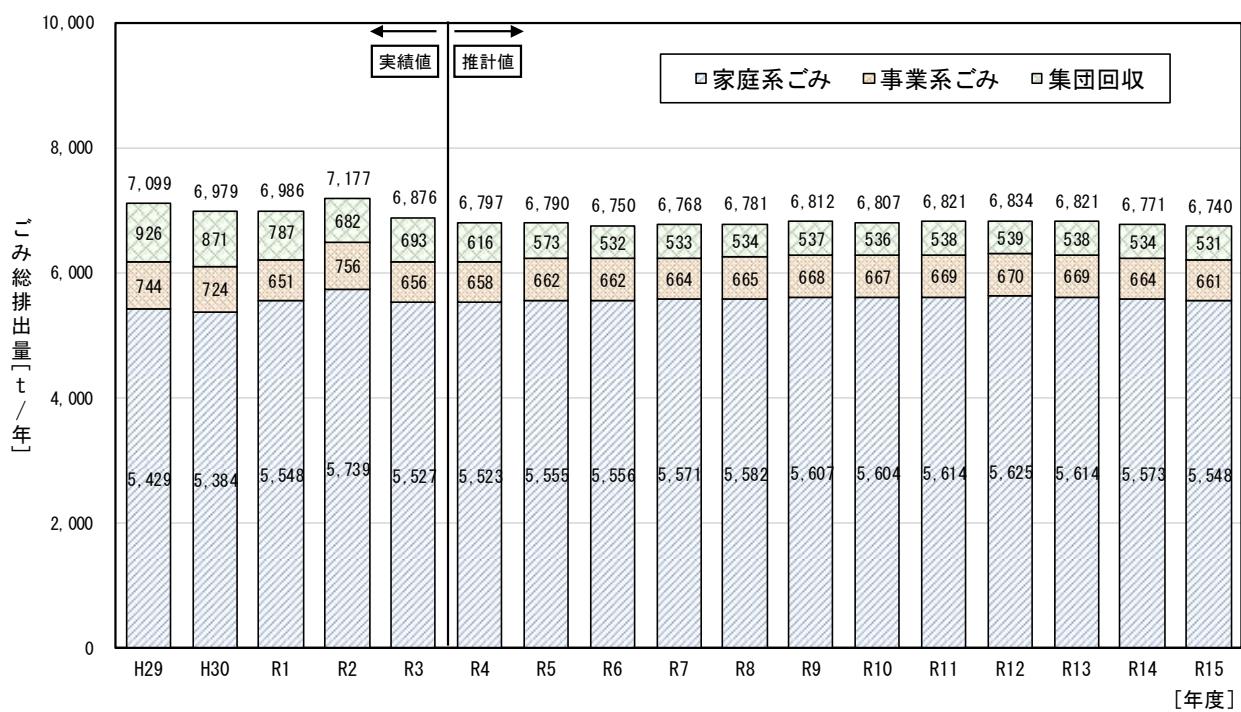


図 3.19 ごみ総排出量の将来推計結果（現状趨勢）

表 3.21 ごみ総排出量の将来推計結果（現状趨勢）

区分		単位	令和3年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (最終目標)
人口		人	25,901	26,274	26,014
ごみ排出量	家庭系ごみ	t/年	5,527	5,604	5,548
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	t/年	(4,841)	(4,908)	(4,859)
	事業系ごみ	t/年	656	667	661
	ごみ排出量計	t/年	6,183	6,271	6,209
集団回収量		t/年	693	536	531
ごみ総排出量		t/年	6,876	6,807	6,740
1人1日当たり ごみ排出量	家庭系ごみ	g/人・日	585	584	584
	家庭系ごみ(資源ごみ除く)	g/人・日	(512)	(512)	(512)
	事業系ごみ	g/人・日	69	70	70
	ごみ排出量計	g/人・日	654	654	654
1人1日当たり集団回収量		g/人・日	73	56	56
1人1日当たりごみ総排出量		g/人・日	727	710	710

③ 資源化量の将来推計結果

資源化量の将来推計結果は、図 3.20 及び表 3.22 に示すとおりです。

資源化量は横ばい傾向から緩やかな減少傾向で推移し、令和 15 年度には 1,798t/年と令和 3 年度（基準年度）の約 8 % 減となります。また、資源化率も横ばい傾向が継続し、令和 15 年度には 26.7 % となる見込みです。

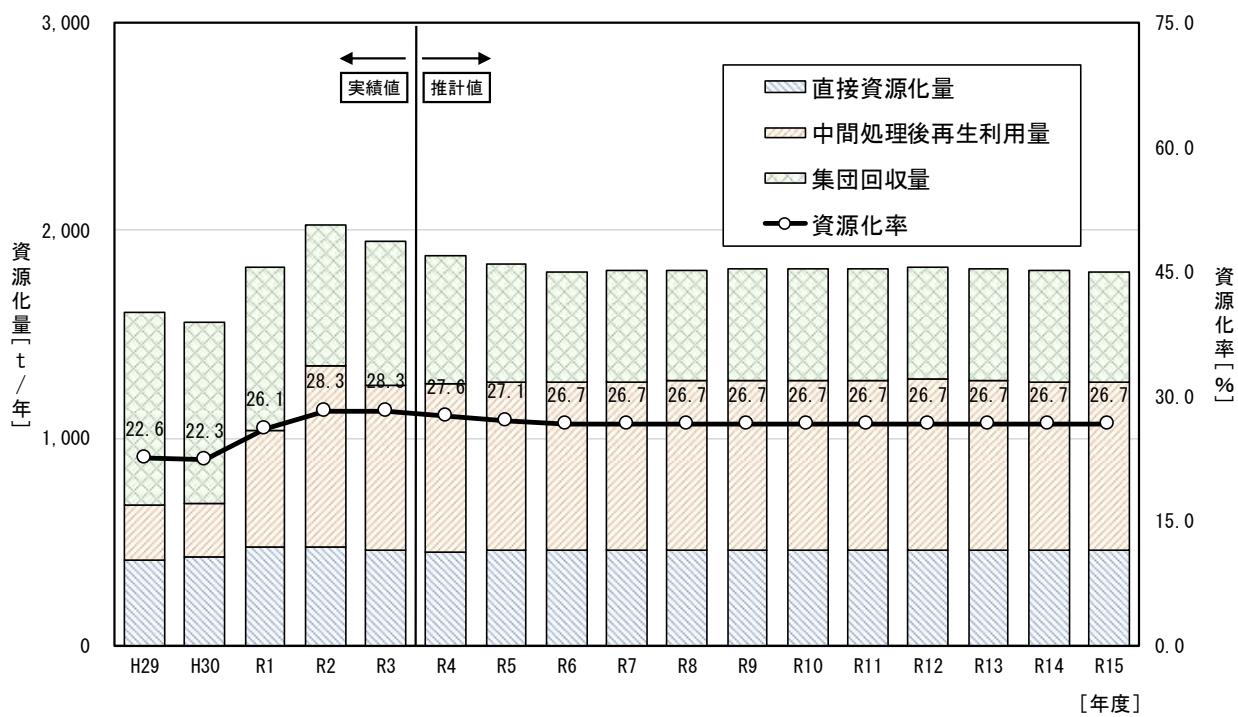


図 3.20 資源化量の将来推計結果（現状趨勢）

表 3.22 資源化量及び最終処分量の将来推計結果（現状趨勢）

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (最終目標)
ごみ総排出量	t/年	6,876	6,807	6,740
資源化量	直接資源化量	t/年	455	459
	中間処理後再生利用量	t/年	800	820
	集団回収量	t/年	693	536
	計	t/年	1,948	1,815
資源化率	%	28.3	26.7	26.7
最終処分量	t/年	81	83	83
最終処分率	%	1.2	1.2	1.2

注)最終処分量:桑名広域清掃事業組合資源循環センターの処理残渣で、東員町最終処分場に搬入している
土砂・がれきは除く

④ 最終処分量の将来推計結果

最終処分量の将来推計結果は、図 3.2.1 及び表 3.2.2 に示すとおりです。

最終処分量は少ないものの、令和4年度以降横ばい傾向で推移し、令和15年度には83t/年と令和3年度（基準年度）とほぼ同程度となる見込みです。また、最終処分率も1.2%と現状と同程度で推移する見込みです。

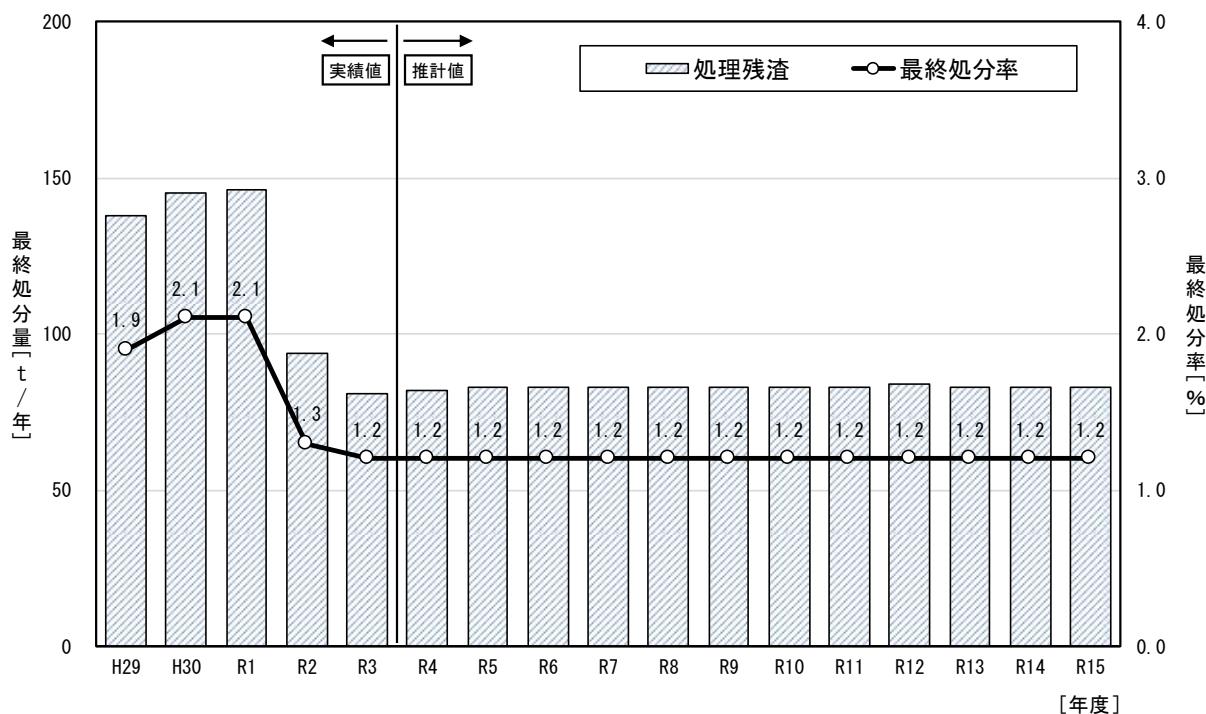


図 3.2.1 最終処分量の将来推計結果（現状趨勢）

3. 3 ごみ処理の評価

(1) 前計画の目標値を基準とした評価

前計画では、「ごみ排出量（1人1日当たりごみ排出量）」、「家庭系ごみ排出量（1人1日当たり家庭系ごみ排出量[資源ごみ含む]）」及び「事業系ごみ排出量（1人1日当たり事業系ごみ排出量）」の3つの目標値（目標年度：令和5年度）を設定しており、目標値達成状況は、表 3.2.3 に示すとおりです。

ごみ排出量、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は、いずれも令和3年度時点で既に年間排出量（t/年）及び1人1日当たり排出量（g/人・日）ともに前計画の目標値を満たしています。

表 3.2.3 前計画の目標達成状況

指 標	一般廃棄物処理基本計画 (令和2年4月)		現状 令和3年度
	実績値(平成30年度)	数値目標(令和5年度)	
ごみ排出量	6,882t/年 (730.7g/人・日)	6,760t/年 (725.4g/人・日)	6,183t/年 (654.0g/人・日)
家庭系ごみ排出量	6,025t/年 (639.7g/人・日)	5,910t/年 (634.2g/人・日)	5,527t/年 (584.6g/人・日)
事業系ごみ排出量	857t/年 (91.0g/人・日)	850t/年 (91.2g/人・日)	656t/年 (69.4g/人・日)

出典：東員町一般廃棄物処理基本計画改訂に向けた中間見直し(東員町、令和2年4月)

注1)ごみ排出量＝家庭系ごみ+事業系ごみ

注2)家庭系ごみ排出量：資源ごみを含み、集団回収を除く排出量

(2) 類似自治体の平均を基準とした評価

1) 評価方法

本町の一般廃棄物処理システムについて、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（環境省、令和3年度実績版）を用いて、本町を含む東海地方の41都市を類似都市として評価を行いました。この場合の評価指標は、表3.2.4に示すとおりです。

評価は、評価指標を数値化し、類似都市（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と本町の各指標をレーダーチャートで比較することにより本町のごみ処理システムの水準が明らかになります。

表3.2.4 評価指標

評価指標		算出式
循環型社会形成	廃棄物の発生	ごみ総排出量 ÷ 日数 ÷ 計画収集人口 × 10 ³
	廃棄物の再生利用	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		(処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

2) 評価結果

評価結果は、図 3.2.2 及び表 3.2.5 に示すとおりです。

本町の人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量 727g/人・日は、類似都市（41 都市）の平均値 860g/人・日を下回り、廃棄物からの資源回収率 28.3%は、類似都市の平均値 18.6%を大きく上回っています。

本町の人口 1 人当たり年間処理費用 8,933 円/人・年及び最終処分減量に要する費用 33,574 円/t については、類似都市の平均値（それぞれ 15,508 円/人・年、48,423 円/t）を下回っています。また、廃棄物のうち最終処分される割合 1.2%は、類似自治体の平均値 6.1%を下回っています。

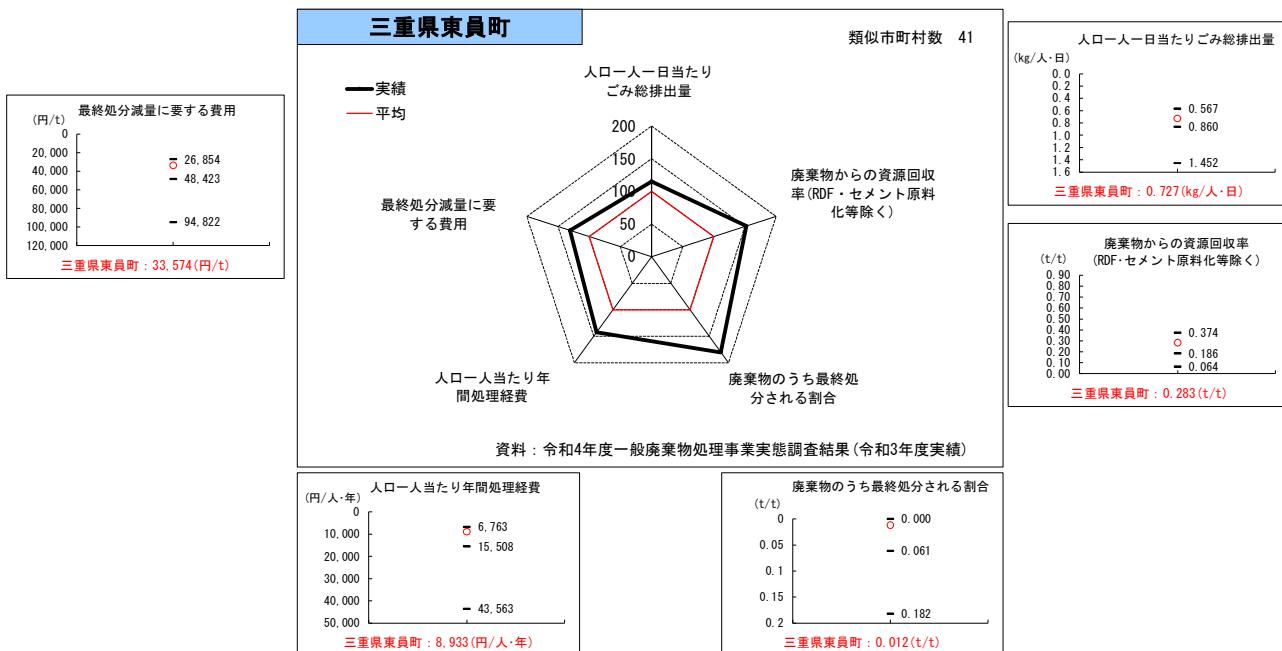


図 3.2.2 類似都市の平均値を基準とした評価結果（令和3年度）

表 3.2.5 本町と類似都市の評価指標等（令和3年度）

	人口1人1日当たりごみ総排出量 [kg/人・日]	廃棄物からの資源回収率 ^{注2)} [t/t]	廃棄物のうち最終処分される割合 [t/t]	人口1人当たり年間処理経費 ^{注3)} [円/人・年]	最終処分減量に要する費用 [円/t]
平均値	0.860	0.186	0.061	15,508	48,423
最大	1.452	0.374	0.182	43,563	94,822
最小	0.567	0.064	0.000	6,763	26,854
本町	0.727	0.283	0.012	8,933	33,574
指標値 ^{注1)}	115.5	152.2	180.3	142.4	130.7

注1)指標値の算出方法(市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針、環境省、平成25年4月改訂)

- ・大きい方が良好な指標: 実績値 ÷ 平均値 × 100
- ・小さい方が良好な指標: (1 - [実績値 - 平均値] ÷ 平均値) × 100

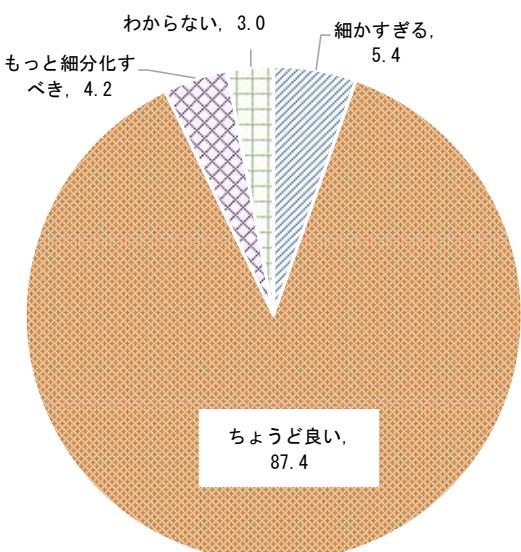
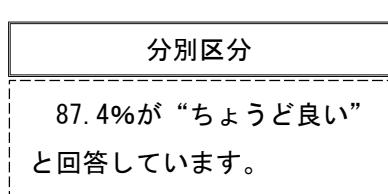
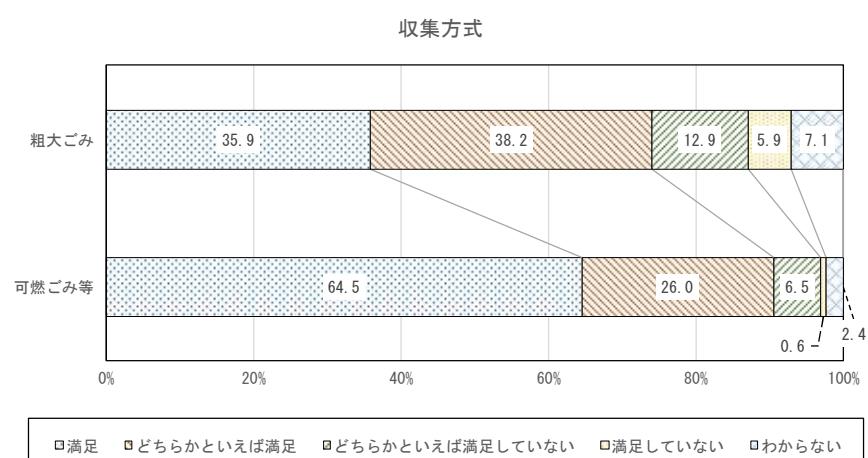
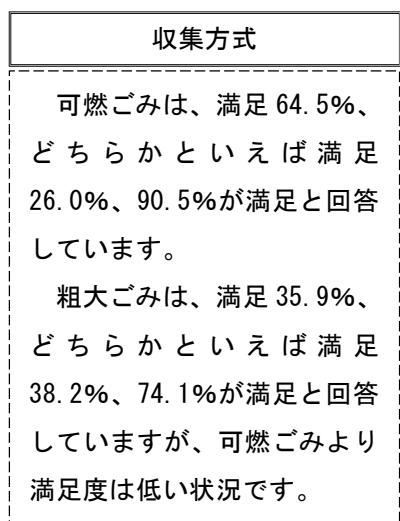
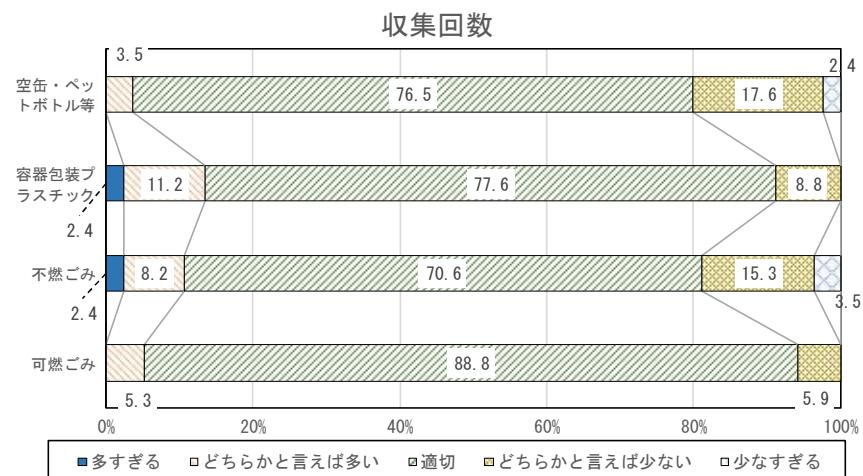
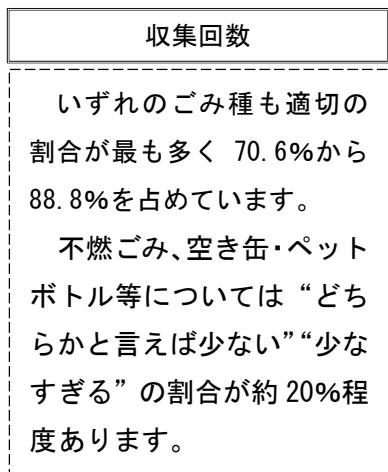
注2)本町以外の都市のデータについては、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(環境省)による計算結果を採用した。

注3)最終処分減量に要する費用: 最終処分量を減量化するのに要した費用

$$\begin{aligned} \text{最終処分減量に要する費用} &= (\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量}) \\ &= (231,377 \text{千円} - 3,446 \text{千円} - 0 \text{千円}) / (6,870 \text{t} - 81 \text{t}) \times 1000 = 33,574 \text{円/t} \end{aligned}$$

(3) 町民アンケート調査結果の概要

本計画策定にあたり実施した町民アンケートでは、本町のごみ処理の状況については、概ね良好な回答を得ています。(詳細については資料編に記載しています。)



収集回数、収集方式、分別区分等、概ね良好な回答となっています。

3.4 前計画の施策の実施状況等

前計画の施策の実施状況等については、表 3.26 及び表 3.27 に示すとおりです。

表 3.26 前計画の施策の実施状況等（その1）

基本方針	区分	施策の内容	今までの取り組み状況
【基本方針1】ごみを出さない意識づくり	(1)ごみに関する意識啓発の推進	①ごみゼロ社会の実現に向けた意識づけ	出張講座や回覧を通じてごみ減量を啓発しています。クリーン作戦委員会は、一定の役割を果たしたとして、令和2年度末に廃止しました。
		②学校におけるごみに関する学習	学校や自治会への出張講座を行い、ごみに関する環境学習を進めています。また、小学校の環境教育として、家庭での調理や食事から出る生ごみ等の量を調査したり、ごみの分別や処理の問題について考えたりする学習を通して、食品ロスを削減する意識を高め、行動につなげる学習に取り組んでいます。
		③環境教育講座を通じたごみ減量の意識啓発	学校や自治会への出張講座にてごみ減量への意識啓発を図っています。
	(2)ごみに関する情報の発信	①「ごみの出し方ハンドブック」の配布	新施設の稼働に伴い「ごみの出し方ハンドブック」の改訂・配布のほか、各地域ごとのごみ収集方法資料を作成し、担当窓口で配布しました。
		②広報による情報発信	「広報とういん」に分別に関する記事を掲載し、啓発を行っています。
		③展示による情報発信	東員町クリーン作戦委員会により、商工祭やイオンモール東員、カネスエ東員店での啓発活動を行っていましたが、クリーン作戦委員会の廃止やコロナ禍によるイベント自粛等より、近年は展示による情報発信は行いませんでした。
		④外国語の説明資料の作成	外国人に対してごみ分別ルールの周知を図るために、外国語版のハンドブック及びごみ集積所に掲示する看板を作成しています。
	(3)ごみの不法投棄・ポイ捨ての防止	①不法投棄発生場所への看板・監視カメラの設置	不法投棄発生場所に看板の設置を行うとともに、多発する場所に監視カメラを設置し、不法投棄が行われていないか監視を行いました。
		②自治会等と連携した集積所の管理	自治会が管理する新たなごみ集積所の設置や既存集積所の改修に対し「ごみ集積所整備補助金交付金制度」を活用した支援を行っています。
		③町内一斉清掃の実施	一斉清掃を行った自治会については、塵芥車によるごみ収集を実施しています。なお、「東員町きれいなまちづくり活動（一斉清掃）報償金」は、令和3年度で廃止しました。
【基本方針2】ごみの発生・排出抑制	(1)事業者との連携によるごみの発生抑制	①小売店と連携した簡易包装やマイバッグ利用の推進	小売店に対する過剰包装自粛の啓発や広報等で住民へのマイバック利用への啓発を行っていましたが、コロナ禍によるイベント自粛等より、近年は啓発は行いませんでした。
		②資源ごみの店頭回収に関する小売店との連携	分別促進への協力と資源ごみの回収について、小売店の更なる協力について協議を進める予定でしたが、まだ小売店と連携した取組はできませんでした。
		③製造業から排出される事業系ごみの3Rの啓発	町内の製造業者等の企業に対して、3Rの推進を呼びかける予定でしたが、まだ製造業者等と連携した啓発は行っていません。
	(2)ごみの発生・排出を抑制するしづみづくり	①公共施設における率先したごみ減量行動	雑紙等の分別等に取り組んでおり、毎年取組の結果をHPにて公表しています。
		②小型家電の分別収集の推進	現在粗大ごみ回収日と資源ごみストックヤードにおいて、小型家電の回収を行っています。
		③有料ごみ袋に関する検討	桑名広域清掃事業組合構成市町で、袋の色・サイズ・価格の統一化を図っています。
		④粗大ごみ回収手数料に関する検討	現在は無償にて回収を行っていますが、今後の情勢によっては、近隣市町の状況を調査し、有料化の導入を検討します。

表 3.27 前計画の施策の実施状況等（その2）

基本方針	区分	施策の内容	今までの取り組み状況
【基本方針3】 ごみの再使用・再利用の推進	(1)生ごみの減量及び自家処理の推進	①家庭から出る生ごみの堆肥化の推進	「広報とういん」に生ごみ堆肥化事業の説明を掲載する等で周知、啓発活動を行っています。
		②生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入支援	「生ごみ堆肥化容器設置補助金交付制度」により生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の購入支援を継続するとともに、購入支援の周知を積極的に行ってています。
		③生ごみの減量に関する情報提供	「ごみの出した方ハンドブック」による「生ごみの水切り方法」の掲載のほか、ゼロカーボンシティ宣言記念講演会などで、生ごみ堆肥化等の情報提供を行いました。
	(2)不用品の再使用・再利用の推進	①3R運動の推進	学校や自治会への出張講座にて周知を図っています。
		②フリーマーケット活動の推進	年2回ほどのペースで行っていましたが、クリーン作戦委員会が廃止となったことから、フリーマーケットは開催していません。
		③リサイクルバンク活動の推進	平成26年度より累計で、ゆずります63件、ゆずってください36件の登録がありました。
	(3)資源ごみの分別回収の徹底	①適正な資源ごみの分別の徹底	資源ごみストックヤードにて、排出者への指導を行っています。
		②資源ごみの集団回収の推進	資源ごみ収集を行う団体に対し、「資源ごみ収集団体育成助成金交付制度」により継続的に支援を行っています。
		③廃食用油の資源ごみとしての回収	家庭や給食で排出される廃食油については、継続して回収・リサイクルしています。
		④雑紙の資源ごみとしての回収	「資源ごみ収集団体育成助成金交付制度」の助成対象品目とすることで、自治会や各種団体による回収の促進を行っています。また、資源ごみストックヤードでも回収を行っています。
【基本方針4】 ごみの収集・処理体制の充実	(1)ごみの収集・処理の適正な実施	①ごみの収集体制の充実	現状問題は発生していないため、今後も引き続き現在の収集体制で行い、今後状況が変わらようであれば適宜見直しを行います。
		②集積所の適正配置の検討	自治会が管理するごみ集積所の新設や改修については、「ごみ集積所整備補助金交付制度」を活用しています。
		③ごみ収集体制についての住民意向の把握	平成27年度にアンケートを実施しました。また、本計画の策定に伴いアンケートを実施します。
		④ごみ処理の適正な管理及び運営	広域的な連携の基に、適正な管理と運営が行われています。
	(2)今後のごみ処理体制の検討	①ごみ処理に関する他事例や最新技術動向の把握	県主催の会議等へ積極的に参加することで、ごみ処理に関する情報の収集を行っています。
		②ごみ処理施設の今後のあり方の検討	新施設が稼働しており、安全かつ経済的な運営が図れるよう構成市町が連携しています。

3. 5 ごみ処理に係る課題

(1) 発生抑制・排出抑制

令和3年度の1人1日当たりのごみ総排出量は727g/人・日であり、全国平均(890g/人・日)、三重県平均(938g/人・日)及び類似自治体の平均(860g/人・日)を下回っています。集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は512g/人・日であり、全国平均(508g/人・日)より若干多いものの、三重県平均(591g/人・日)を下回っています。1人1日当たりの事業系ごみ排出量は69g/人・日であり、全国平均(254g/人・日)及び三重県平均(247g/人・日)を下回っています。

国の数値目標の達成状況については、第四次循環型社会形成推進基本計画に示されている1人1日当たりのごみ総排出量(850g/人・日)、集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(440g/人・日)の目標値に対して、ごみ総排出量は目標を達成しているものの、令和3年度の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は512g/人・日となっています。また、事業系ごみ排出量は元々量的に少ないと想定され、目標(平成25年度比で約16%削減)に達していない状況です。

三重県の数値目標である1人1日当たりのごみ排出量(902g/人・日)の達成状況については、令和3年度の1人1日当たりのごみ排出量は654g/人・日と目標を達成しています。

また、現状趨勢のごみ排出量の将来推計結果においても、本町がこれまで実施してきた施策と同程度の取組を行い、新たな施策の実施がない場合は、集団回収量及び資源ごみを除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量や事業系ごみ排出量は概ね現状のまま推移すると予測されています。

これらのことから、本町の家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(集団回収及び資源ごみ除く)は、三重県内では5番目に少なくなっていますが、国の目標値の達成に向けて、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、発生抑制・再使用・再生利用につながる新たな施策を実施していく必要があります。

また、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、住民・事業者との協働により、ごみ排出量を削減する必要があります。

(2) 資源化

国の廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年度までに資源化率を約28%に引き上げることが目標に掲げられています。令和3年度における本町の資源化率は28.3%と既に目標を達成していますが、現状趨勢の将来推計結果では令和15年度には約27%弱となる見込みです。

本町では、プラスチックごみ(容器包装プラスチック)、びん類、缶類、ペットボトル、スプレー缶、廃食油、紙類及び布類を資源ごみとして回収を行っているものの、可燃ごみ中には、本来資源ごみとして回収されるはずの紙・布類等がまだ多く含まれています。

これらの資源ごみの分別について、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、住民との協働により、資源化量及び資源化率の向上を図る必要があります。

また、今後、従来、資源化が進んでいなかったプラスチック製のおもちゃやプラスチック製ハンガーなどの製品プラスチック類の資源化についても検討する必要があります。

(3) 収集・運搬

本町では、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ（容器包装プラスチック）、資源ごみ（びん類、缶類、ペットボトル、スプレー缶、廃食油）については、委託業者により収集・運搬を行っています。

また、粗大ごみ、使用済み小型家電及び蛍光管は住民による直接搬入、資源ごみのうち紙類・布類は集団回収によって資源回収を行っています。

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみについては、ステーション方式（神田・稻部・三和地区）及び戸別収集方式（ 笹尾・城山地区）の2つの収集方式となっており、住民サービスの公平性や高齢者等の住民への負担軽減の観点から収集方式の検討が必要となっています。

(4) 中間処理

現在、本町から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチックごみ（容器包装プラスチック）及び資源ごみ（スプレー缶）は、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入し処理しており、今後も引き続き安定した処理体制を維持していく必要があります。

また、びん類、缶類、ペットボトル、廃食油等の資源ごみを一時保管している東員町資源ごみストックヤードは、操業開始から20年以上が経過していることから、施設の改修等を検討する時期にきています。

(5) 最終処分

本町が所管する東員町最終処分場は、住民自らによる解体などにより排出される「土・砂・石・瓦・コンクリート・ブロック・レンガ」などを受け入れています。

また、この最終処分場は、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光管）や使用済み小型家電等の搬入場所としても利用しており、今後も引き続き安定した処理体制を維持していく必要があります。

(6) その他

環境保全や環境美化の観点から、ごみ不法投棄やポイ捨て防止策を強化する必要があります。また、特別管理一般廃棄物や処理困難物については、事業者責任及び排出者責任のもとで、より適正な処理方法を遵守していく必要があります。

特に、処理困難物については、インターネット販売の普及等により、これまで想定していなかったようなものが廃棄物として排出されるようになってきました。処分ルートの確保を図ると共に、消費者にも「捨てるときのこと」を考えて購入するよう意識してもらう必要があります。

また、多様な働き方に従事する住民や、自治会未加入者等、これまでのごみの排出方法以外の排出に対応するための制度設計を検討していく必要があります。

3. 6 基本方針・数値目標

(1) 基本方針

1) 基本理念

循環型社会の形成は、資源の使いすぎやごみ処理に伴う環境への負荷が抑えられ、我々の生活を脅かすことなく、将来にわたって豊かな生活の質を保つことです。そのため、ごみの発生を可能な限り抑制し（リデュース）、再使用できるものは再使用し（リユース）、再生利用できる資源は再生利用する（リサイクル）とともに、やむを得ずごみとして排出しなければならないものは適正な処理を行います。

本町はこれまで、雑紙の回収や生ごみの堆肥化容器設置補助金交付制度など循環型社会の構築に向けた取組を進めてきており、その結果、家庭系ごみの1人1日あたりの排出量（集団回収及び資源ごみ除く）は、三重県内では5番目に少なく、1人1日当たりのごみ総排出量も全国平均、三重県平均や類似自治体平均を下回っています。しかし、循環型社会を形成していくためには、これまで以上に、ごみの発生抑制や、再使用、再生利用を徹底することが必要です。

また、地球温暖化防止の観点から、温室効果ガス排出量の削減に配慮したごみ処理システムの構築をすすめることも必要になっています。さらに、近年は食品ロスや海洋プラスチック（マイクロプラスチック）問題などの新たなごみに関する課題が出てきており、それらへの対応も急務です。さらに、全ての国を対象に2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であるSDGsの達成など、より多様な課題の解決や目標達成に向けた対応が求められています。

こうした課題の解決に向けて、第6次東員町総合計画に示されている施策体系を踏まえて、「同じ町に住む人のつながり」として住民・事業者・行政の連携をこれまで以上に充実させることにより、循環型社会の形成をめざします。

基本理念 循環型社会の形成

2) 基本方針

基本理念を実現するための基本方針についての考え方は、図 3.2.3 に示すとおりです。

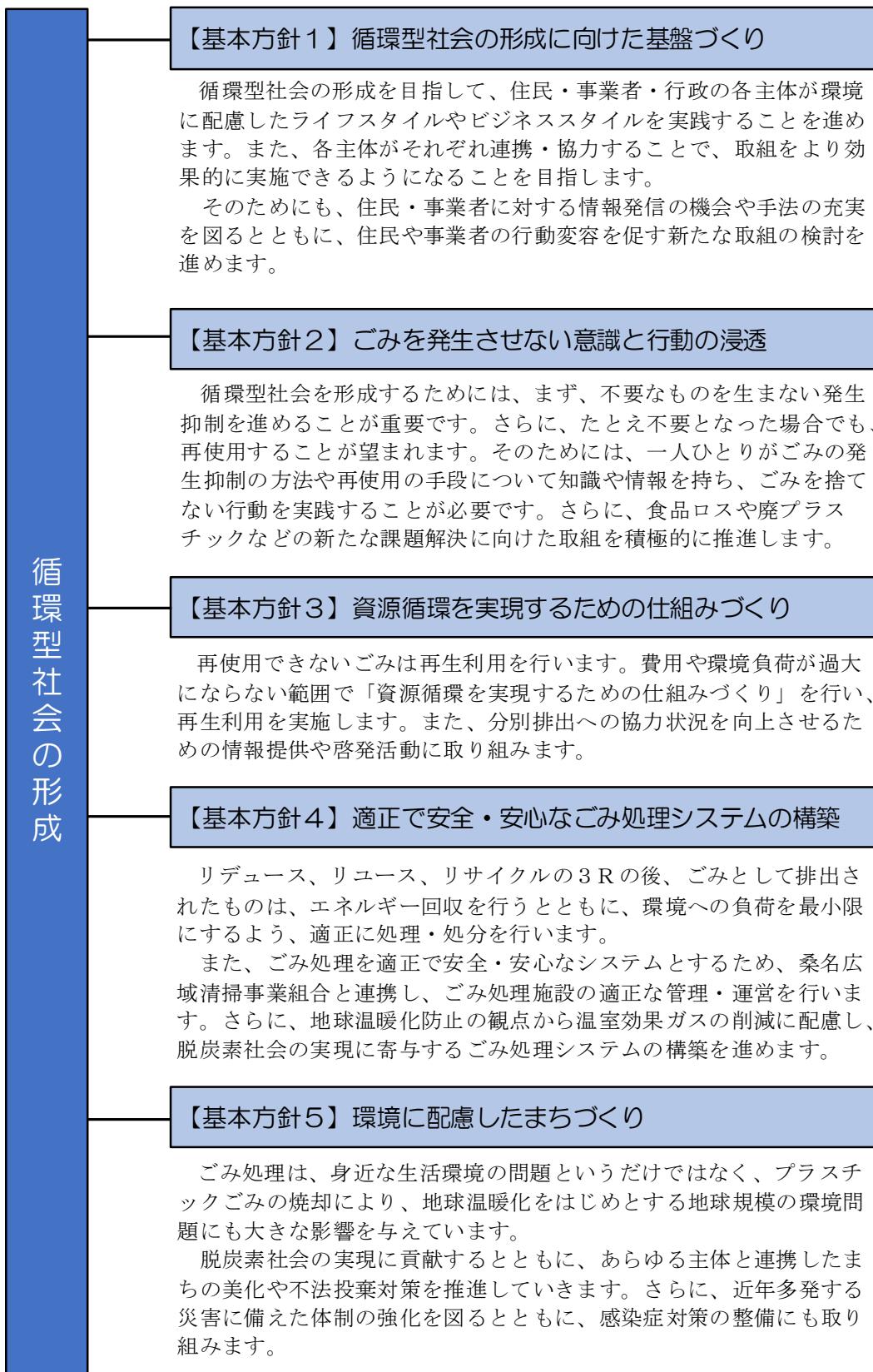


図 3.2.3 基本方針の考え方

(2) 数値目標

1) 目標の設定

本町のごみ処理の現状を踏まえ、国の目標値や本計画策定に際して実施したアンケート調査結果等を勘案して、令和3年度を基準年度、令和15年度を最終目標年度とした、表3.28に示す3つの数値目標を設定します。

表 3.28 ゴミ処理に係る数値目標

区分	指標	単位	令和3年度 (基準年度)	令和15年度 (最終目標)	目標設定の考え方
家庭系ごみ	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	g/人・日	512	460	基準年度に対して約10%削減
事業系ごみ	1人1日当たり事業系ごみ排出量	g/人・日	69	66	基準年度に対して約5%削減
資源化率	資源化率	%	28.3	30	基準年度以上

【家庭系ごみ(資源ごみ除く)削減量 : 52g/人・日】

令和3年度 512g/人・日 - 令和15年度 460g/人・日 = 52g/人・日

住民1人1日当たりの家庭系ごみ(資源ごみ除く)削減量 52g/人・日は、新聞紙3枚程度になります。

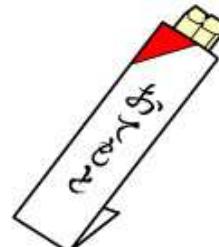
【事業系ごみ削減量 : 3g/人・日】

令和3年度 69g/人・日 - 令和15年度 66g/人・日 = 3g/人・日

住民1人1日当たりの事業系ごみ削減量 3g/人・日は、割り箸1膳程度になります。



新聞紙3枚程度の削減



割り箸1膳程度の削減

2) 目標設定の考え方

① 家庭系ごみ（資源ごみ除く）排出量

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国の目標値として、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）を440g/人・日としています。国の目標値や今回実施したアンケート調査結果等を勘案して、本町の令和3年度実績512g/人・日の約10%削減である460g/人・日を最終目標値として設定します。なお、中間目標値は最終目標値までの目安として設定しています。

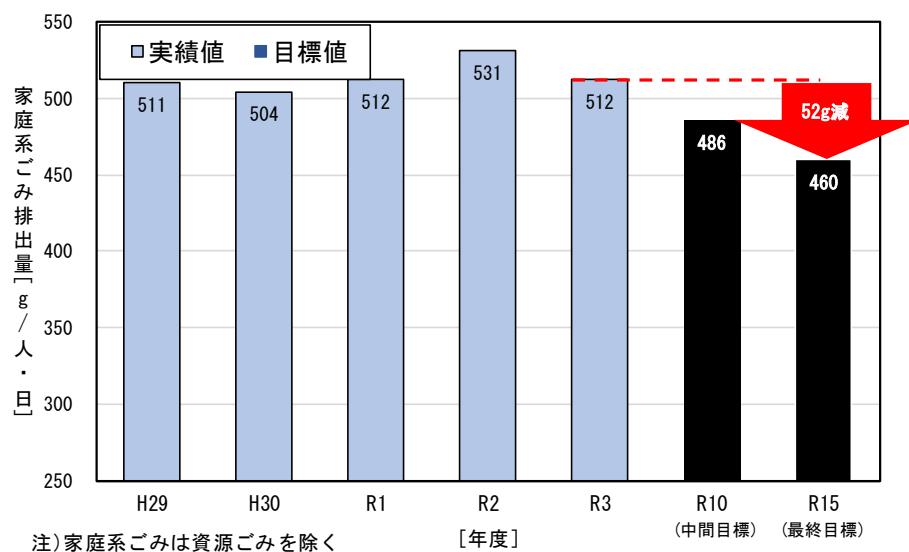


図 3.24 家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）の目標値

② 事業系ごみ

本町の事業系ごみ排出量は元々少ないが、さらなる発生抑制・排出抑制を目指として、令和3年度実績69g/人・日の約5%削減である66g/人・日を最終目標値として設定します。なお、中間目標値は最終目標値までの目安として設定しています。

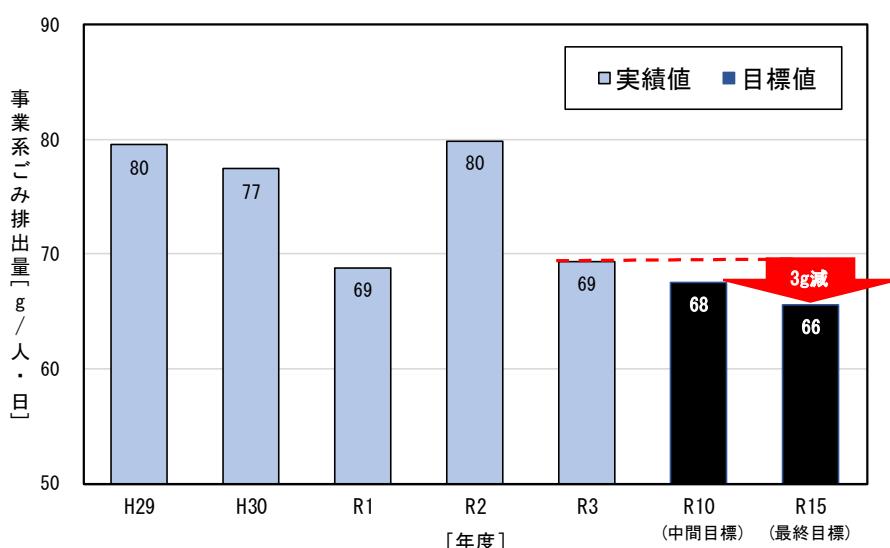


図 3.25 事業系ごみ排出量の目標値

③ 資源化率

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国の目標値として、資源化率を約28%とっています。本町の令和3年度実績は28.3%と既に目標を達成しており、これ以上を維持することを最終目標値とします。

家庭系可燃ごみの中には、まだ資源として回収できるものが混入しており、分別の徹底等により可燃ごみに含まれる容器包装プラスチック、缶類及びペットボトルは資源ごみに移行、また紙類及び布類は集団回収に移行して資源として回収されると考えられます。

なお、中間目標値は最終目標値までの目安として設定しています。

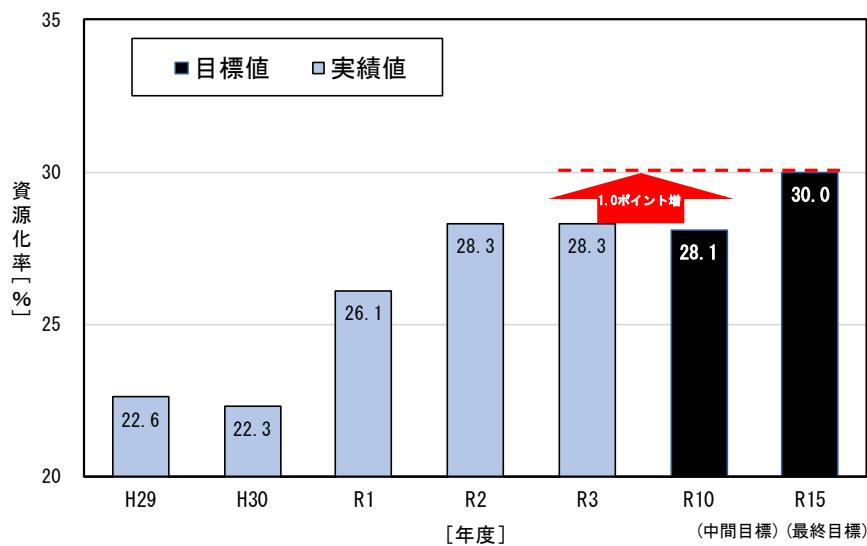


図 3.26 資源化率の目標値

3.7 基本施策の体系

基本方針に基づく基本施策の体系は、図 3.27に示すとおりです。

基本理念	基本方針	基本施策	
循環型社会の形成	【基本方針1】 循環型社会の形成に 向けた基盤づくり	基本施策1	意識啓発・情報提供の推進
		基本施策2	ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進
		基本施策3	住民・事業者・行政の協働による取組の推進
	【基本方針2】 ごみを発生させない 意識と行動の浸透	基本施策4	ごみの少ないライフスタイル・ビジネススタイルの普及・定着
		基本施策5	ごみ処理経費の適正化の検討
	【基本方針3】 資源循環を実現するため の仕組みづくり	基本施策6	町内におけるリユースの推進
		基本施策7	再生利用の推進
		基本施策8	ごみ分別ルールの周知徹底
	【基本方針4】 適正で安全・安心な ごみ処理システムの構築	基本施策9	多様な回収システムの拡充
		基本施策10	地球環境に配慮した処理体制構築の推進
	【基本方針5】 環境に配慮した まちづくり	基本施策11	不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進
		基本施策12	災害廃棄物処理体制の充実

図 3.27 基本施策の体系

3.8 基本施策の内容

【基本方針1】循環型社会の形成に向けた基盤づくり

基本施策1 意識啓発・情報提供の推進

- 本町ホームページや広報とういんなどにより、住民及び事業者が日常的に実践できるごみの減量や再資源化のための取組について、積極的に紹介します。
- 「ごみ出しハンドブック」の配付のほか、地域毎のごみ収集方法資料を作成・配付します。
- 事業者に対して、製品の製造・販売時のリデュース・リユース・リサイクルの取組や、店頭回収の実施を働きかけます。
- 本町のごみを処理している桑名広域清掃事業組合の焼却施設やリサイクルプラザを対象とした見学等を積極的に呼びかけ、現場での体験を通じて住民への啓発を進めます。
- ごみ減量の方法やごみの適正処理についての技術動向、地球温暖化対策の動向などについて情報を収集・整理し、発信します。
- 外国人に対してごみ分別ルールの周知を図るため、外国語の説明資料を作成・配付します。

基本施策2 ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進

- 子供たちが廃棄物に关心を向け、ごみ減量、3Rや食品ロスに配慮した心や行動を身につけられるよう、感性や価値観が育まれる学校と連携し、継続的に環境学習を推進します。
- 自治会でごみ減量や資源化等の話をする環境教育講座や、地域による桑名広域清掃事業組合への見学会などを開催し、住民のごみ減量・資源化等への興味・関心の向上を図ります。
- 先進的な事業者のごみ減量の取組や、従業員への環境教育の取組等に関する情報など、事業所のごみ減量の推進に役立つ情報を提供に努めます。

基本施策3 住民・事業者・行政の協働による取組の推進

- 住民・事業者・行政の協働による発生抑制・再使用・再生利用等を推進するため、ごみ減量や資源化等に取り組む団体（自治会、子供会等）と連携します。
- レジ袋有料化に伴うマイバッグ持参の啓発活動、住民や飲食店と連携した食べきり運動やスーパーと連携した食品ロス削減の取組の展開、フードドライブの普及等、住民・事業者・行政の協働の取組を積極的に推進します。
- 町内の事業者と連携し、事業所でのプラスチック類の使用削減や、小売店や飲食店・サービス業等での過剰包装の自粛、消費者に提供される使い捨てプラスチックの削減、散乱防止の啓発活動等に取り組みます。
- 事業系ごみとして排出される剪定枝等の資源化を関連事業者と連携して検討します。
- 三重県及び桑名広域清掃事業組合と連携し事業系ごみの排出の適正化を図ります。
- ごみ問題に対する住民の意識の向上と地域コミュニティの醸成を目指し、資源ごみ収集団体育助成金交付制度を活用して、団体の育成及び集団回収活動の活性化を推進します。

【基本方針2】ごみを発生させない意識と行動の浸透

基本施策4 ごみの少ないライフスタイル・ビジネススタイルの普及・定着

- 東員町食品ロス削減推進計画に基づき、本町の食品ロスの実態や、家庭でできる食品ロス削減行動等に関する情報提供を進めるとともに、ごみ減量や資源化等に取り組む団体（自治会、子供会等）や事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取組を推進します。
- 生ごみ堆肥化容器設置補助金交付制度による「生ごみの堆肥化」や、「生ごみの水切り運動」の推進等により、生ごみの減量化に取り組みます。
- 食品小売事業者から排出される食品ロスを削減するため、賞味期限切れで廃棄される食品の削減や有効利用等の取組を三重県等と連携し推進します。
- レジ袋や使い捨てプラスチック等の散乱しやすいプラスチックを使用しないライフスタイルの定着を図ります。
- 商品購入時には、“安さより必要なものだけを購入する”、“簡易包装を励行する”、“詰め替え可能な商品をできるだけ購入する”、“使い捨て商品購入を避けて、長期使用が可能な商品購入に努める”、等のごみを発生させないライフスタイルの定着を図ります。
- 事業者に対して、事業形態に応じた廃棄物の発生抑制に努めるような取り組みを進めます。

基本施策5 ごみ処理経費の適正化の検討

- 粗大ごみについては、周辺地域の状況等を調査し、有料化導入の可能性についても検討を行います。
- 排出者責任及び適正な処理コスト負担の原則に基づき、事業系一般廃棄物処理について、排出者に適正な負担を求めるための処理手数料の適正化について、周辺地域との均衡等も考慮しつつ、桑名広域清掃事業組合と連携して検討していきます。

基本施策6 町内におけるリユースの推進

- 「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」（環境省、平成19年3月）等を参考に、イベント等におけるリユース食器の活用促進を検討します。
- 民間事業者が運営するリユースショップやインターネットサイト等を活用し、リサイクル可能な不用品のリユースに努めます。
- 桑名広域清掃事業組合が運営する不要品交換のお店「モノ・コトショップ」の利用促進を図るため開催日等の情報提供を行い、不用品のリユースに努めます。
- 粗大ごみについて、関係機関と協議し、リユースできるような体制づくりについて検討します。

【基本方針3】資源循環を実現するための仕組みづくり

基本施策7 再生利用の推進

- 雑紙の分別回収を継続するとともに、民間の古紙回収業者と連携するなど、さらなる可燃ごみの減量化に向けて、町内における古紙回収システムを検討します。
- 店頭回収を実施している店舗についてはその継続を働きかけるとともに、実施していない店舗については、店頭回収等の実施を促します。
- 現在は燃えるごみとして排出している製品プラスチックについては、「プラスチック資源循環促進法」施行に伴い、現在、桑名市、木曽崎町及び桑名広域清掃事業組合と将来における取組を協議しています。したがって、当面の間、現状の分別収集及び処理方法を継続していくますが、今後も社会情勢や国・県・他自治体等の動向を踏まえつつ、実施方法や実施時期等については、桑名広域清掃事業組合及び構成市町と連携し、検討を行います。
- 製品プラスチックの再商品化について、実証実験の実施を検討します。
- 役場等の公共施設において、ごみ減量化に率先して取り組みます。

基本施策8 ごみ分別ルールの周知徹底

- 本町ホームページや広報とういん、環境教育講座等を活用した情報提供などにより、分別排出ルールを守ることの重要性を啓発し、分別排出ルールの周知徹底を図ります。
- 「ごみ出しハンドブック」の配付により、適切な分別排出ルールの周知を図ります。また、必要に応じて適宜見直しを行います。
- プラスチックごみ（容器包装プラスチック）について、分別排出の実践への呼びかけをごみ収集カレンダーに記載するとともに、本町ホームページ、広報とういんやイベント等を活用して住民に呼びかけます。
- 可燃ごみに混入する資源物を削減し、再生利用をさらに進めるため、分別排出の促進策を検討します。

【基本方針4】適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

基本施策9 多様な回収システムの拡充

- スーパー等の小売店での店頭回収を増やすとともに、回収品目の拡大にも取り組みます。
- 家庭や給食で排出される廃食油は、今後も資源として積極的に回収し、再利用します。
- 現在採用しているステーション方式及び戸別収集方式の2つの収集方式について、住民サービスの公平性や高齢者等の住民への負担軽減の観点も取り入れて、今後の本町に相応しい収集運搬システムのあり方について調査・研究を進めます。
- 高齢者等に対する収集支援について、近隣自治体の実施状況を調査・研究します。
- 使用済み小型家電の回収ボックスの設置、乾電池の拠点回収や東員町資源ごみストックヤードへの直接搬入、蛍光管の東員町最終処分場への直接搬入について、住民への周知啓発

を図るとともに、回収拠点の拡大にも取り組みます。

- リチウムイオン電池が原因と考えられる火災がごみ収集車等において発生しており、回収ボックスへの分別を徹底するよう啓発します。
- 消火器、ガスボンベ、農薬類などの有害・危険な廃棄物については、適正な排出先について、住民にわかりやすく周知を行います。
- 在宅医療廃棄物などの新たな廃棄物問題について、医療関係機関等と連携して適切な対応方法を検討します。

基本施策 10 地球環境に配慮した処理体制構築の推進

- 桑名広域清掃事業組合の資源循環センターでは、地球環境に配慮し、焼却残渣の100%セメント原料化、未利用エネルギーの有効活用としてごみ発電の実施や施設屋根への太陽光パネルの設置を行っており、今後も地球温暖化の防止に取り組んでいきます。
- 収集車両に起因する環境負荷を低減するため、委託先収集車へのハイブリッド収集車をはじめとする次世代収集車両の導入についての検討・要請を行います。
- 東員町最終処分場では、住民自らによる解体などにより排出される「土・砂・石・瓦・コンクリート・ブロック・レンガ」などを受け入れています。今後も適正な管理によって搬入量の減量を進め、最終処分場の延命化を図ります。

【基本方針5】環境に配慮したまちづくり

基本施策 11 不法投棄・ポイ捨て防止対策の推進

- 不法投棄が発生している箇所に看板を設置したり、チラシ配布等の不法投棄の未然防止対策を実施します。
- 特に不法投棄が多発する箇所については、監視カメラを設置し、不法投棄を監視します。
- 自治会が実施する町内一斉清掃の支援を行います。
- 自治会が管理を行う新たなごみ集積所の設置や既存ごみ集積所の改修に対して、ごみ集積所整備補助金交付制度を活用し、良好な環境の維持に努めます。

基本施策 12 災害廃棄物処理体制の充実

- 東員町災害廃棄物処理計画（令和4年1月策定）の庁内での周知を図ります。
- 東員町地域防災計画の改訂時等、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
- 災害廃棄物については、職員への啓発や教育等を適宜実施するほか、県の実施する教育訓練等に参加し、災害時における対応能力の強化を図ります。

3.9 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

(1) 収集・運搬計画

1) ごみ排出量の見通し

ごみ排出量の見込みは、表 3.29 に示すとおりです。人口は令和 12 年度まで増加傾向で推移しますが、ごみ排出量は令和 6 年度以降徐々に減少していく見込みです。

特に、家庭系ごみは、主に可燃ごみを対象とした「発生抑制・再使用・再生利用」施策により減少し、減少分の大部分は資源ごみ又は集団回収に移行していく見込みです。

表 3.29 ごみ排出量の見込み

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (最終目標)
人口	人	25,901	26,274	26,014
家庭系ごみ	可燃ごみ t/年	4,214	4,025	3,739
	不燃ごみ t/年	149	151	150
	資源ごみ t/年	686	708	714
	粗大ごみ t/年	465	472	467
	その他 t/年	13	10	10
	小計 t/年	5,527	5,366	5,080
事業系ごみ	可燃ごみ t/年	654	644	619
	不燃ごみ t/年	1	1	1
	粗大ごみ t/年	1	3	3
	小計 t/年	656	648	623
ごみ排出量	t/年	6,183	6,014	5,703

2) 収集・運搬体制

① 町が収集するごみ種の対応

現状の分別収集区分を当面継続し、収集頻度も現状維持するものとします。今後も現状の収集・運搬体制を維持しつつ、分別品目等に照らし合わせて隨時見直しを行い、効率的かつ適正な収集・運搬体制の構築に努めます。

戸別収集の全町拡大は、収集運搬効率や道路状況の観点から課題があるため、現状どおりとします。

東員町資源ごみストックヤードに直接搬入された資源ごみ、使用済み小型家電及び有害ごみ（乾電池、蛍光管等）については、これまでどおり民間事業者にて資源化を行います。

また、事業者等に対しては、事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について周知啓発を図ります。

表 3.30 家庭系ごみの収集頻度・収集形態等

区分	収集頻度	収集方式等	運搬先等
可燃ごみ	2回/週		桑名広域清掃事業組合にて焼却処分
不燃ごみ	1回/月	ステーション方式（神田・稻部・三和地区） または 戸別収集（ 笹尾・城山地区）	桑名広域清掃事業組合にて分別しリサイクル
プラスチックごみ (容器包装プラスチック)	1回/週		桑名広域清掃事業組合にてペール化しリサイクル
粗大ごみ	4回/年	東員町最終処分場へ住民が直接搬入	桑名広域清掃事業組合にて分別し焼却処分やリサイクル等
資源ごみ	びん類	4日/月	町契約業者等にてリサイクル
	缶類		町契約業者等にてリサイクル
	ペットボトル		町契約業者等にてリサイクル
	スプレー缶	2日/月	東員町資源ごみストックヤードに住民が直接搬入 町契約業者等にてリサイクル
	廃食油		町契約業者等にてリサイクル
	紙類 ^{注1}	随時	東員町資源ごみストックヤードに住民が直接搬入 町契約業者等にてリサイクル
	布類 ^{注1}		※一部は集団回収 町契約業者等にてリサイクル
使用済み小型家電	随時等	東員町資源ごみストックヤード、東員町最終処分場、役場庁舎および 笹尾連絡所 に、住民が直接搬入	町契約業者等にてリサイクル
有害ごみ	乾電池	2日/月	東員町資源ごみストックヤードに住民が直接搬入 町契約業者等にてリサイクル
	リチウムイオンバッテリー等	随時	東員町資源ごみストックヤードおよび 東員町最終処分場に住民が直接搬入 国の認定業者にてリサイクル
	自動車用鉛蓄電池	4回/年	東員町最終処分場へ住民が直接搬入 国の認定業者にてリサイクル
	蛍光管	4回/年	東員町最終処分場へ住民が直接搬入 町契約業者等にてリサイクル

注1：紙類、布類は、一部、資源ごみ収集団体が独自に回収している。

注2：町契約業者；町との契約が必要な業者

注3：国の認定業者；広域認定等で町との契約や町の許可が不要

② 町が収集しないごみ種（処理困難物）の対応

○ 家庭から排出されるごみ

家庭から排出されるごみのうち、町や桑名広域清掃事業組合の施設で処理できないごみ種（処理困難物）は、町で収集（回収）を行わないため、購入店・販売店及び製造業者等への相談を基本としますが、処理困難物のうち各種リサイクル法の対象となる品目（表 3.3.1）は、リサイクル法の流れにしたがった処理を原則とします。また、広域認定制度の対象品目（表 3.3.2）のうち、本町の収集対象外品目は、認定を受けた事業者への相談を基本とします。

表 3.3.1 リサイクル法対象品目

対象品目	対象リサイクル法
1 家電 4 品目 ^{注1}	家電リサイクル法
2 自動車	自動車リサイクル法

注1： テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン

表 3.3.2 広域認定制度の対象品目

スプリングマットレス、パーソナルコンピューター、密閉型蓄電池、開放型鉛蓄電池、二輪自動車、F R P 船、消火器、火薬類、印刷機、携帯電話用装置、乳母車、乳児用ベッド、幼児用ベッド、幼児用補助装置（チャイルドシート）、加熱式たばこ

出典：「広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物」 環境省

注1：広域認定制度：廃棄物処理法の規定により、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

○ 事業所から排出されるごみ

事業所から排出される事業系一般廃棄物や産業廃棄物は、町の収集（回収）対象外とします。事業系一般廃棄物は、町が許可した収集運搬業者への委託を原則とし、産業廃棄物は、排出する産業廃棄物の種類に応じた許可業者への委託を原則とします。

(2) 中間処理計画

1) 中間処理施設

現在の中間処理体制を継続し、本町から排出されるごみは、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）に搬入し処理します。

可燃ごみは焼却施設で処理するとともに、ごみの燃焼排ガスから熱を回収して発電し、その電力は処理施設で利用し、余剰電力は売電します。また、焼却により発生する主灰と飛灰は100%セメント原料として利用します。

不燃ごみ及び粗大ごみは、リサイクルプラザにおいて破碎処理・選別後、資源化します。また、プラスチックごみ（容器包装プラスチック）は、圧縮・梱包処理を行い、再生処理業者にて資源化します。

2) 中間処理量の見通し

中間処理量の見通しは、表3.3.3に示すとおりです。焼却処理量は、主に家庭系可燃ごみを対象とした「発生抑制・再使用・再生利用」施策によるごみ減量化によって、令和6年度以降徐々に減少していく見込みです。

また、家庭系可燃ごみ減少分が資源ごみに移行することに伴い、リサイクルプラザやプラスチック圧縮梱包施設の処理量は令和12年度まで徐々に増加し、その後減少します。

なお、東員町資源ごみストックヤードへの搬入量についても、家庭系可燃ごみ減少分から資源ごみへの移行に伴い、令和6年度以降徐々に増加する見込みです。

表3.3.3 中間処理量の見込み

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (最終目標)
桑名広域清掃事業組合 資源循環センター	焼却処理量	t/年	5,273	5,092
	資源化処理量	t/年	454	454
	小計	t/年	5,727	5,546
東員町資源ごみ ストックヤード	資源化処理量	t/年	456	468
				472

(3) 最終処分計画

1) 最終処分場

本町が所管する東員町最終処分場では、これまでどおり住民自らによる解体などにより排出される「土・砂・石・瓦・コンクリート・ブロック・レンガ」などを受け入れます。また、この最終処分場は、粗大ごみ、有害ごみ（蛍光管）や使用済み小型家電等の搬入場所としても利用しており、今後も引き続き安定した処理体制を維持していきます。

なお、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）での処理に伴い発生する処理残渣については、これまでどおり桑名広域清掃事業組合で処分します。

2) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、表 3.3.4 に示すとおりです。「発生抑制・再使用・再生利用」施策による可燃ごみの減量化によって焼却残渣量は減少しますが、資源化処理量の増加に伴い資源化残渣量は増加するため、最終処分量には大きな変化はない見込みです。

表 3.3.4 最終処分量の見込み

区分	単位	令和3年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標)	令和15年度 (最終目標)
最終処分量	t/年	81	84	84

注)最終処分量:桑名広域清掃事業組合資源循環センターの処理残渣で、東員町最終処分場に搬入している土砂・がれきは除く

(4) その他ごみ処理に関する必要な事項

1) 特別管理一般廃棄物の適正処理

① ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した部品

PCBを使用した部品として、廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジがあります。廃エアコンディショナー及び廃テレビジョン受信機については、家電リサイクル法に則り処理されています。また、廃電子レンジについては、今後も販売店等での引取りを促進し、適正処理の徹底を行います。

② 感染性一般廃棄物

医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）に基づいて適正処理を推進します。

なお、在宅医療に伴い発生する感染性一般廃棄物については、医療関係機関等の協力により、適正処理を推進するとともに、その他の在宅医療廃棄物の処理方法についても住民への啓発を行います。

③ 廃水銀

本町では、体温計・温度計等の水銀を含むものについては、有害ごみとして回収を行っており、今後も「ごみの出し方ハンドブック」等でごみ分別ルールの周知と意識啓発を行っていきます。

④ ばいじん

本町から排出される可燃ごみは、桑名広域清掃事業組合資源循環センター（愛称：リサイクルの森）で処理しており、焼却により発生するばいじん（飛灰）は100%セメント原料として利用しています。

2) 災害時の廃棄物処理に関する対策

① 応急体制の整備

震災等の大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。

このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、「三重県災害廃棄物処理応援協定書」に基づき周辺の市町や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。

② 災害廃棄物の処理

災害等で生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備等は、必要により周辺の市町、県等と協力して確保します。

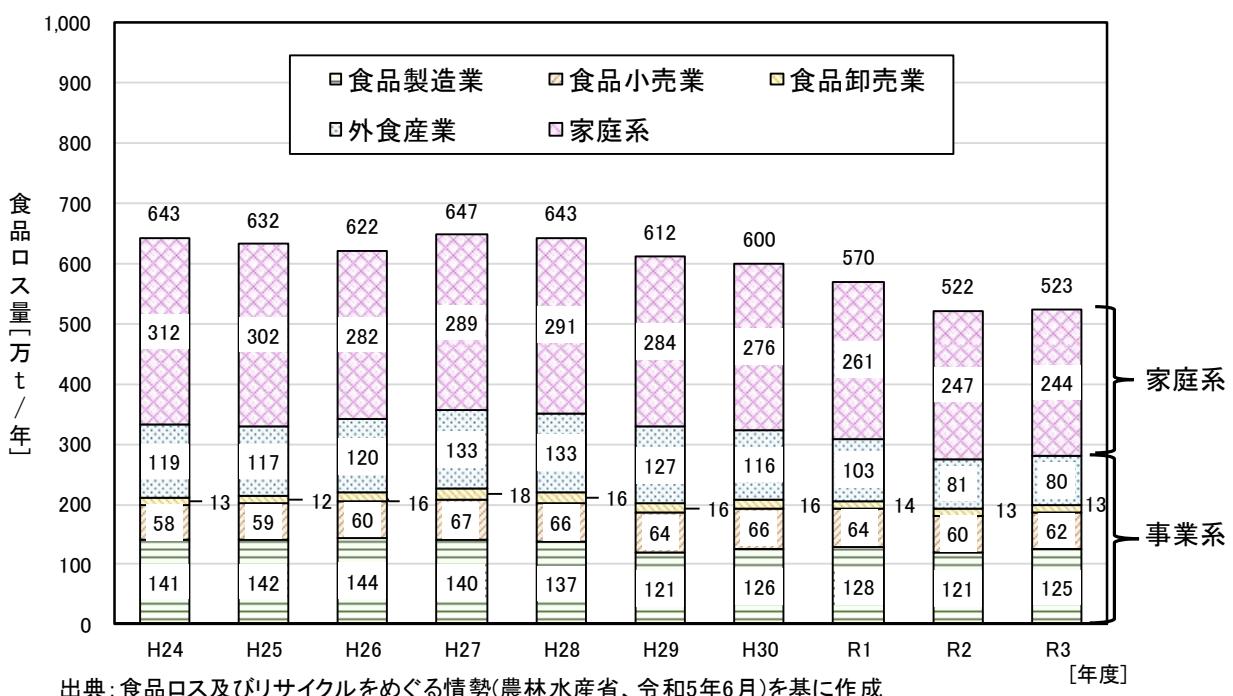
第4章 食品ロス削減推進計画

4.1 計画策定の背景

(1) 食品ロスの現状

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、生産・製造、流通、販売、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計（令和3年度）によると、日本では年間約1,670万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち約31%にあたる約523万トンが食品ロスと試算されています。これは、国連世界食糧計画による世界の食料援助量（約420万トン）の1.2倍に相当します。また、食品ロスのうち、事業系食品ロスが約279万トン、家庭系食品ロスが約244万トンとなっています。

食品ロスに関する問題は、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」では、「2030年（令和12年）までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料廃棄の半減」がターゲットの1つとして盛り込まれる等、世界的にも大きな課題となっています。また、食品ロスによる食品廃棄物の焼却処理は、温室効果ガスを発生させることから、地球温暖化にもつながっています。



出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢（農林水産省、令和5年6月）を基に作成

注)市場に出回らない規格外等の農林水産物の廃棄分は除く

図 4.1 日本国内の食品ロス量の推移

■食品ロスについて

食品ロスは、「直接廃棄（手付かず食品）」「食べ残し」「過剰除去」で構成されていますが、三重県の調査では、「過剰除去」は把握が困難であるため、食品ロスに含んでいません^{注1)}。

注1) 令和4年度 三重県食品ロス実態業務委託報告書 令和5年3月 三重県

(2) 国の動向

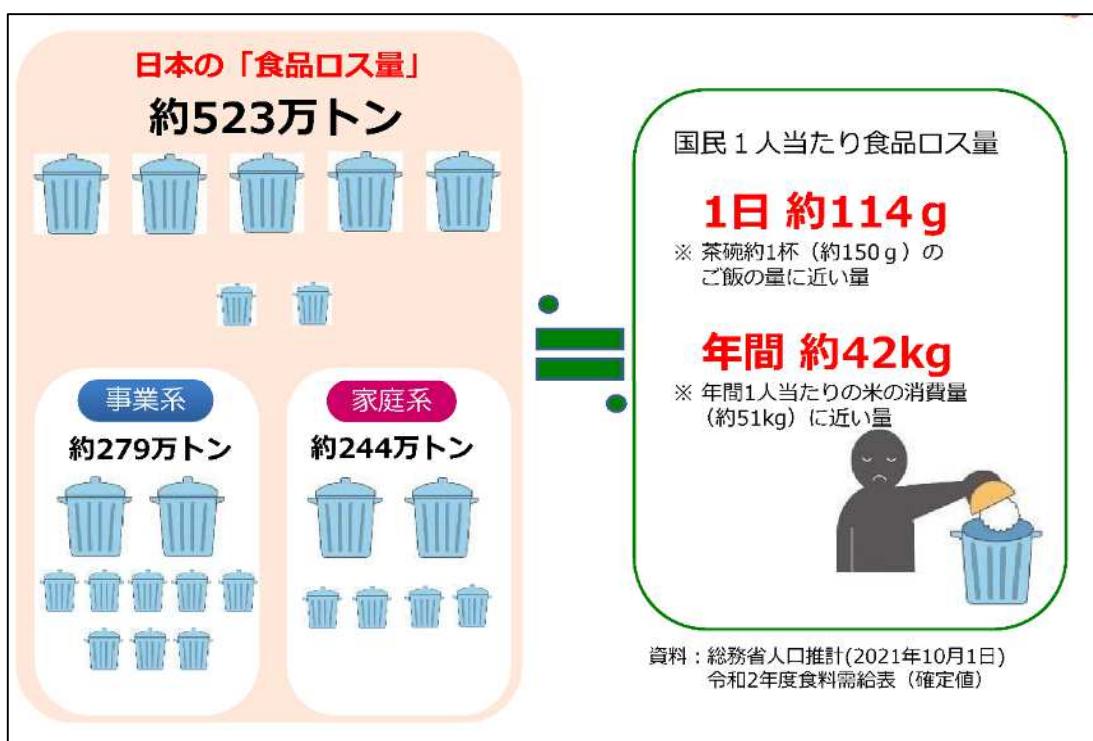
国においては、地方公共団体、事業者及び消費者等の多様な主体が連携し、総合的に食品ロス削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」という。)が施行されました。このなかで、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けています。

また、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成12年度比で令和12年度までに食品ロス量を半減するとの目標が掲げられています。

表 4.1 食品ロス削減に関する国の目標

区分	食品ロス基本方針(閣議決定、令和2年3月)	
	数値目標	目標年度
食品ロス量	平成12年度比で半減	令和12年度
消費者割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合80%	—

出典：食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月)



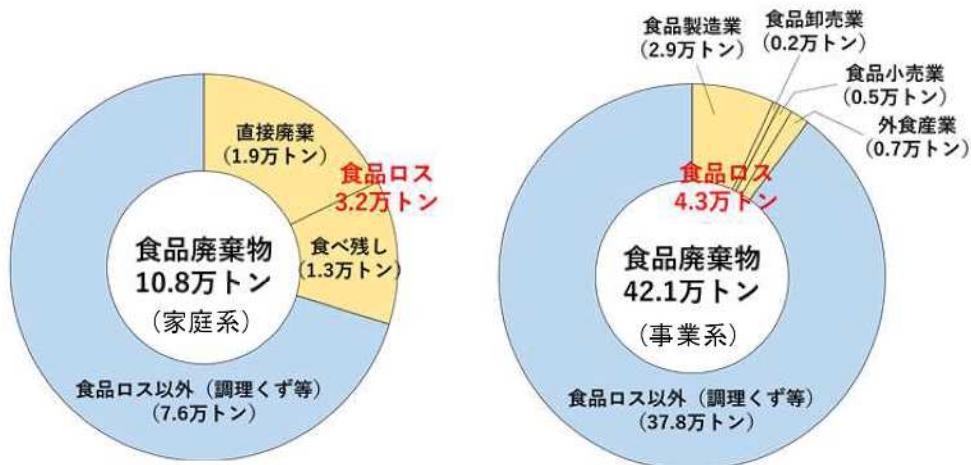
出典：食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢 農林水産省

図 4.2 日本の食品ロスの状況（令和3年度）

(3) 三重県の動向

三重県内の食品廃棄物等排出量は、令和3年度に年間約52.9万トンでそのうち食品ロス量は約7.5万トンと推計されています。また、食品ロスのうち、事業系食品ロスが約4.3万トン、家庭系食品ロスが約3.2万トンとなっています。県民一人当たりの食品ロス量は年間で約42kg、1人1日当たりでは約115gで、お茶碗一杯分のご飯量に相当します。

三重県の食品ロスに関する目標としては、「三重県循環型社会形成推進計画」(三重県、令和3年3月)において、表4.2に示すとおり、県全体として、食品ロス量削減率等の目標が定められています。



出典：食品ロス削減啓発プロジェクト「みんなえがおに！学んで削減、三重の食品ロス」
注)四捨五入のため、合計が一致しない箇所がある。

図 4.3 三重県内の食品廃棄物・食品ロスの排出量

表 4.2 三重県の食品ロス削減目標

区分		三重県循環型社会形成推進計画 (令和3年3月)	
		平成30年度 (現状値)	令和7年度 (見込み)
目標	食品ロス量削減率	(令和3年度に調査)	
			生活系10%削減 事業系10%削減

出典:三重県循環型社会形成推進計画(三重県、令和3年3月)

注)食品ロス量削減率:家庭から発生した食品ロス量及び事業活動に伴って発生した食品ロス量について、令和3年度(令和2年度実績)に対する令和7年度(令和6年度実績)におけるそれぞれの削減率

4.2 食品ロス削減に関する施策

(1) 求められる行動と役割

食品ロスは住民と食品関連事業者の双方から発生することから、卸売・小売から消費に至るまでの全ての段階で取り組むべき課題です。

住民や食品関連事業者が以下に示す「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組みを住民に伝え、住民はそれを受けて、食品ロス削減に積極的に取り組む事業者の商品、店舗等を積極的に利用するといった双方のコミュニケーションが活性化していくことが重要です。

1) 住民

住民は、消費者として、食品ロスの現状と削減の必要性に理解を深めるとともに、日常生活の中で自ら排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、表 4.3 に示す行動例を参考に、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるなどを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。

また、自分の消費行動が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

表 4.3 食品ロス削減における住民の行動例

区分	行動例
買物の際	<ul style="list-style-type: none">事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入する。商品が欠品となっていることを許容する意識を持つ。
食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none">食材(特に野菜や果物)に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。賞味期限を過ぎた商品であっても、すぐに食べられなくなるわけではないことを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかを個別に判断する。
調理の際	<ul style="list-style-type: none">家にある食材を計画的に使いきるほか、食材の食べられる部分はできる限り無駄にしないようにする。料理は食べきれる量を作り、食べ残しを減らすとともに、食べきれなかったものもリメイク等の工夫をして食べるようにする。
外食の際	<ul style="list-style-type: none">食べきれる量を注文し、提供された料理は食べるようにする。宴会時には3010運動等を実践する。やむを得ず料理を残してしまった場合には、外食事業者の説明をよく聞いた上で、自らの責任の範囲で持ち帰る。
生ごみを排出する際	<ul style="list-style-type: none">水きりを徹底し、ごみを軽くして出す意識を持つ。

2) 食品関連事業者

食品の卸売・小売、外食事業者などの食品関連事業者においては、食品ロスの状況とその削減の必要性について理解を深め、消費者である住民に対して、自らの取組みに関する情報提供や啓発を実施するほか、食品廃棄等を継続的に計量する等により、自らの事業活動から発生している食品ロスを把握し、関係事業者や町民とのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることで、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。

さらにこうした活動を行った上でもなお発生する食品ロスについて適切に再生利用するとともに、本町が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

表 4.4 食品ロス削減における食品関連事業者の行動例

区分	行動例
食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・流通過程全体での食品ロス削減に向けた、納品期限(3分の1ルール)等の緩和や適正発注の推進等の商習慣の見直しに取り組む。 ・天候や日取り(曜日)等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫のほか、季節商品は予約制とする等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。 ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売りきるための値引きやポイント付与等の取組みを行うほか、小分け販売や少量販売など消費者が使いきりやすい工夫を行う。 ・フランチャイズ店における食品ロスについては、本部と加盟店とが協力して削減に努める。
外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や日取り(曜日)、消費者の特性等を考慮した仕入れ、提供等の工夫をする。 ・小盛りや小分けメニュー、要望に応じた量の調整ができるようにする等、消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入する。 ・おいしく食べきりを呼びかける3010運動等の取組みを行う。 ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り容器による料理の持ち帰りをできるようにし、その旨を消費者にわかりやすく情報提供する。 ・やむを得ず生ごみとして排出しなければならない場合でも、業務用生ごみ処理機の導入や生ごみリサイクル事業者と提携するなど、生ごみの排出抑制に努める。 ・外食事業者以外であっても食事の提供等を行う事業者は、食品ロス削減のために可能な取組みを行う。
食品関連事業者に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール等の包装資材に傷や汚れがあった場合でも、中身の商品が毀損していないければ、輸送、保管等に支障があるときを除き、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売りきりの工夫を行う。 ・フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。 ・食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組みの内容や進捗状況等について、積極的に開示する。

3) 住民団体等（環境団体、NPO 等）

上述した役割と行動を実践する住民や食品関連事業者が増えるよう積極的な普及啓発活動を行うほか、本町と協働し、食品ロス削減に向けた取組み（フードバンク活動等）を行うなど、住民や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

4) 行政

住民、食品関連事業者、住民団体等がそれぞれの役割と行動を実践していけるよう、国や県が実施する施策に加えて、本町としての食品ロス削減に関する施策を推進していきます。

町内の食品スーパー、庁内関係部署等と連携してフードドライブの実施を検討し、本町における共生社会の構築を目指します。

（2）推進施策

1) 基本方針

食品ロスの削減を推進するためには、一人ひとりが意識を変えて、食品ロスを発生させないライフスタイルに変えていくことが重要です。そのためには、食品ロスに関する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、食品ロスの削減に繋がる取組を推進します。

2) 施策の内容

① 本町ホームページや広報とういん等を用いた情報提供と普及啓発

◆消費者の取組

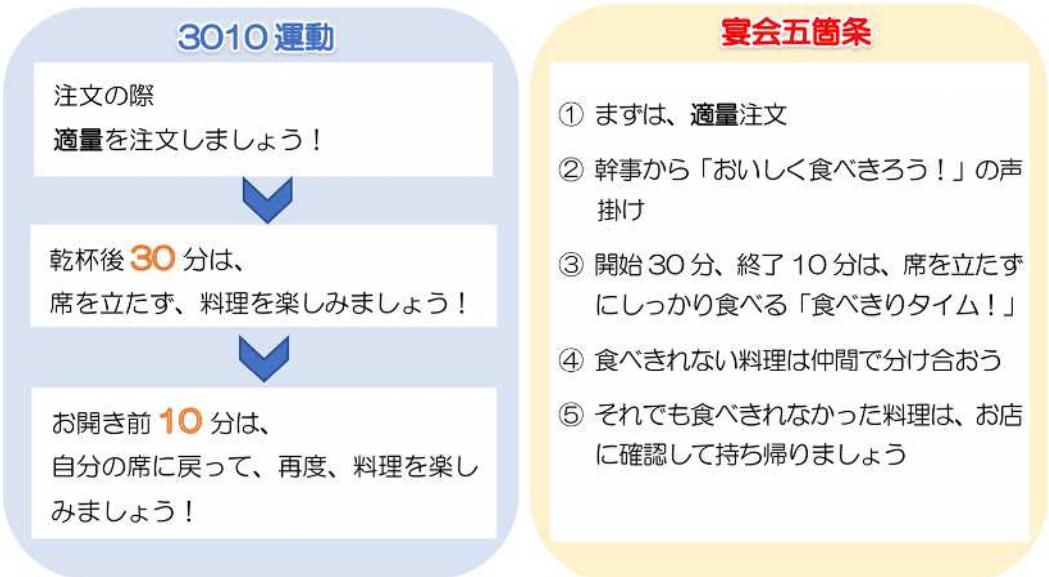
- ・消費期限と賞味期限の違い等、期限表示の正しい知識の普及啓発
- ・てまえどりの普及啓発
- ・季節ごとの消費の機会に予約購入や食べきり等に係る普及啓発
- ・冷蔵庫の定期的な在庫管理や使い切れる量・食べられる量だけの購入といった「使う分だけ購入」の実践の呼びかけ等、手付かず食品の削減の普及啓発
- ・無駄な食材を出しにくい調理方法や食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発、食材の有効活用の促進
- ・会食や宴会における「3010 運動」、「宴会五箇条」の普及啓発（P66 図 4.4 参照）

◆事業者の取組

- ・会食や宴会における「3010 運動」、「宴会五箇条」の普及啓発
- ・外食時の料理が残った場合に料理を持ち帰るドギーバックの普及啓発
- ・食品ロス削減に関する取組事例等の共有、周知

「3010運動」と「宴会五箇条」

食品ロスの約20%は外食産業で発生しており、その多くが食べ残しです。外食時の「おいしい食べきり」は、飲食店における食品ロスの削減につながります。「おいしい食べきり」のために、宴会時は3010運動や宴会五箇条を実践しましょう。



出典：外食時のおいしく「食べきりガイド」（消費者庁、農林水産省、環境省）

図 4.4 3010運動及び宴会五箇条の概要

② 実態調査の実施と対策の推進

- ◆食品ロス等の実態調査の実施
- ◆実態調査結果（食品ロスの内容、発生要因等の分析）に基づいた削減対策の実施

③ 効果的な削減方法等の情報収集及び提供

- ◆国や県、他自治体等の先進的な取組の情報収集及び周知
- ◆フードバンク活動団体等を通じたフードドライブ活動の周知・推進

第5章 生活排水処理基本計画

5. 1 生活排水処理の現状

1) 生活排水の処理体系

本町の生活排水の処理体系は、図 5.1 に示すとおりです。

本町で発生する生活雑排水のほとんどは、公共下水道（北勢沿岸流域下水道北部浄化センター）で処理した後、河川等の公共用水域へ放流されています。また、し尿については、公共下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によって処理され、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理過程で発生する汚泥については、桑名・員弁広域連合「桑名広域環境管理センター」で処理を行っています。

汲み取りし尿は、許可業者が収集・運搬し、桑名・員弁広域連合「桑名広域環境管理センター」で処理を行っています。

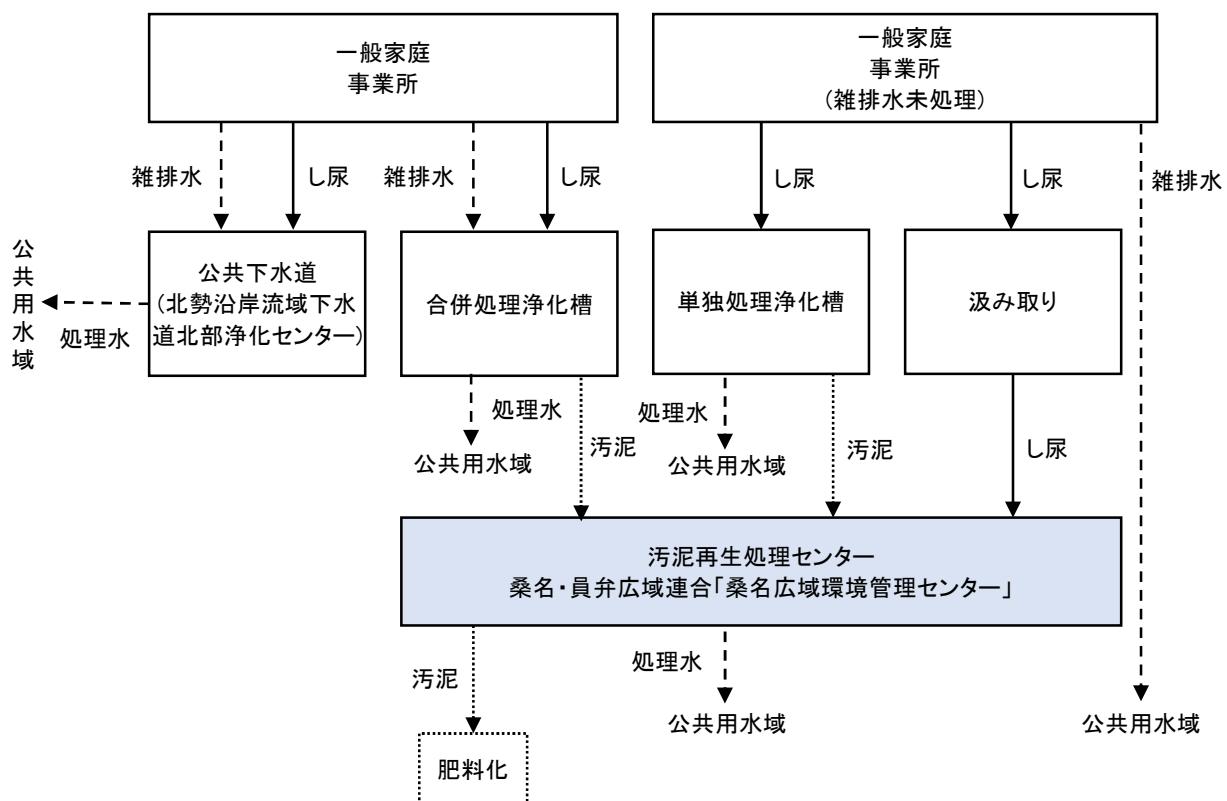


図 5.1 生活排水の処理体系

(2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移は、図 5.2 及び表 5.1 に示すとおりです。

本町では下水道整備が進み、令和3年度の下水道普及率は98.3%になっています。また、行政区域内人口に対する水洗化・雑排水処理人口の割合を示す生活排水処理率は98.8%となっています。

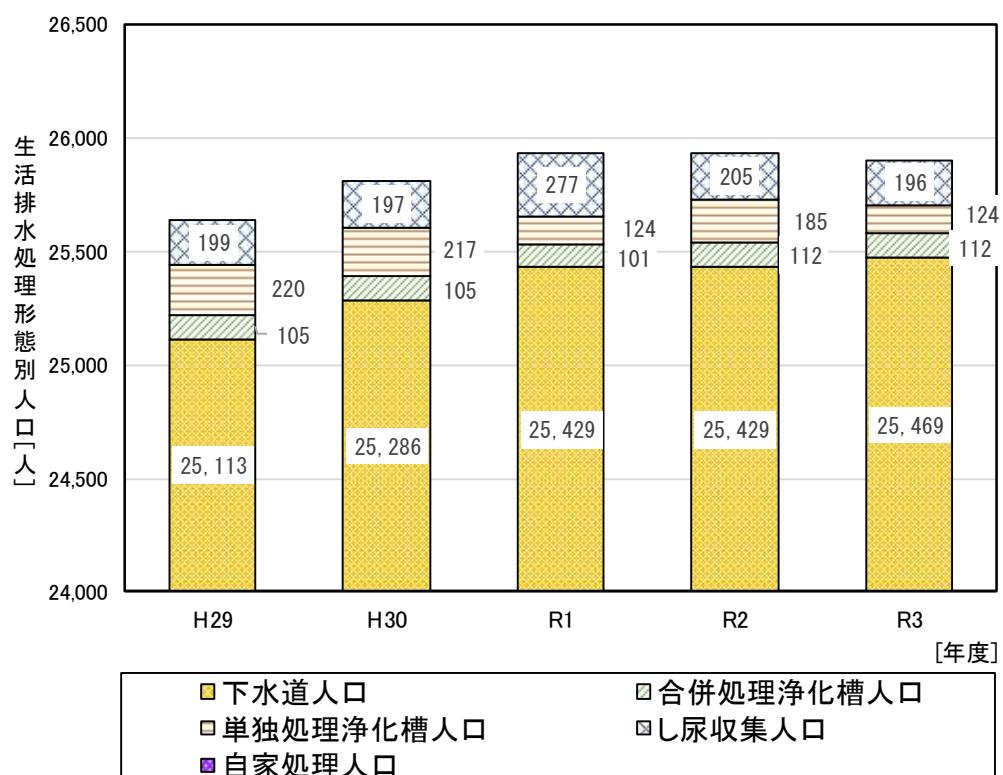


図 5.2 生活排水処理形態別人口の推移

表 5.1 生活排水処理形態別人口の推移

項目		単位＼年度	H29	H30	R1	R2	R3	
処理形態別人口	行政区域内人口	①	人	25,637	25,805	25,931	25,931	25,901
	計画処理区域内人口	②	人	25,637	25,805	25,931	25,931	25,901
	水洗化・生活雑排水処理人口	③=④+⑤	人	25,218	25,391	25,530	25,541	25,581
	下水道人口	④	人	25,113	25,286	25,429	25,429	25,469
	合併処理浄化槽人口	⑤	人	105	105	101	112	112
	生活雑排水未処理人口	⑥=⑦+⑧	人	419	414	401	390	320
	単独処理浄化槽人口	⑦	人	220	217	124	185	124
	非水洗化人口	⑧=⑨+⑩	人	199	197	277	205	196
	し尿収集人口	⑨	人	199	197	277	205	196
	自家処理人口	⑩	人	0	0	0	0	0
指標	下水道普及率	⑪=④/②	%	98.0	98.0	98.1	98.1	98.3
	生活排水処理率	⑫=③/②	%	98.4	98.4	98.5	98.5	98.8
	浄化槽人口率	⑬=(⑤+⑦)/②	%	1.3	1.2	0.9	1.1	0.9
	非水洗化人口率	⑭=⑧/②	%	0.8	0.8	1.1	0.8	0.8

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)浄化槽人口=合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口

(3) し尿等の排出量

し尿等の排出量の推移は、図 5.3 及び表 5.2 に示すとおりです。

し尿は概ね減少傾向ですが、浄化槽汚泥は増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度を除くと全体の排出量は約 800kL/年程度となっています。

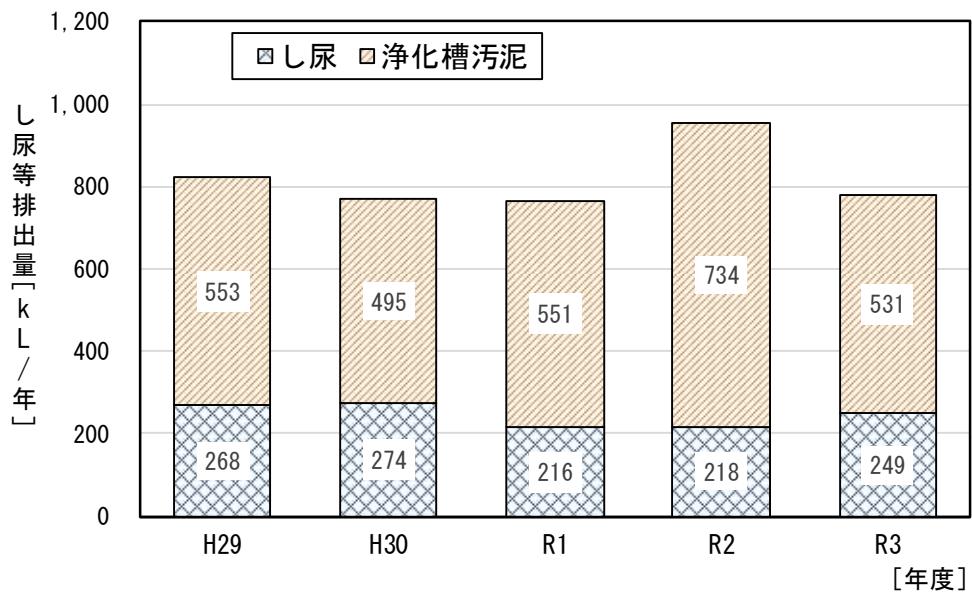


図 5.3 し尿等排出量の推移

表 5.2 し尿等排出量の推移

項目＼年度	H29	H30	R1	R2	R3	単位:kL/年
し尿	268	274	216	218	249	
浄化槽汚泥	553	495	551	734	531	
合計	821	769	767	952	780	

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

(4) 生活排水処理体制

1) し尿処理施設

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、平成16年度から供用開始した桑名・員弁広域連合所管の汚泥再生処理センター「桑名広域環境管理センター」で処理を行っています。桑名広域環境管理センターの概要は、表 5.3 及び図 5.4 に示すとおりです。

表 5.3 汚泥再生処理センター「桑名広域環境管理センター」の概要

施設	概要	
桑名広域環境管理センター	所管	桑名・員弁広域連合
	所在地	桑名市大字上之輪新田字永長707
	操業開始	平成16年度
	敷地面積	約17,600m ²
	施設延床面積	約7,397m ²
	処理能力	し尿・浄化槽汚泥 164kL/日 生ごみ 1.0t/日
	処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒 素処理方式+高度処理方式
	放流先	揖斐川

出典：桑名・員弁広域連合ホームページ





図 5.4 生活排水処理施設の位置図

2) 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 5.4 に示すとおりです。

表 5.4 生活排水等の処理主体

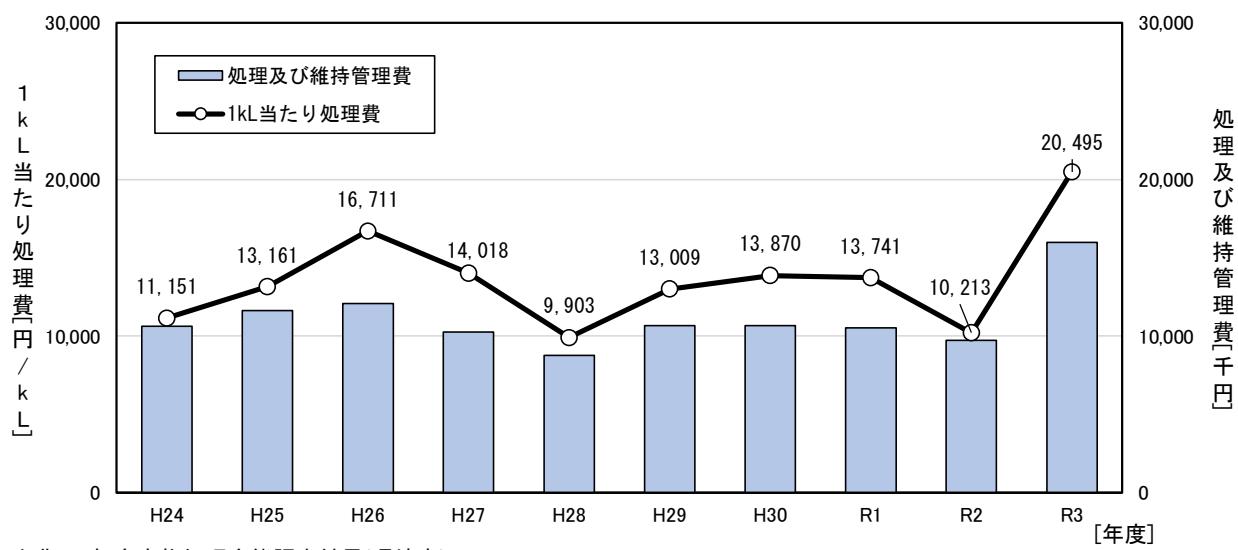
排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
し尿及び生活雑排水	公共下水道 (北勢沿岸流域関連公共下水道)	本町
	合併処理浄化槽	個人等
し尿	単独処理浄化槽	
汲み取りし尿	し尿処理施設 (桑名・員弁広域連合「桑名広域環境管理センター」)	桑名・員弁広域連合
浄化槽汚泥		

3) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本町の許可業者による戸別収集・運搬を行っています。

4) し尿等の処理経費の状況

し尿等の処理経費の推移は、図 5.5 に示すとおりです。1 kL 当たりの処理及び維持管理費は、平成 29 年度以降概ね安定して推移していましたが、令和 3 年度は増加し約 20,000 円/kL 程度となっています。



出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

図 5.5 し尿等の処理経費の推移

(5) 下水道整備状況

本町の下水道は、特定環境保全公共下水道事業として、平成元年 7 月に当初事業認可を得て事業に着手し、続いて平成 4 年度に北勢沿岸流域関連公共下水道事業として、認可区域を拡大し、平成 6 年 4 月に供用を開始しました。その後、污水整備を進め、また、平成 8 年度には篠尾、城山地区がコミュニティプラントから公共下水道へ移管されました。

令和 3 年度末現在、全体計画区域約 975.1ha のうち、事業計画区域約 930.4ha について、下水道事業を実施しています。

5.2 生活排水処理の課題

本町では、住民の大半が下水道処理となっているものの、100%とはなっていません。したがって、今後、住民・事業所に対する啓発を実施し、下水道処理への切り替えを推進していく必要があります。また、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥については、引き続き適正に処理できる体制を確保していく必要があるため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年 5 月 23 日制定）の趣旨に則り、合理化事業を実施します。

5.3 生活排水処理計画

(1) 基本方針

本町において、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備が進んだことに伴い、生活排水処理率は令和3年度末で98.8%と100%に近い状況となっていますが、わずかに単独処理浄化槽使用世帯及び非水洗化世帯（汲み取り世帯）が残っています。

このようなことから、本計画の基本方針を以下のとおり設定します。

【基本方針1】公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、浄化槽から下水道への切り替えを推進します。

【基本方針2】合併処理浄化槽の適切な設置及び管理

公共下水道計画区域外の地域において、適切な生活排水処理が行われるよう、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、設置されている合併処理浄化槽の適切な管理を啓発します。

【基本方針3】生活排水対策の啓発

生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、町民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

コラム

【合併処理浄化槽】

合併処理浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場等から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする設備です。仕組みは下水道とほぼ同じで、下水管のない家庭専用の処理設備です。

一方、単独処理浄化槽とは、トイレだけの水をそれぞれの家庭できれいにする設備で、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水はそのまま排水路や川に流してしまいます。

単独処理浄化槽、生活排水を処理する能力がなく、し尿の処理能力も合併処理浄化槽に劣るため、水環境に悪い影響を与えています。

このようなことから、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

合併処理浄化槽と単独処理浄化槽



出典：環境省「浄化槽サイト『水をきれいにする浄化槽ってなに?』」

(2) 生活排水の排水量の見込み

1) 生活排水処理形態別人口の将来推計

行政区域内人口は、ごみ処理基本計画による将来人口と同値とします。

将来推計結果は、平成 29 年度～令和 3 年度の実績に基づいて推計を行い、図 5.6 及び表 5.5 に示すとおりです。令和 15 年度（最終目標年度）の生活排水処理率は 99.5% となる見込みです。

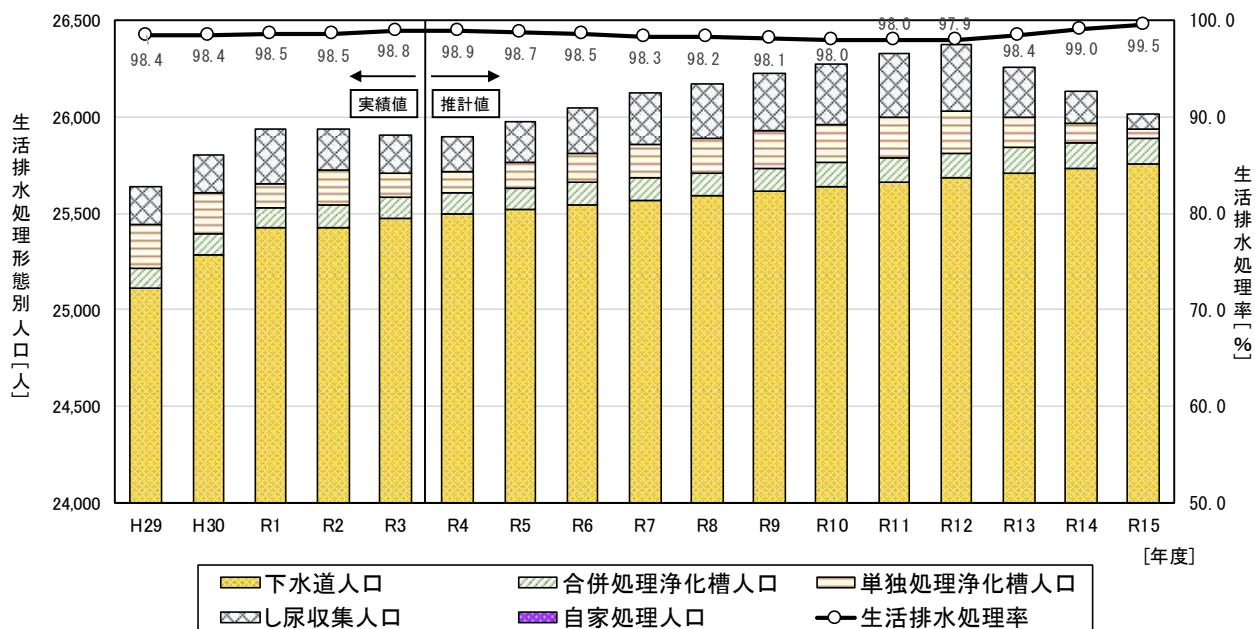


図 5.6 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

表 5.5 生活排水処理形態別人口の将来推計結果

項目	単位＼年度	実績値	推計値			
		R3	R10	R15		
			中間目標	最終目標		
行政区域内人口	①	人	25,901	26,274	26,014	
処理形態別人口	計画処理区域内人口	②	人	25,901	26,274	26,014
	水洗化・生活雑排水処理人口	③=④+⑤	人	25,581	25,760	25,885
	下水道人口	④	人	25,469	25,637	25,754
	合併処理浄化槽人口	⑤	人	112	123	131
	生活雑排水未処理人口	⑥=⑦+⑧	人	320	514	129
	単独処理浄化槽人口	⑦	人	124	199	50
	非水洗化人口	⑧=⑨+⑩	人	196	315	79
	し尿収集人口	⑨	人	196	315	79
指標	自家処理人口	⑩	人	0	0	0
	下水道普及率	⑪=④/②	%	98.3	97.6	99.0
	生活排水処理率	⑫=③/②	%	98.8	98.0	99.5
	浄化槽人口率	⑬=(⑤+⑦)/②	%	0.9	1.2	0.7
	非水洗化人口率	⑭=⑧/②	%	0.8	1.2	0.3

注1)実績:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注2)浄化槽人口=合併処理浄化槽人口+単独処理浄化槽人口

2) し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計

し尿収集人口及び浄化槽人口（合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口）に、し尿及び浄化槽汚泥の原単位（令和3年度実績）を乗じて排出量の推計を行います。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果は、図 5.7 及び表 5.6 に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥排出量は下水道の整備に伴って減少し、令和15年度（最終目標年度）の排出量は、令和3年度実績の65%程度となる見込みです。

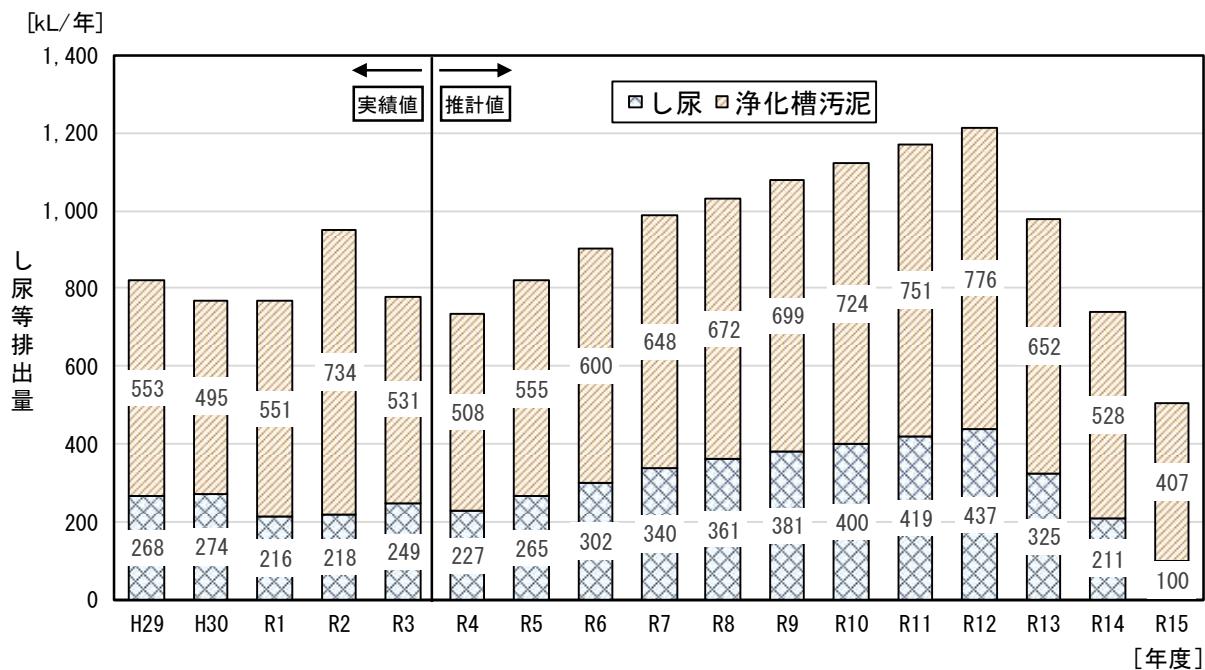


図 5.7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果

表 5.6 し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来推計結果

排出量	年間量	項目	単位＼年度	実績値	推計値	
				R3	R10	R15
					中間目標	最終目標
原単位	し尿	a	kL/年	249	400	100
	浄化槽汚泥	b	kL/年	531	724	407
	合計	c=a+b	kL/年	780	1,124	507
	し尿	d	kL/日	0.7	1.1	0.3
	浄化槽汚泥	e	kL/日	1.5	2.0	1.1
	合計	f=d+e	kL/日	2.2	3.1	1.4
注)実績:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)	し尿		L/人・日	3.48	3.48	3.48
	浄化槽汚泥		L/人・日	6.16	6.16	6.16

(3) 処理主体

処理施設毎の処理主体は、表 5.7 に示すとおりで、今後の処理主体は現状のままとします。

表 5.7 生活排水等の処理主体

排水等の種類	処理等施設の種類	処理主体
し尿及び生活雑排水	公共下水道 (北勢沿岸流域関連公共下水道)	本町
	合併処理浄化槽	個人等
し尿	単独処理浄化槽	
汲み取りし尿	し尿処理施設 (桑名・員弁広域連合「桑名広域環境管理センター」)	桑名・員弁広域連合
浄化槽汚泥		

5.4 個別計画

(1) 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、現行どおり本町の許可業者による戸別収集・運搬を基本とします。

(2) 中間処理計画及び最終処分計画

公共下水道については、今後も適切に処理を行いつつ、必要に応じて改良工事を施す等、計画的な維持管理を行います。また、下水道施設の更新にあたっては、技術の進歩や社会情勢の変化等も考慮し、計画的に検討を行います

(3) その他し尿等の処理に関する必要な事項

① 災害時のし尿処理に係る対応

地震、台風及び集中豪雨等の大規模災害時のし尿処理に関しては、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄について検討するとともに、適正処理のため、収集・運搬ルートの検討や周辺自治体の処理施設との連携体制を構築します。

② 広報・啓発活動

- ・発生源の汚濁負荷削減対策として、住民一人ひとりの意識高揚を図るため、広報、チラシ、パンフレット等を作成・配布します（発生源の汚濁負荷削減対策：調理くずや廃食用油の適正処理等）。
- ・子供向けの環境教育を推進します。
- ・自治会及び事業者担当者向け研修会を開催します。

第6章 計画の進捗管理

計画の進行管理は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に一般廃棄物処理計画の点検、見直し、評価を実施します。

計画策定の趣旨や目的、目標について住民や事業者に説明を実施し、理解と協力を得るよう努めます。また、広報への掲載や広報活動、関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、住民等に広く周知していきます。

一般廃棄物処理基本計画にしたがって、区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し、処理・処分を実施します。一般廃棄物処理システムの改善・進捗の評価の指標としてごみ処理に係る数値目標及び基本方針を用い、毎年度、改善・進捗の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、その結果を住民に対し公表していきます。

また、一般廃棄物処理基本計画については、評価を踏まえて概ね5年毎、または計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを実施します。一般廃棄物処理実施計画については、年度ごとの処理計画、改善策及びその他の施策を定めていきます。

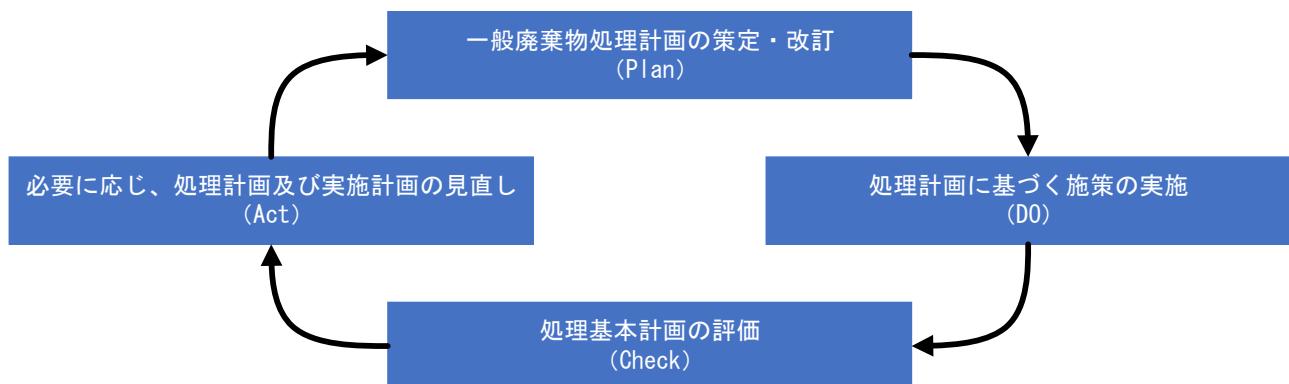


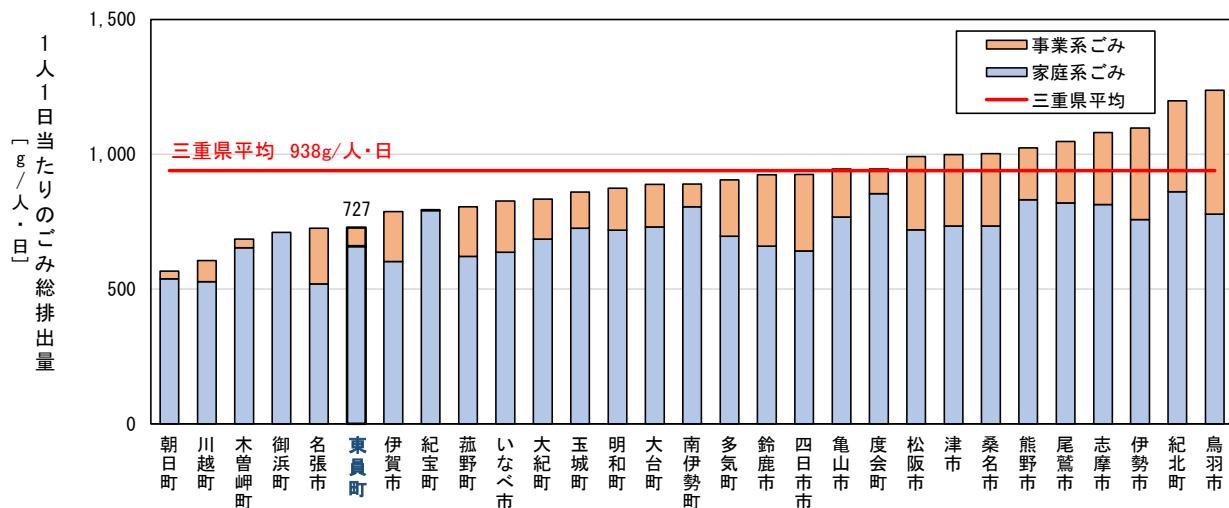
図 6.1 一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル

資 料 編

1 三重県内自治体との比較

(1) 1人1日あたりのごみ総排出量

1人1日あたりのごみ総排出量は、図1及び表1に示すとおり、令和3年度727g/人・日で、三重県内で6番目に少なくなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

注)家庭系ごみは、集団回収を含む

図1 三重県内における1人1日あたりのごみ総排出量

表1 三重県内における1人1日あたりのごみ総排出量

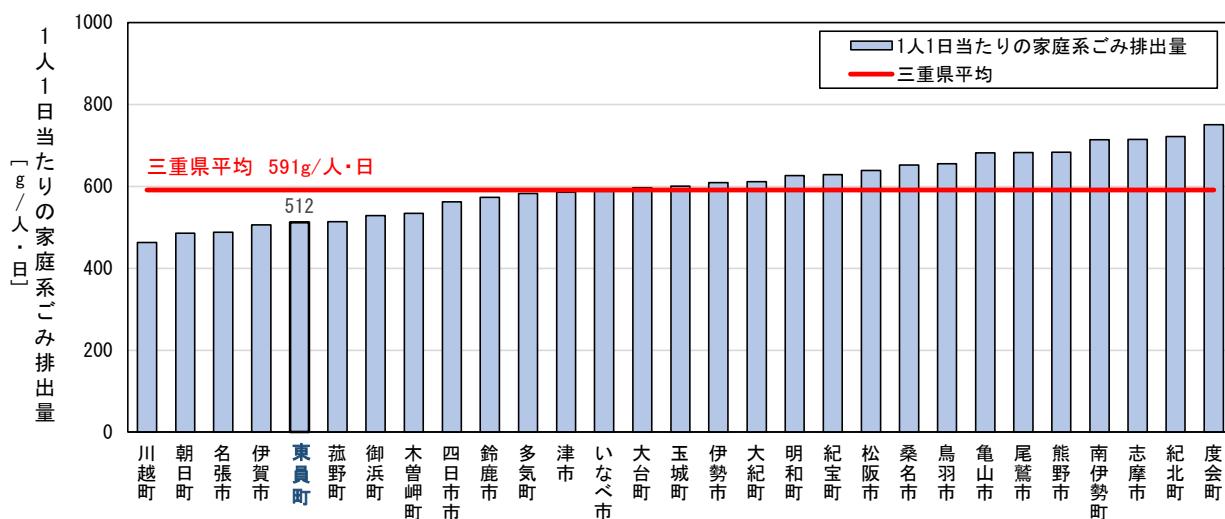
順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりのごみ総排出量 [g/人・日]
1	朝日町	567	11	大紀町	833	21	松阪市	991
2	川越町	606	12	玉城町	860	22	津市	998
3	木曽岬町	684	13	明和町	873	23	桑名市	1,002
4	御浜町	709	14	大台町	887	24	熊野市	1,023
5	名張市	725	15	南伊勢町	889	25	尾鷲市	1,047
6	東員町	727	16	多気町	904	26	志摩市	1,080
7	伊賀市	787	17	鈴鹿市	923	27	伊勢市	1,097
8	紀宝町	794	18	四日市市	924	28	紀北町	1,198
9	菰野町	804	19	亀山市	944	29	鳥羽市	1,236
10	いなべ市	826	20	度会町	945	—	県内平均値	938

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

注)家庭系ごみは、集団回収を含む

(2) 1人1日あたりの家庭系ごみ総排出量（資源ごみ除く）

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）は、図2及び表2に示すとおり、令和3年度512g/人・日で、三重県内で5番目に少なくなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

注)集団回収、資源ごみ除く

図2 三重県内における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

表2 三重県内における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

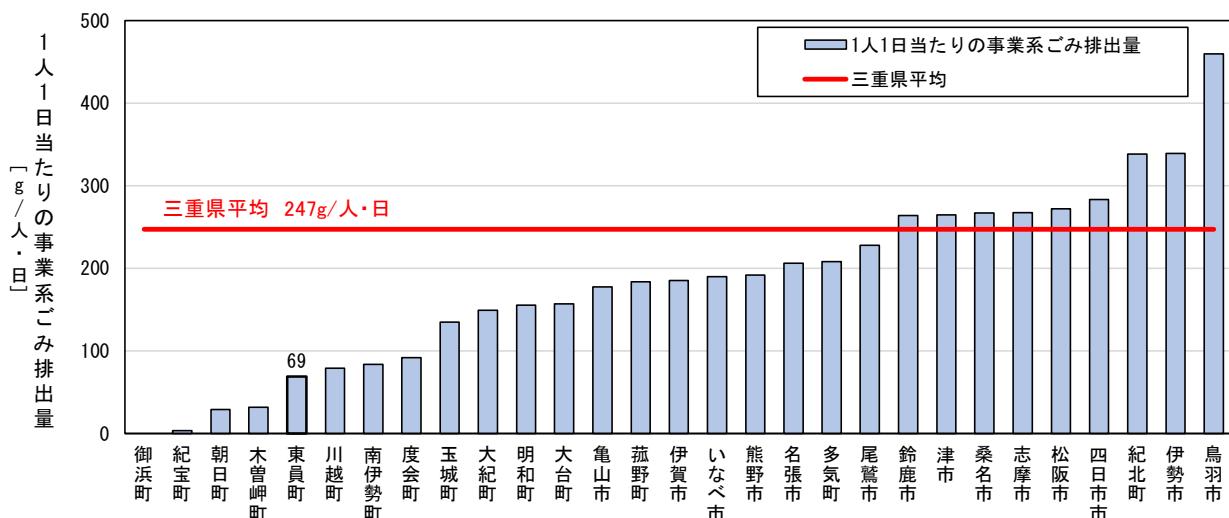
順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]
1	川越町	463	11	多気町	582	21	桑名市	652
2	朝日町	486	12	津市	585	22	鳥羽市	655
3	名張市	488	13	いなべ市	588	23	亀山市	681
4	伊賀市	506	14	大台町	596	24	尾鷲市	682
5	東員町	512	15	玉城町	601	25	熊野市	683
6	菰野町	513	16	伊勢市	609	26	南伊勢町	714
7	御浜町	529	17	大紀町	611	27	志摩市	714
8	木曽岬町	534	18	明和町	626	28	紀北町	722
9	四日市市	562	19	紀宝町	628	29	度会町	750
10	鈴鹿市	573	20	松阪市	639	—	県内平均値	591

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

注)集団回収、資源ごみ除く

(3) 1人1日当たりの事業系ごみ排出量

1人1日当たりの事業系ごみ排出量は、図3及び表3に示すとおり、令和3年度 69g/人・日で、家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）と同様に、三重県内で5番目に少なくなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

図3 三重県内における1人1日当たりの事業系ごみ排出量

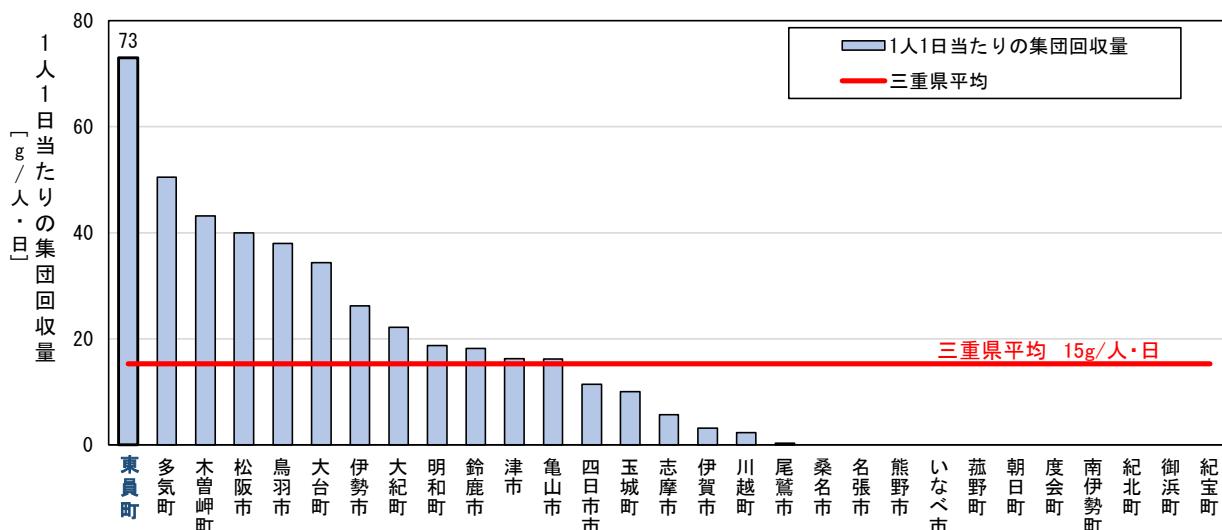
表3 三重県内における1人1日当たりの事業系ごみ排出量

順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの事業系ごみ排出量 [g/人・日]
1	御浜町	0	11	明和町	155	21	鈴鹿市	264
2	紀宝町	4	12	大台町	157	22	津市	265
3	朝日町	29	13	亀山市	178	23	桑名市	267
4	木曽岬町	32	14	菰野町	184	24	志摩市	268
5	東員町	69	15	伊賀市	185	25	松阪市	272
6	川越町	79	16	いなべ市	190	26	四日市市	283
7	南伊勢町	84	17	熊野市	192	27	紀北町	338
8	度会町	92	18	名張市	206	28	伊勢市	339
9	玉城町	135	19	多気町	208	29	鳥羽市	460
10	大紀町	149	20	尾鷲市	228	—	県内平均値	247

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

(4) 1人1日当たりの集団回収量

1人1日当たりの集団回収量は、図4及び表4に示すとおり、令和3年度73g/人・日で、三重県内で最も多くなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

図4 三重県内における1人1日当たりの集団回収量

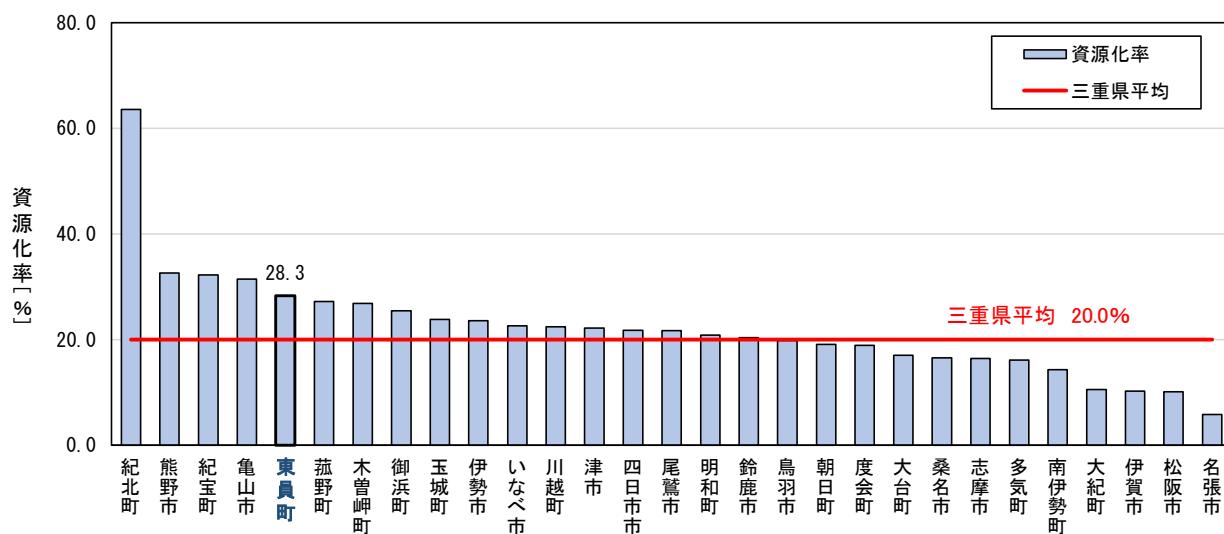
表4 三重県内における1人1日当たりの集団回収量

順位	自治体名	1人1日当たりの集団回収量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの集団回収量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日当たりの集団回収量 [g/人・日]
1	東員町	73	11	津市	16	21	熊野市	0
2	多気町	51	12	亀山市	16	22	いなべ市	0
3	木曽岬町	43	13	四日市市	11	23	菰野町	0
4	松阪市	40	14	玉城町	10	24	朝日町	0
5	鳥羽市	38	15	志摩市	6	25	度会町	0
6	大台町	34	16	伊賀市	3	26	南伊勢町	0
7	伊勢市	26	17	川越町	2	27	紀北町	0
8	大紀町	22	18	尾鷲市	0	28	御浜町	0
9	明和町	19	19	桑名市	0	29	紀宝町	0
10	鈴鹿市	18	20	名張市	0	—	県内平均値	15

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

(5) 資源化率

資源化率は、図5及び表5に示すとおり、令和3年度28.3%で、三重県内で5番目に高くなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)資源化率はRDFを含む

図5 三重県内における資源化率

表5 三重県内における資源化率

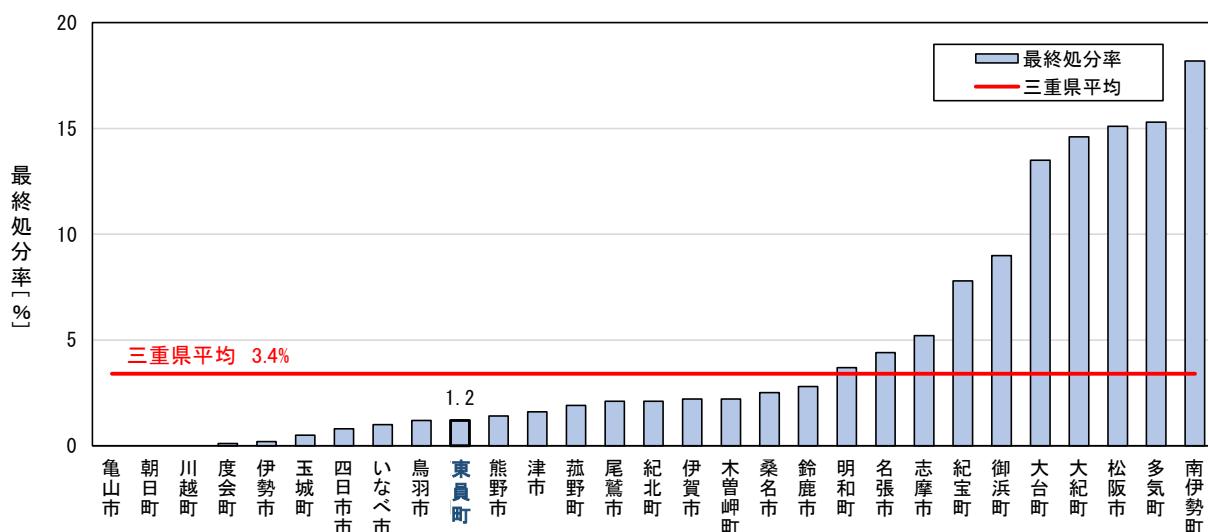
順位	自治体名	資源化率[%]	順位	自治体名	資源化率[%]	順位	自治体名	資源化率[%]
1	紀北町	63.6	11	いなべ市	22.6	21	大台町	17.0
2	熊野市	32.6	12	川越町	22.4	22	桑名市	16.5
3	紀宝町	32.2	13	津市	22.1	23	志摩市	16.4
4	亀山市	31.5	14	四日市市	21.8	24	多気町	16.1
5	東員町	28.3	15	尾鷲市	21.6	25	南伊勢町	14.3
6	菰野町	27.2	16	明和町	20.8	26	大紀町	10.6
7	木曽岬町	26.9	17	鈴鹿市	20.3	27	伊賀市	10.2
8	御浜町	25.4	18	鳥羽市	19.8	28	松阪市	10.1
9	玉城町	23.8	19	朝日町	19.1	29	名張市	5.8
10	伊勢市	23.6	20	度会町	18.9	-	県内平均値	20.0

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

注)資源化率はRDFを含む

(6) 最終処分率

最終処分率は、図6及び表6に示すとおり、令和3年度1.2%で、三重県内で10番目に低くなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図6 三重県内における最終処分率

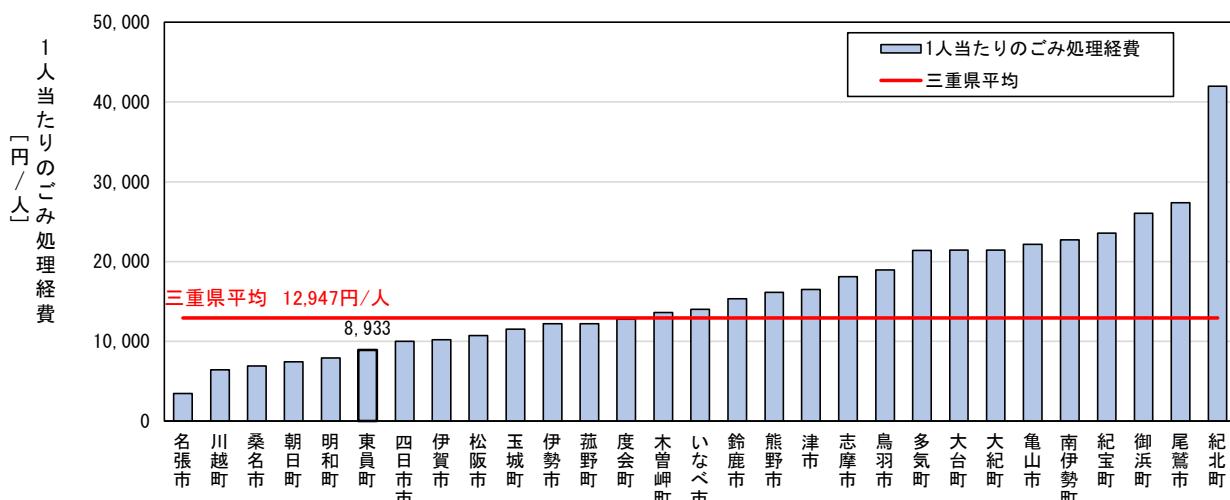
表6 三重県内における最終処分率

順位	自治体名	最終処分率[%]	順位	自治体名	最終処分率[%]	順位	自治体名	最終処分率[%]
1	亀山市	0.0	11	熊野市	1.4	21	名張市	4.4
2	朝日町	0.0	12	津市	1.6	22	志摩市	5.2
3	川越町	0.0	13	菰野町	1.9	23	紀宝町	7.8
4	度会町	0.1	14	尾鷲市	2.1	24	御浜町	9.0
5	伊勢市	0.2	15	紀北町	2.1	25	大台町	13.5
6	玉城町	0.5	16	伊賀市	2.2	26	大紀町	14.6
7	四日市市	0.8	17	木曽岬町	2.2	27	松阪市	15.1
8	いなべ市	1.0	18	桑名市	2.5	28	多気町	15.3
9	鳥羽市	1.2	19	鈴鹿市	2.8	29	南伊勢町	18.2
10	東員町	1.2	20	明和町	3.7	-	県内平均値	3.4

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

(7) ごみ処理経費

1人当たりのごみ処理経費は、図7及び表7に示すとおり、令和3年度 8,933 円/人で、三重県内で6番目に低くなっています。



出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

図7 三重県内におけるごみ処理経費

表7 三重県内におけるごみ処理経費

順位	自治体名	1人当たりのごみ処理経費 [円/人]	順位	自治体名	1人当たりのごみ処理経費 [円/人]	順位	自治体名	1人当たりのごみ処理経費 [円/人]
1	名張市	3,482	11	伊勢市	12,198	21	多気町	21,386
2	川越町	6,439	12	菰野町	12,205	22	大台町	21,436
3	桑名市	6,895	13	度会町	12,788	23	大紀町	21,446
4	朝日町	7,430	14	木曽岬町	13,623	24	亀山市	22,167
5	明和町	7,919	15	いなべ市	14,011	25	南伊勢町	22,739
6	東員町	8,933	16	鈴鹿市	15,336	26	紀宝町	23,595
7	四日市市	10,010	17	熊野市	16,143	27	御浜町	26,054
8	伊賀市	10,205	18	津市	16,506	28	尾鷲市	27,375
9	松阪市	10,717	19	志摩市	18,125	29	紀北町	41,987
10	玉城町	11,555	20	鳥羽市	18,964	-	県内平均値	12,947

出典：令和3年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）、住民基本台帳人口（東員町分、9月末現在）

2 ごみ処理の評価

(1) 国の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物処理基本方針」及び「循環型社会形成推進基本計画」（環境省、第三次[平成25年5月]、第四次[平成30年6月]）において、ごみ排出量等の削減目標が設定されており、表8に示すとおりです。

第四次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）については、1人1日当たり排出量として具体的な数値目標が定められています。事業系ごみ排出量と最終処分量については、基準年度からの削減率が示され、リサイクル率については具体的な数値目標が定められています。また、廃棄物処理基本方針については、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて令和5年6月に変更されており、ごみ総排出量については基準年度からの削減率が示されています。

本町の令和3年度実績と廃棄物処理基本方針及び第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値を比較すると、表10に示すとおりです。ごみ総排出量については第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値を満たしていますが、廃棄物処理基本方針の目標値には達していません。また、リサイクル率及び最終処分量については、いずれの目標値も満たしていませんが、家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量は目標値に達していません。

表8 国の目標値

指標	廃棄物処理基本方針 (令和5年6月30日)		循環型社会形成推進基本計画			
	数値目標	目標年次	第三次計画(平成25年5月)		第四次計画(平成30年6月)	
			数値目標	目標年次	数値目標	目標年次
1人1日当たりごみ総排出量	平成24年度比で約16%削減	令和7年度	平成12年度比で約25%削減 約890g/人日	令和2年度	約850g/人日	令和7年度
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約440g/人日		平成12年度比で約25%削減 約500g/人日		約440g/人日	
事業系ごみ排出量	—		平成12年度比で約35%削減		平成25年度比で約16%削減	
リサイクル率又は出口側の循環利用率	リサイクル率約28%	令和9年度	—	—	出口側の循環利用率約28%	
最終処分量	平成24年度比で約31%削減	令和7年度	—	—	平成25年度比で約30%削減	

出典1)廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年6月30日)

出典2)循環型社会形成推進基本計画(環境省)

注1)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注2)一般廃棄物の出口側の循環利用率、一般廃棄物最終処分量は補助指標

注3)一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とします。

注4)第四次計画の2013年度比の削減率は、中央環境審議会循環型社会部会第26回資料により算定

事業系ごみ排出量削減率＝(2013年度排出量実績－2025年度排出量推計)/2013年度排出量実績＝(1,312万t-1,100万t)/1,312万t=16.2%

最終処分量削減率＝(2013年度最終処分量実績－2025年度最終処分量推計)/2013年度最終処分量実績＝(454万t-320万t)/454万t=29.5%

(2) 三重県の目標値を基準とした評価

ごみ処理に係る三重県の目標としては、「三重県循環型社会形成推進計画」(三重県、令和3年3月)において、表9に示すとおり、国の目標値と同様、1人1日当たりごみ排出量等のモニタリング指標と見込み値が設定されています。

また、県全体として、食品ロス量削減率等の目標が定められているほか、県のプラスチック対策事業において、県が市町や事業者等と連携したことで、プラスチックの資源循環の高度化等の仕組みの構築に向けて取り組んだ件数なども目標として定められています。

本町の令和3年度実績と三重県循環型社会形成推進計画の目標値を比較すると、表10に示すとおりです。1人1日当たりごみ排出量及び資源化率については目標値を満たしていますが、最終処分量は目標値に達していません。

表9 三重県の目標値

区分		三重県循環型社会形成推進計画 (令和3年3月)	
		数値目標	
		平成30年度 (現状値)	令和7年度 (見込み)
モニタリング 指標	1人1日当たりごみ排出量	947g/人・日	902g/人・日 (平成30年度比で約5%削減)
	資源化率	26.7%	27.3%
	最終処分量	25千トン	10千トン (平成30年度比で60%削減)
目標 (参考)	食品ロス量削減率	(令和3年度に調査)	家庭系10%削減 事業系10%削減

出典:三重県循環型社会形成推進計画(三重県、令和3年3月)

注1)1人1日当たりごみ排出量=(家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)÷(計画収集人口×365日)

注2)資源化率=(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)÷ごみ総排出量(集団回収量含む)

注3)食品ロス量削減率:家庭から発生した食品ロス量及び事業活動に伴って発生した食品ロス量について、令和3年度

(令和2年度実績)に対する令和7年度(令和6年度実績)におけるそれぞれの削減率

表 10 国及び三重県の目標値と本町のごみ処理実績の比較

指 標	単位	各目標値の基準年度実績値			現状	廃棄物処理 基本方針 (H24年度基準) R7年度目標	第四次循環型社会 形成推進計画 (H25年度基準) R7年度目標	三重県循環型社会 形成推進計画 (H30年度基準) R7年度目標
		H24	H25	H30				
1人1日当たり ごみ総排出量	g/人・日	857	909	746	727	720	850	—
1人1日当たり ごみ排出量	g/人・日	731	790	653	654	—	—	902
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	635	682	504	512	440	440	—
事業系ごみ排出量	t/年	257	373	724	656	—	313	—
リサイクル率 (資源化率)	%	55.8	53.3	63.0	28.3	28.0	28.0	27.3
最終処分量	t/年	1,419	1,883	145	81	979	1,318	58

出典1)廃棄物処理基本方針:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(令和5年6月30日)

出典2)第四次循環型社会形成推進基本計画(環境省、平成30年6月)

出典3)三重県循環型社会形成推進計画(三重県、令和3年3月)

注1)ごみ排出量=家庭系ごみ+事業系ごみ

注2)家庭系ごみ排出量は、集団回収及び資源ごみを除く排出量

注3)廃棄物処理基本方針の目標年度は、リサイクル率(資源化率)についてのみ令和9年度

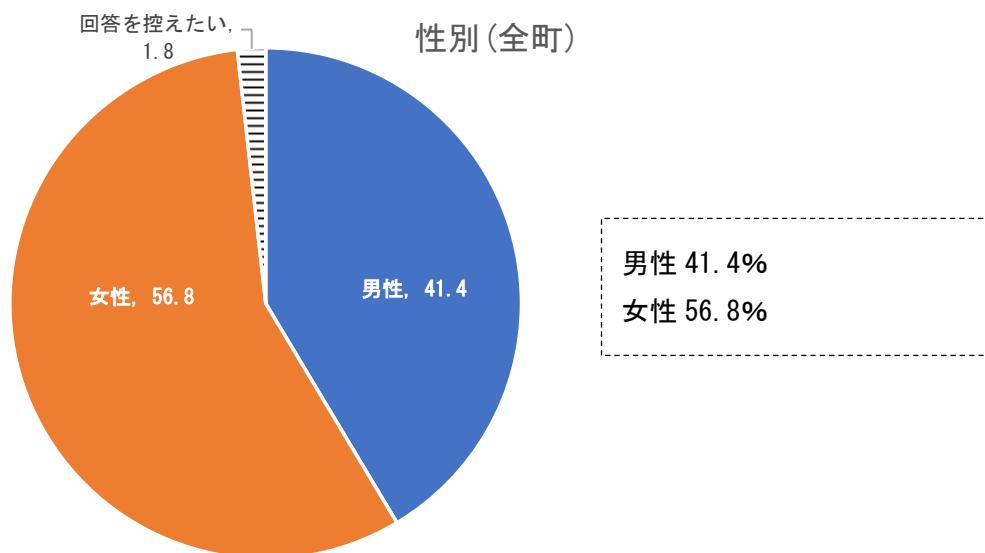
注4)着色箇所は、目標削減率から計算で求めた数値

3 アンケート調査結果

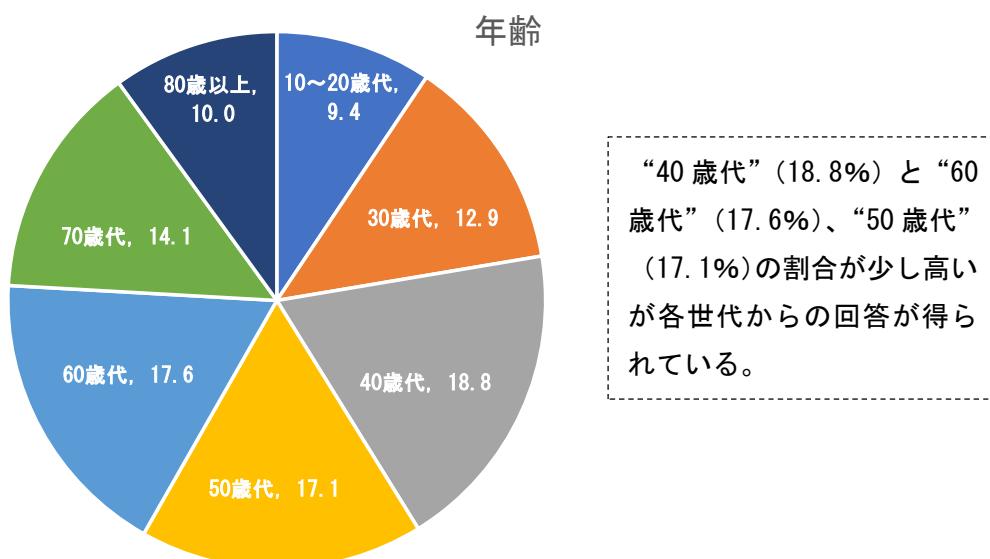
- 発送数 300 通（神田・稻部・三和地区 150 通、笹尾・城山地区 150 通）
- 実施時期 令和5年8月21日～9月11日
- 回収率 57.3%（回収数 172 通）
(神田・稻部・三和地区 84 通 (55%)、 笹尾・城山地区 88 通 (59%))

基礎調査

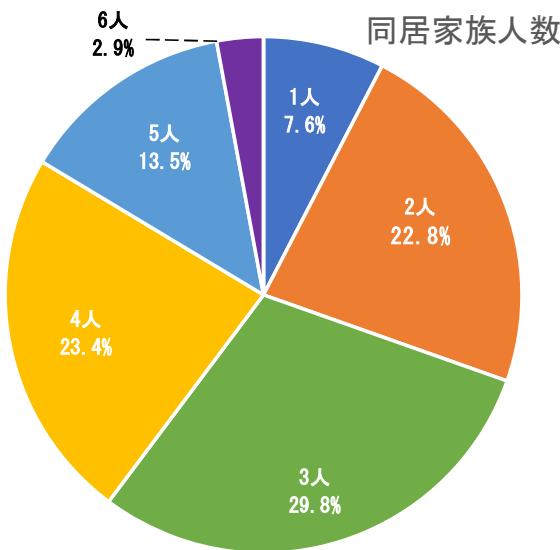
○性別



○年齢

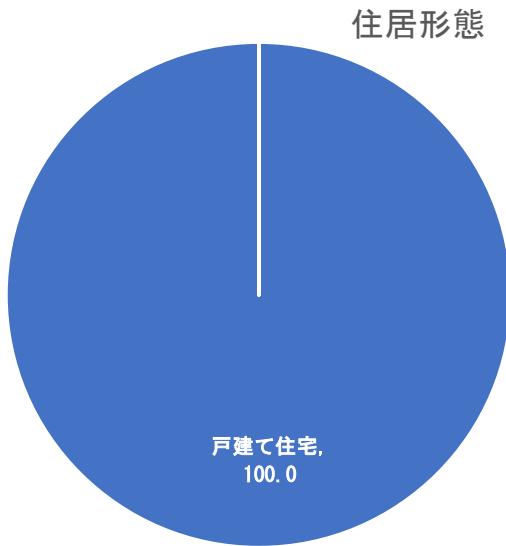


○同居家族の人数



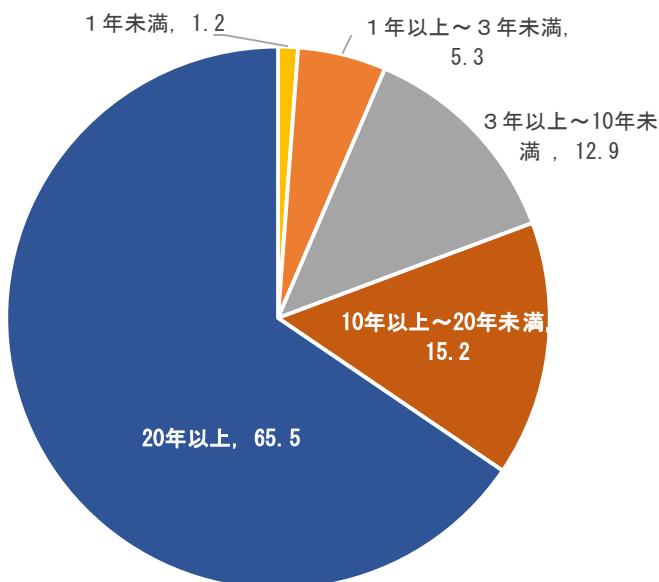
2人 (22.8%)、3人 (29.8%)、
4人 (23.4%) の割合が高く、
全体の約 76%を占めている。

○住居形態



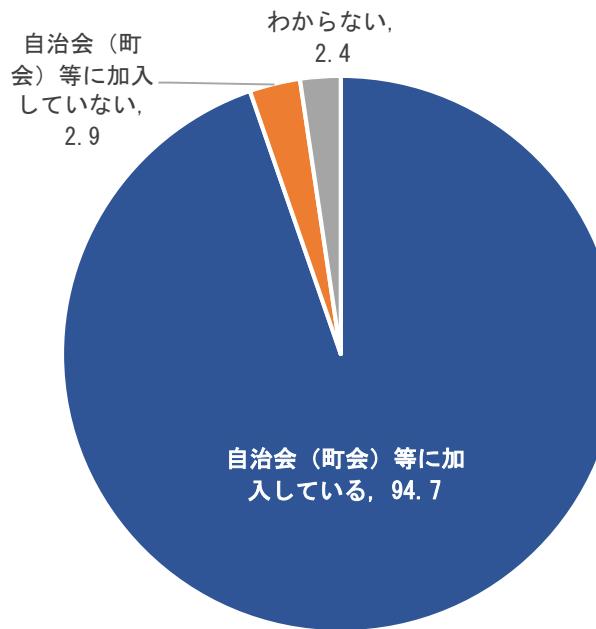
“戸建住宅”が 100%を占めて
いる。

○居住年数



“20年以上” (65.5%) が最
も高く、次いで“10年以上 20
年未満” (15.2%) が高い。こ
の 2つで全体の約 80%を占
めている。

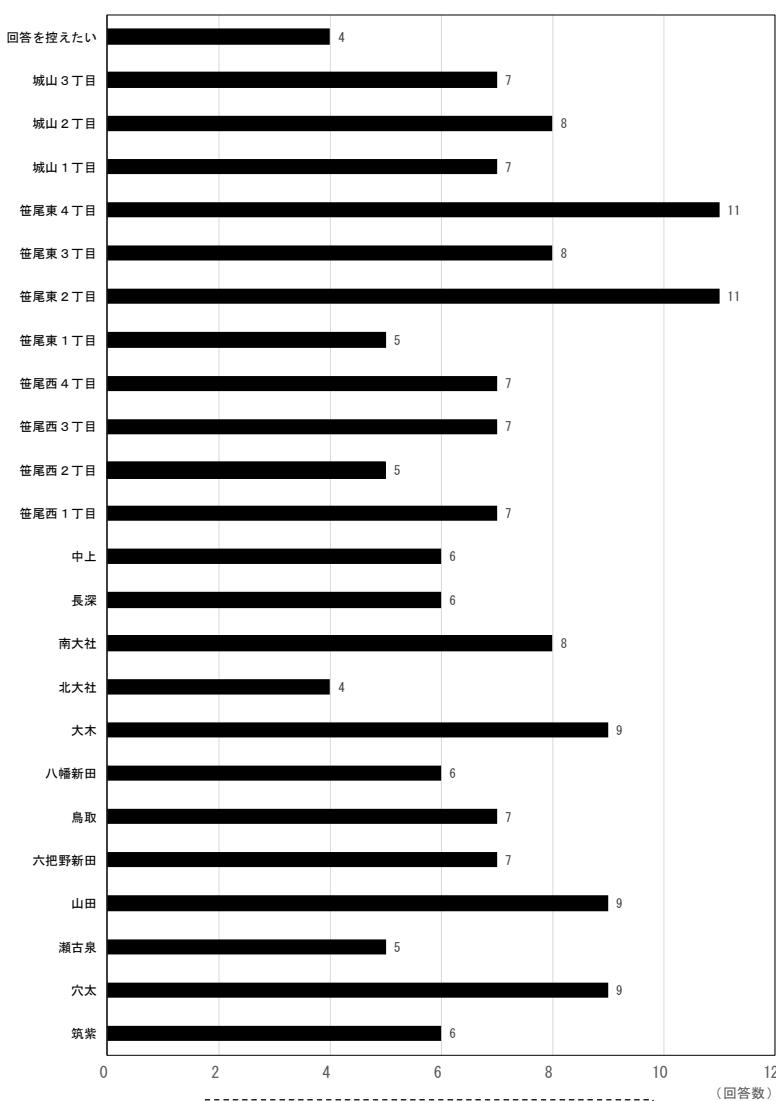
○自治会について



“自治会（町会）等に加入している”(94.7%)が大半を占めている。

○お住まいの地区

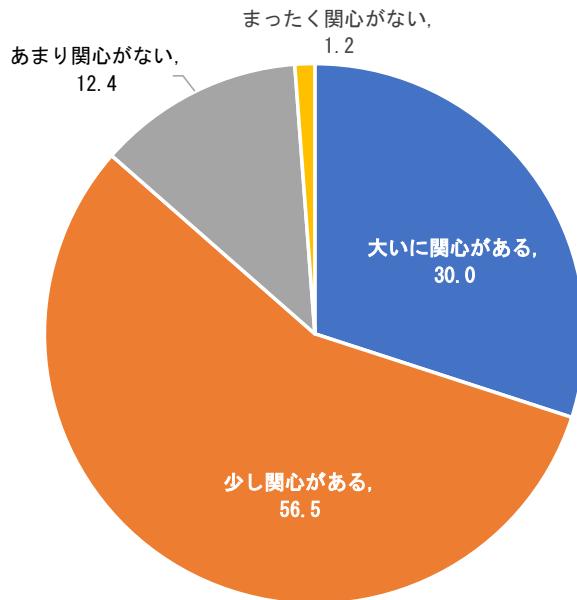
地区別



ほぼ万遍なく回答を得ている。

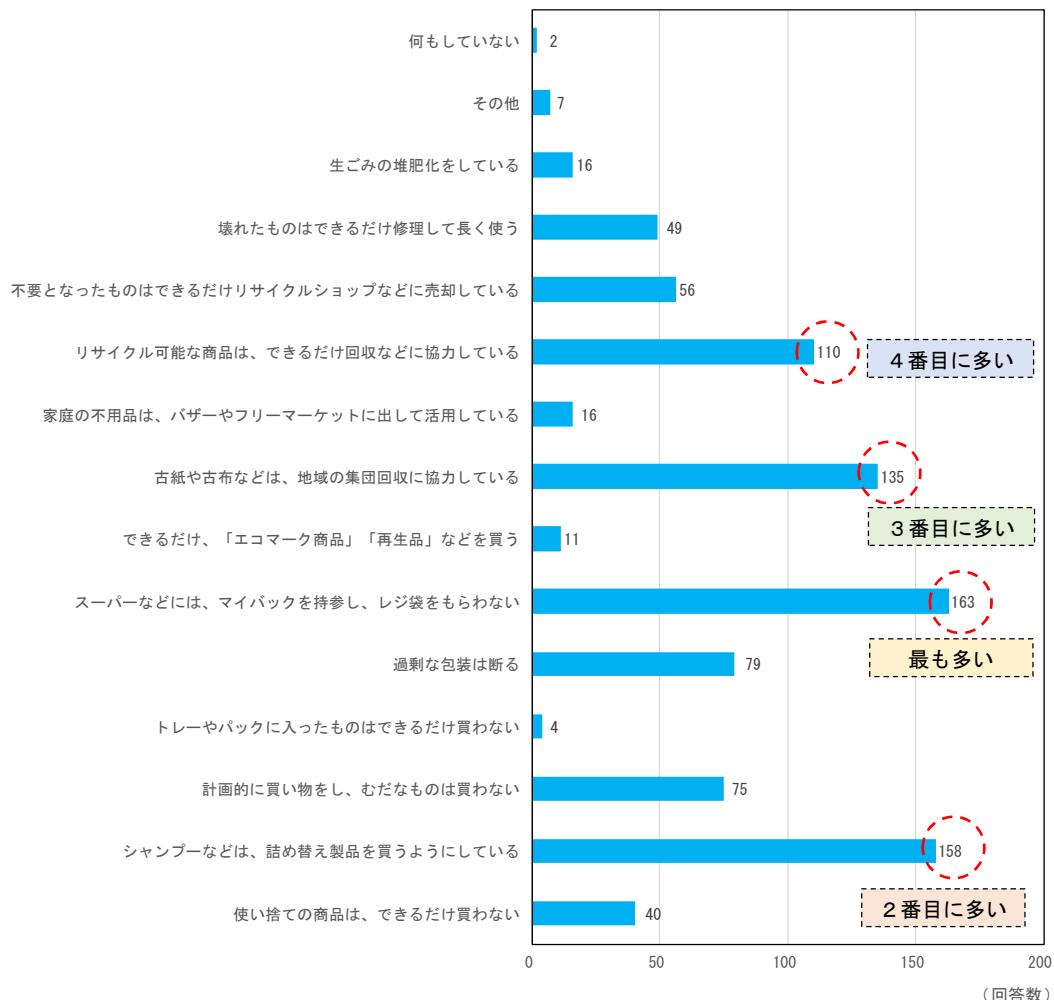
1. ごみ問題への関心度について

問1-1 ごみ問題に関心はありますか

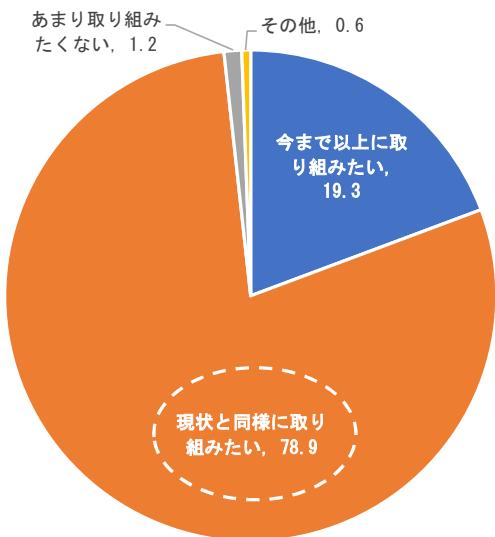


“大いに関心がある”
(30.0%)、“少し関心がある”
(56.5%)、関心があると回答
した方が86.5%を占めている。

問1-2 ごみの減量化やリサイクルのために、ご家庭では、日頃どのような工夫をされていますか。

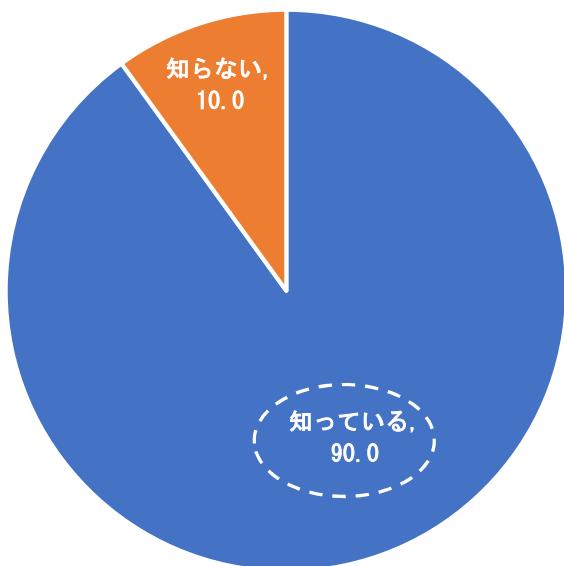


問1-3 あなたは今後ごみの減量化に対して、どのように取り組もうと考えていますか。



“今まで以上に取り組みたい”(19.3%)、“現状と同様に取り組みたい”(78.9%)、98.2%が取り組みたいと回答している。

問1-4 ごみの減量化、分別の徹底が温室効果ガス排出量の削減につながることを御存知ですか。



90.0%が知っていると回答

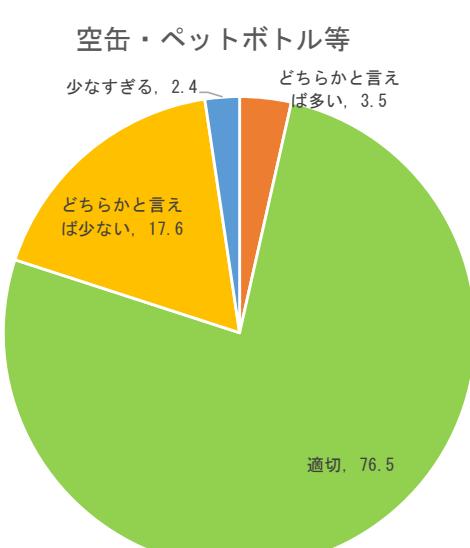
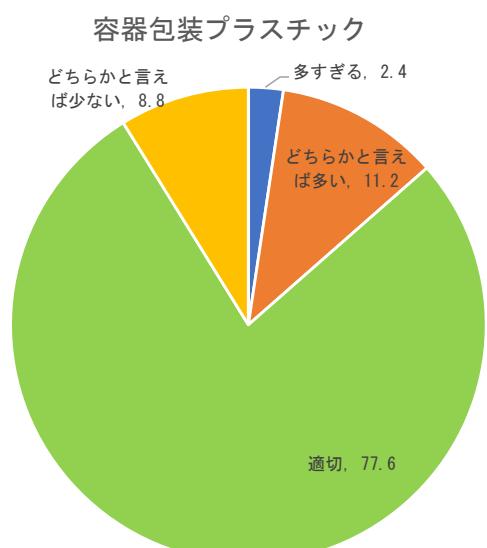
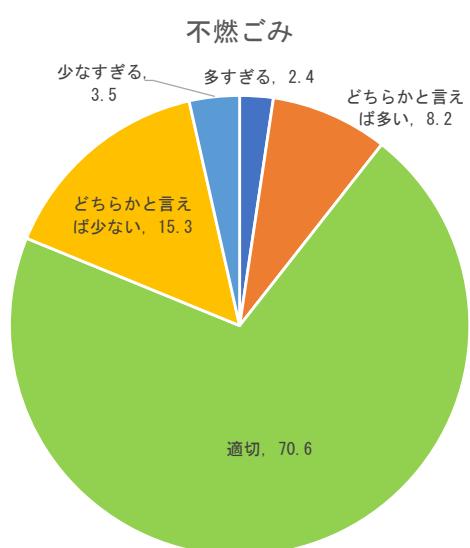
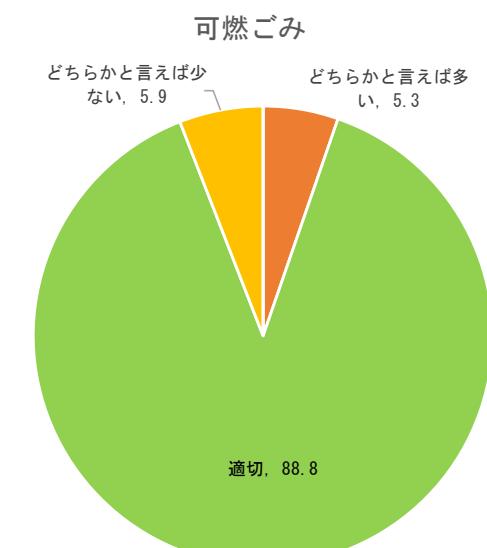
2. 本町のごみ収集について

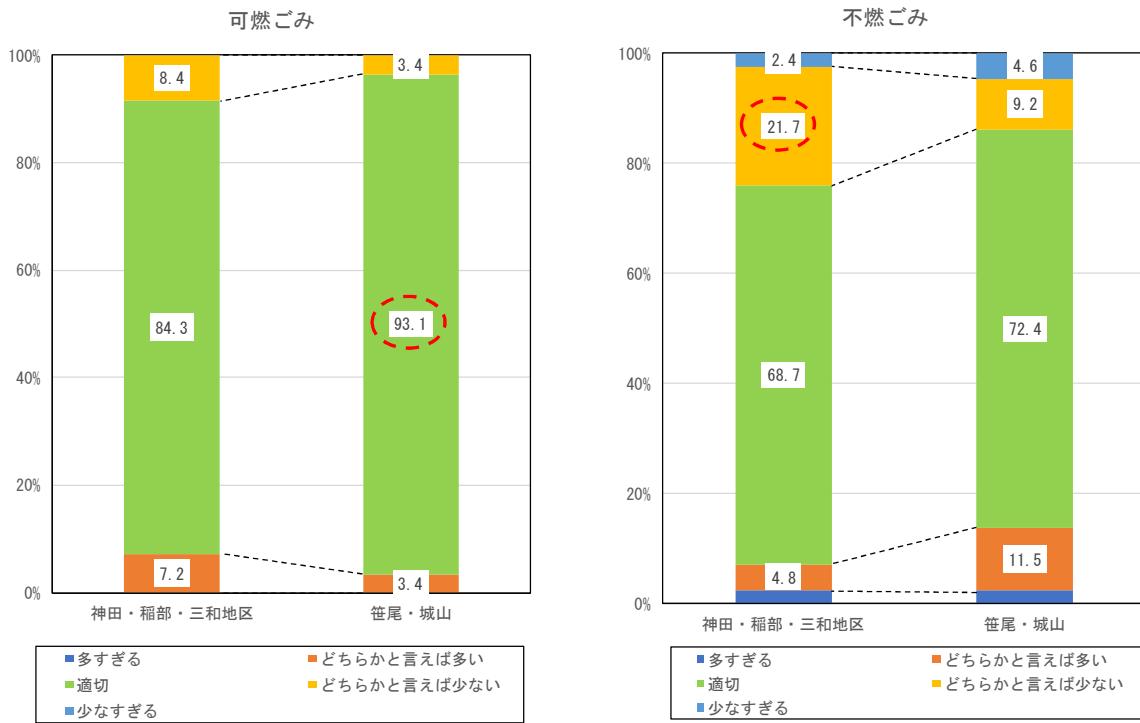
問2-1 収集回数

項目	収集回数 (%)			
	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック	空缶・ペットボトル等
多すぎる	0.0	2.4	2.4	0.0
どちらかと言えば多い	5.3	8.2	11.2	3.5
適切	88.8	70.6	77.6	76.5
どちらかと言えば少ない	5.9	15.3	8.8	17.6
少なすぎる	0.0	3.5	0.0	2.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0

全ごみ種ともに“適切”的回答が最も多く70.6%~88.8%を占めている。

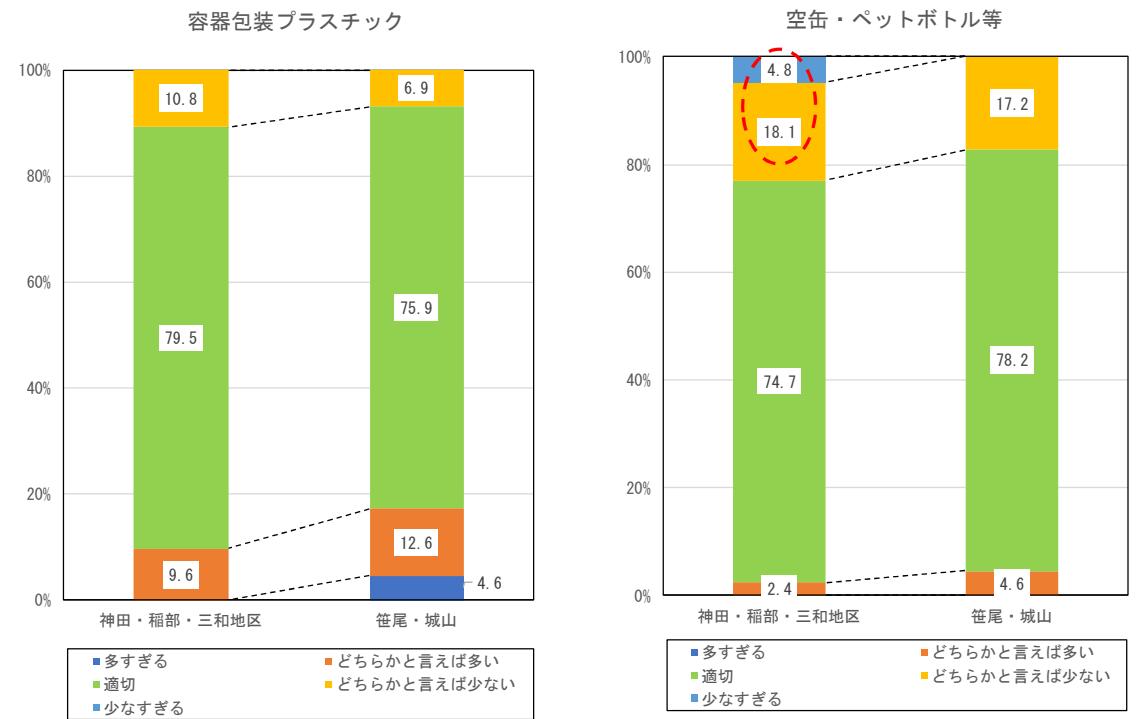
不燃ごみ、空缶・ペットボトル等については“どちらかと言えば少ない”“少なすぎる”的割合が約20%程度ある。





両地区に大きな差異はないが、笹尾・城山地区の方が適切の割合が高い。

両地区に大きな差異はないが、笹尾・城山地区の方が“適切”と“どちらかと言えば多い”的割合が高く、神田・稲部・三和地区の方が“どちらかと言えば少ない”的割合が高いことより、笹尾・城山地区の満足度が高いと予想される。



両地区に大きな差異はない。神田・稲部・三和地区の方が“適切”的割合は高いが、“適切”と“どちらかと言えば多い”的合計は両地区ともほぼ同じ割合である。

両地区に大きな差異はない。神田・稲部・三和地区の方が“どちらかと言えば少ない”と“少なすぎる”的合計値は高い。

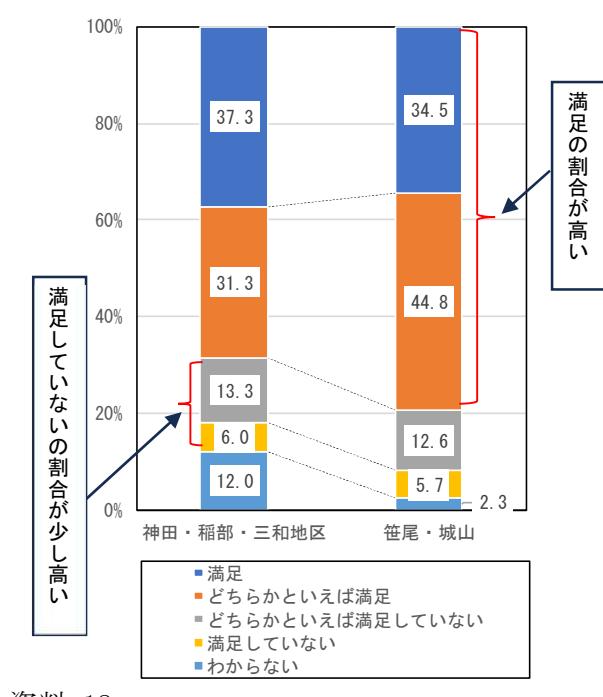
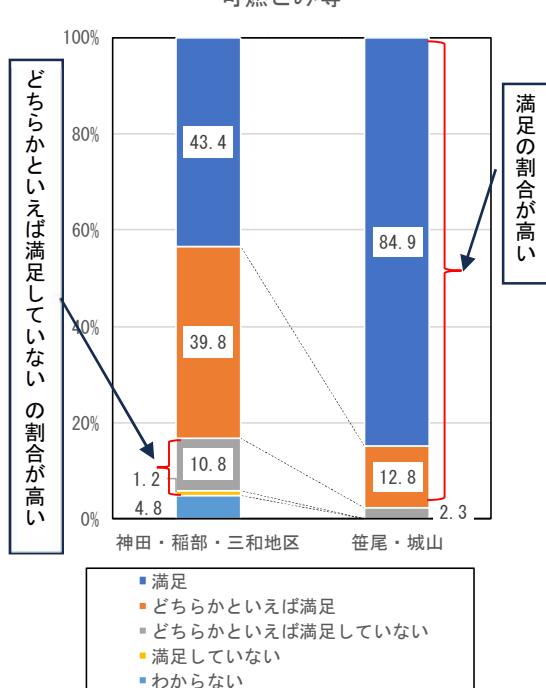
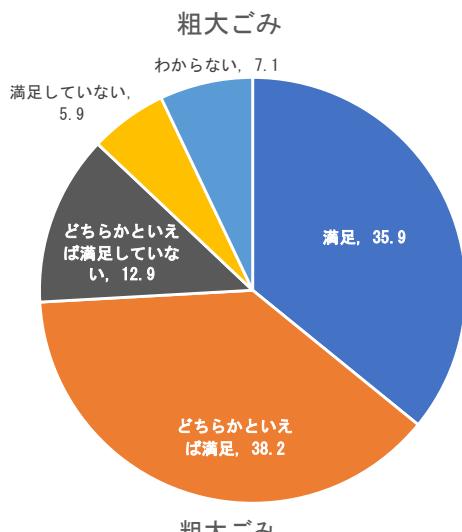
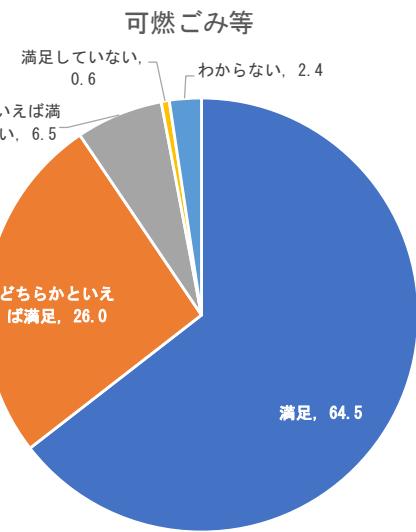
全体的に神田・稲部・三和地区の方が“少ない”側の割合が高く、笹尾・城山地区の方が“多い”側の割合が高い。

問2-2 収集方式

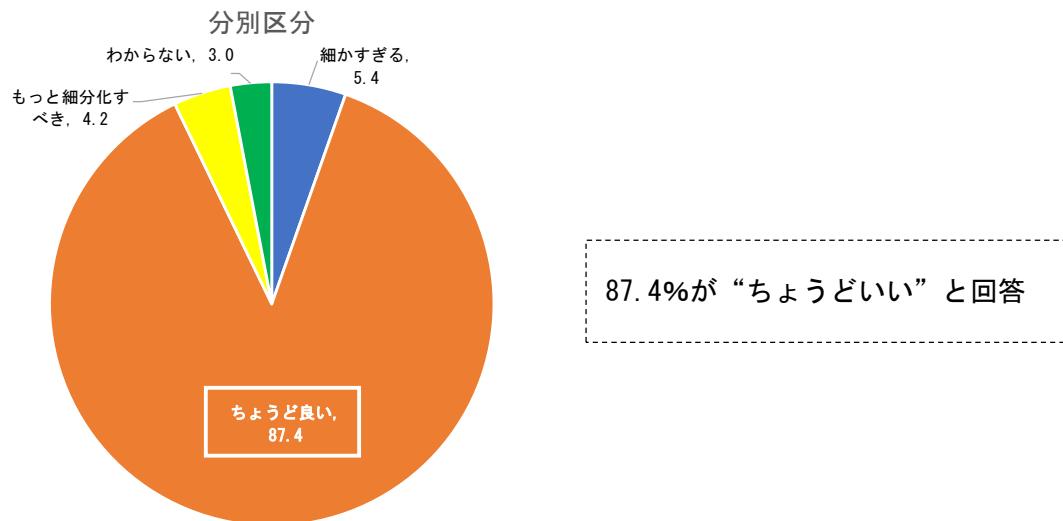
項目	収集方式 (%)	
	可燃ごみ等	粗大ごみ
満足	64.5	35.9
どちらかといえば満足	26.0	38.2
どちらかといえば満足していない	6.5	12.9
満足していない	0.6	5.9
わからない	2.4	7.1
計	100.0	100.0

可燃ごみは、満足 64.5%、どちらかといえば満足 26.0%、90.5%が満足と回答。

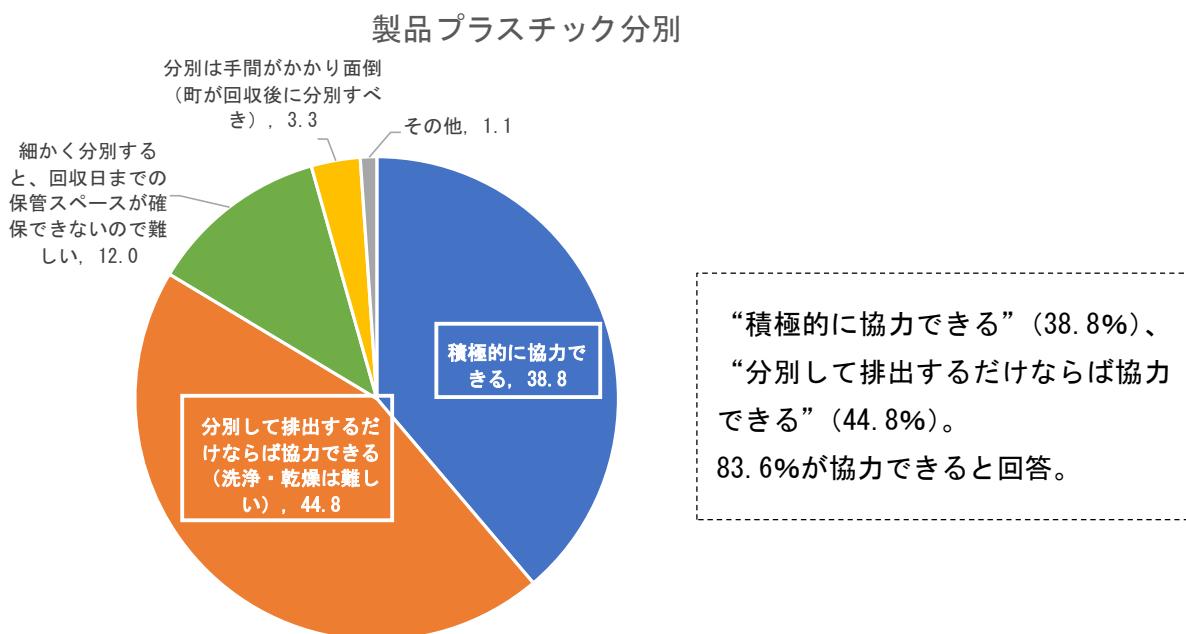
粗大ごみは、満足 35.9%、どちらかといえば満足 38.2%、74.1%が満足と回答しているが、可燃ごみより満足度は低い。



問2-3 町が収集するごみの出し方（分別区分）についてどう思いますか。

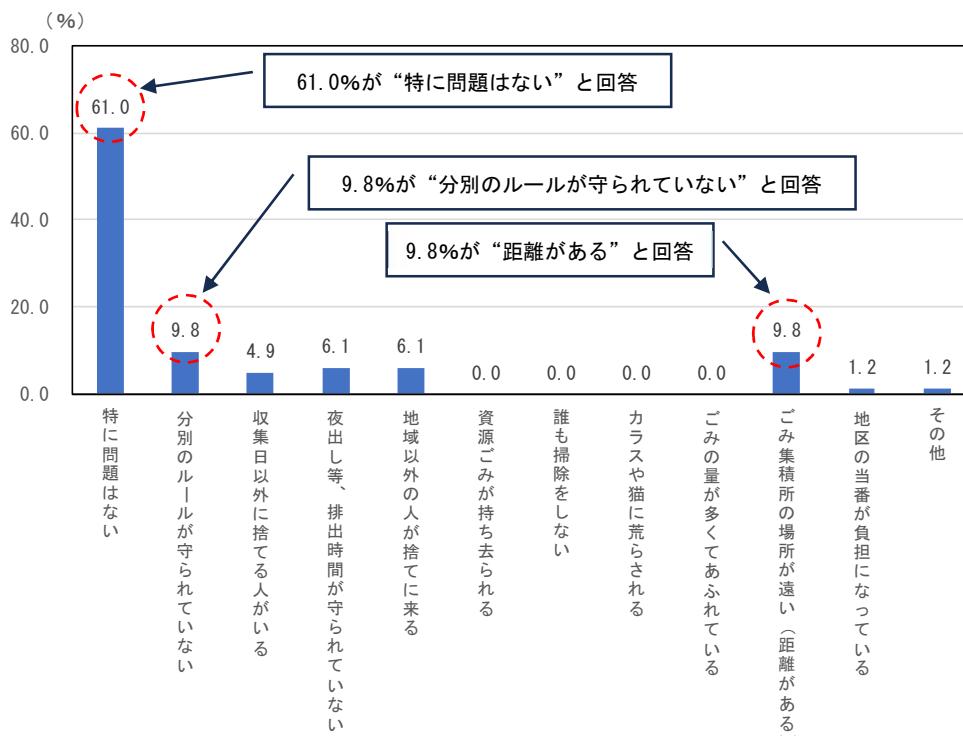


問2-4 可燃ごみからプラスチック製品を分別し、資源物として回収する場合、あなたはどの程度、分別排出に協力できますか。

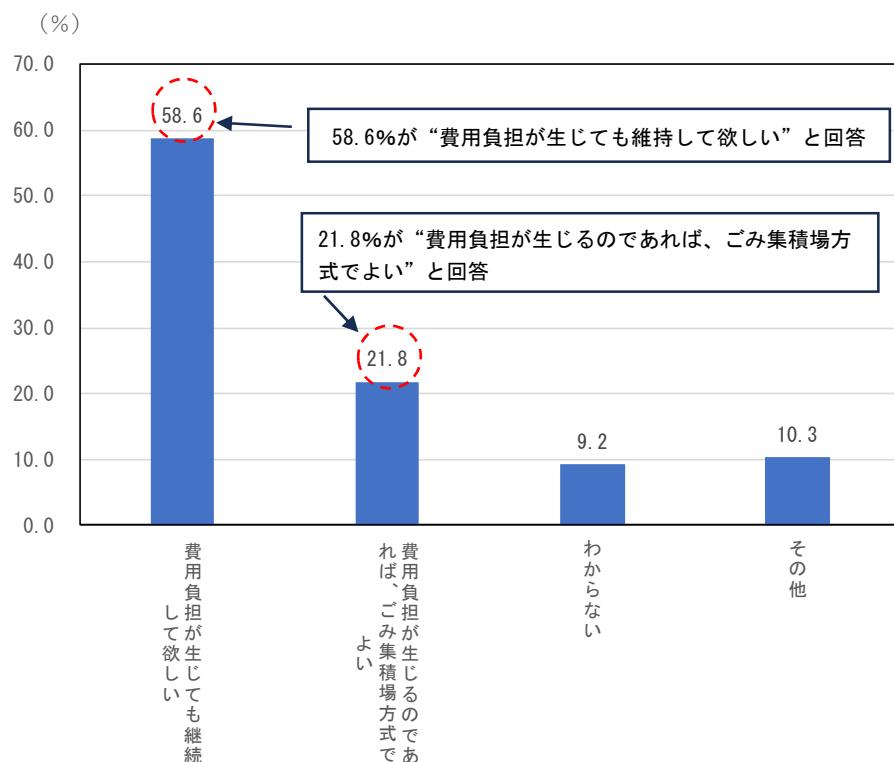


3. ごみ排出の現状について

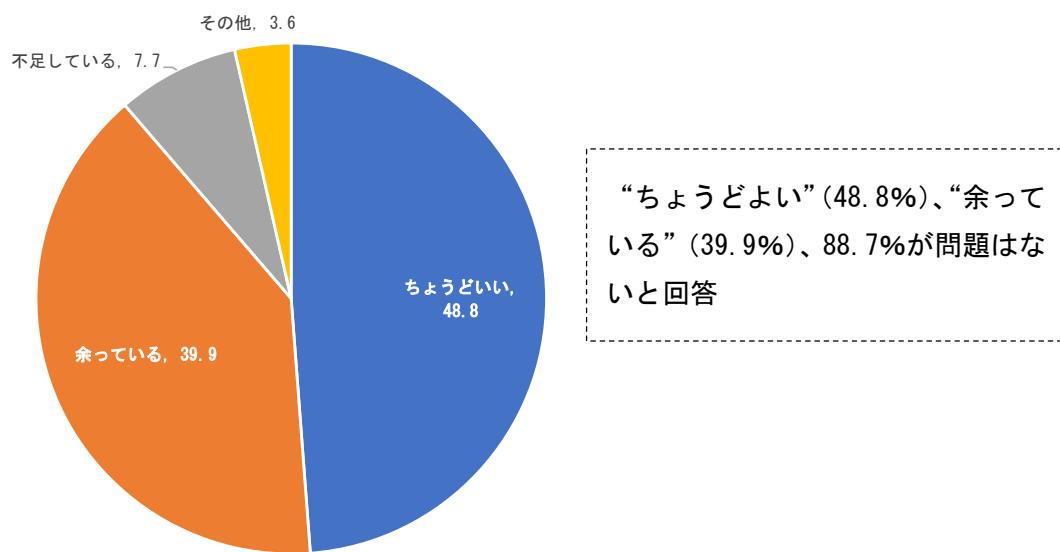
問3-1 地域のごみ集積所の状況はどうですか。(神田・稻部・三和地区)



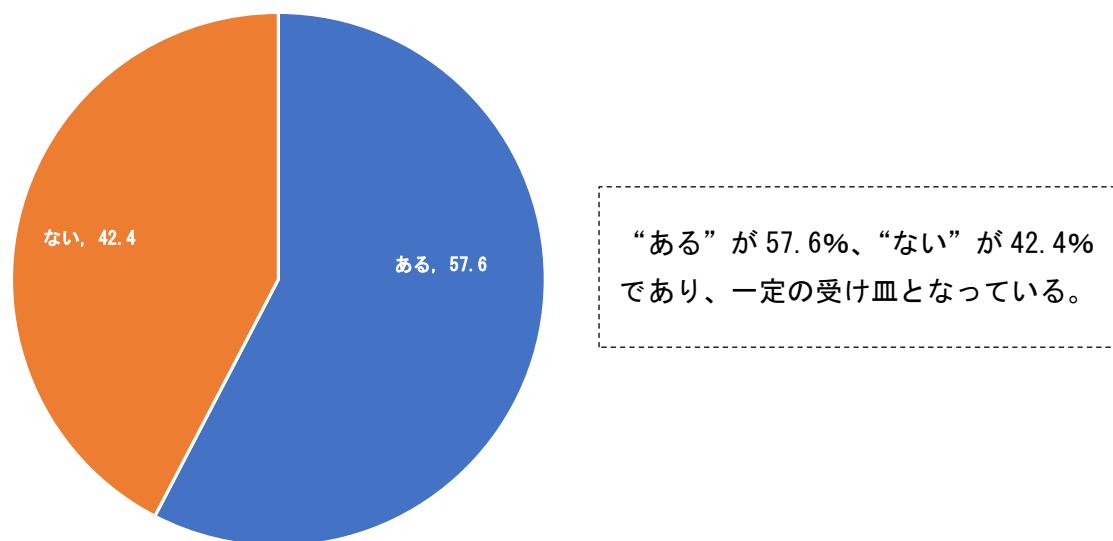
問3-1 町が実施している戸別収集についてお聞きします。(笹尾・城山地区)



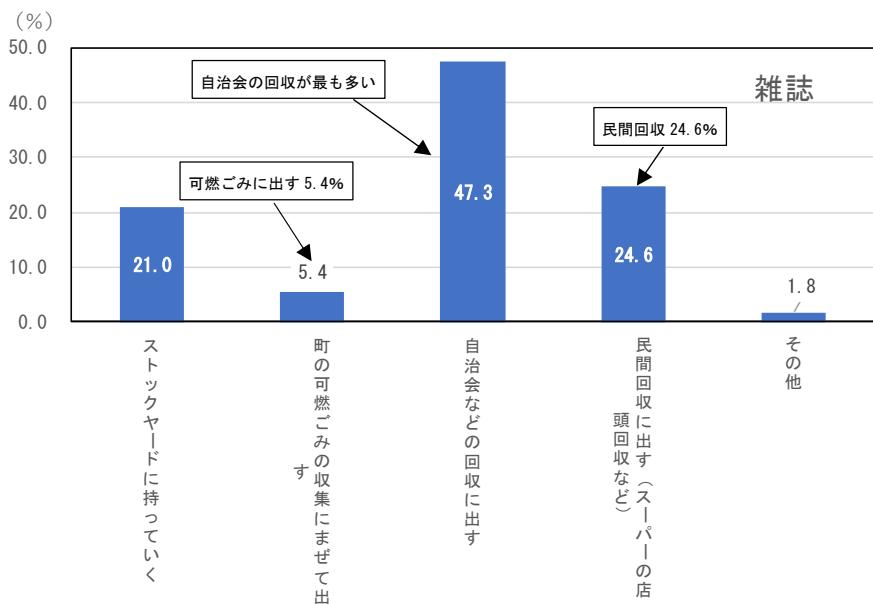
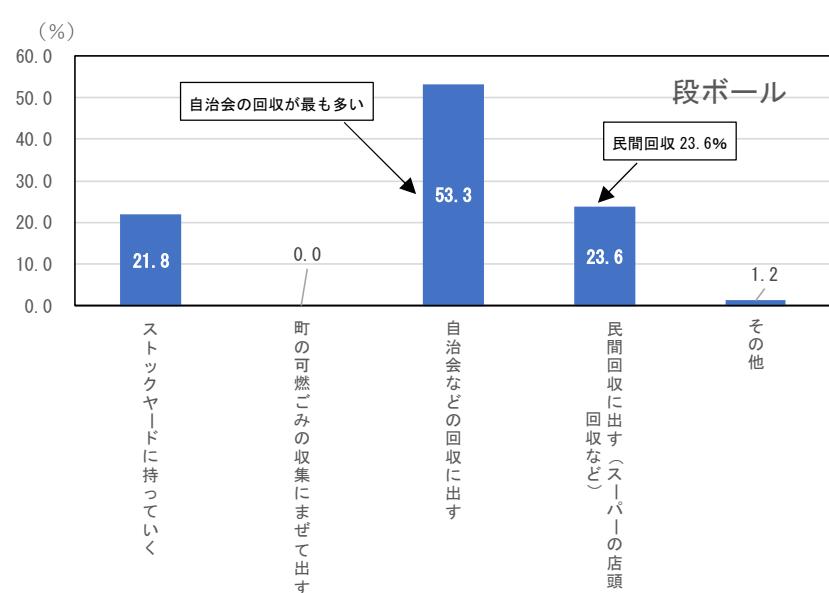
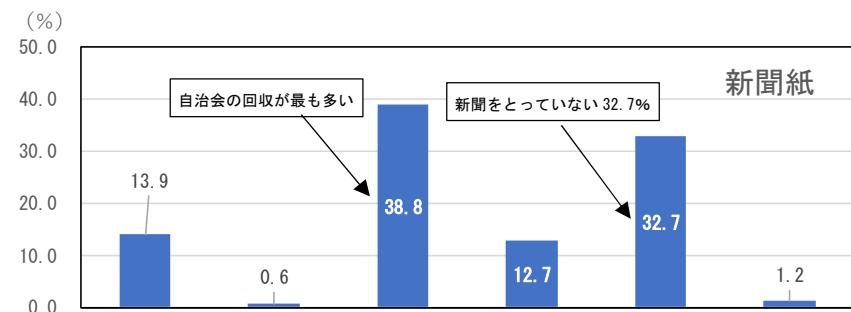
問3-2 粗大ごみのチケットについてお聞きします。



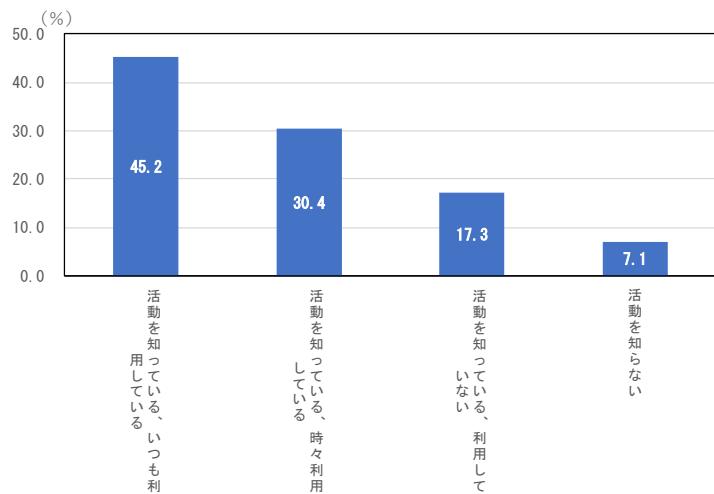
問3-3 あなたの家で、不用家具、家電製品などを回収業者やリサイクルショップに売却などの処分をしたことがありますか。



問3-4 本町では、新聞・雑誌・段ボール等の紙類は、町が資源ごみとしてストックヤードで回収したり、自治会などが集めています。普段利用している紙類の主な回収方法はどれですか。

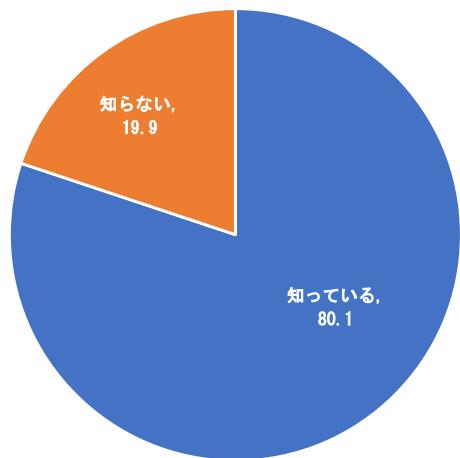


問3-5 自治会などが実施している資源ごみ（紙類・布類等）の回収を利用したことがありますか。



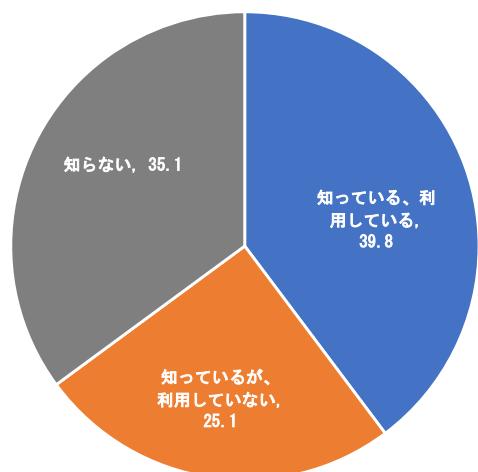
“活動を知っているいつも利用している”45.2%、“時々利用している”30.4%、75.6%が利用している。また、92.9%が知っている。

問3-6 小型家電製品等に使われているリチウムイオン電池やバッテリー等が原因とみられる発火事故がごみ処理施設やごみ収集車両で発生しているのを知っていますか。



80.1%が“知っている”と回答
“知らない”も19.9%あり、一層の周知が必要である。

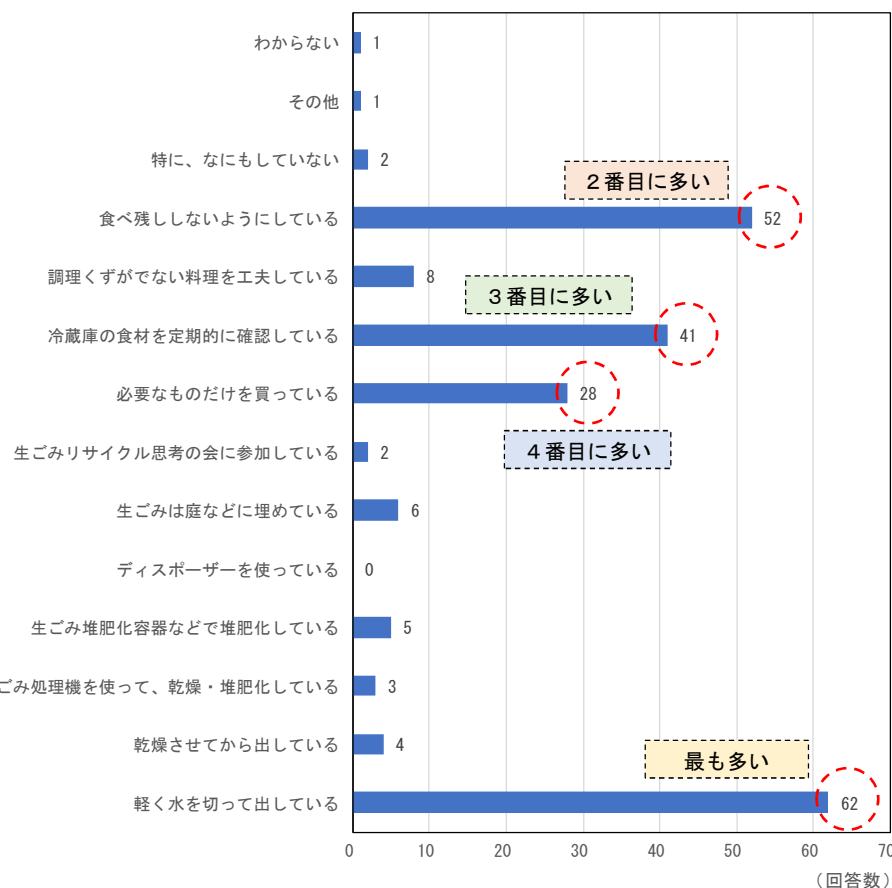
問3-7 リチウムイオン電池等のリサイクルマーク（マーク）がある物は充電式電池リサイクル協力店に設置されている回収ボックスで回収していることを知っていますか。



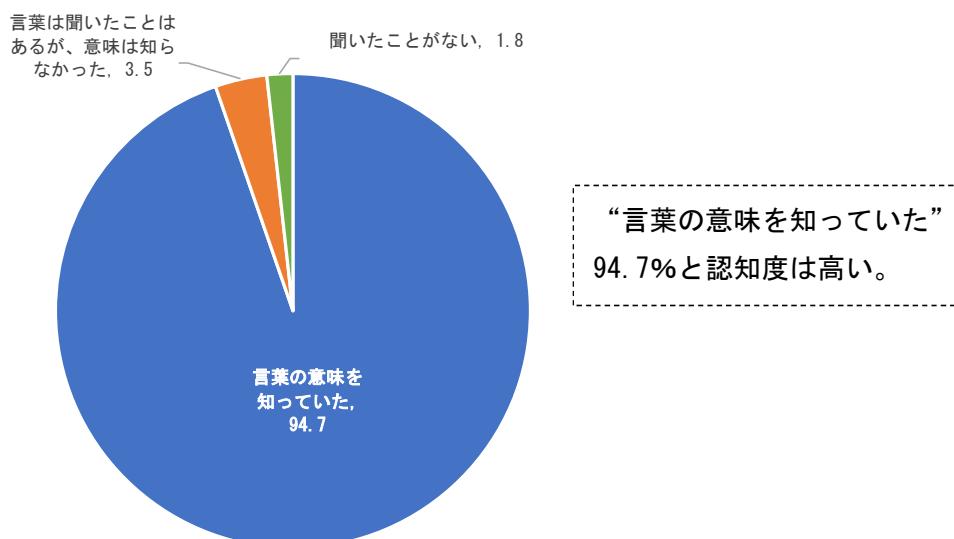
“知っている・利用している”39.8%
“知っている・利用していない”25.1%
知っているが64.9%を占めるが、利用しているは39.8%にとどまる。
一層の周知と利用促進が必要。

4. 生ごみの処理について

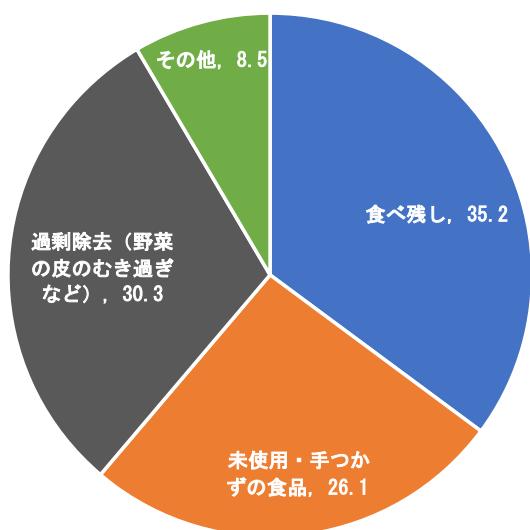
問4-1 可燃ごみには、多くの生ごみが含まれています。日頃、生ごみの減量化で行っていることがありますか。



問4-2 「食品ロス」という言葉を知っていましたか。

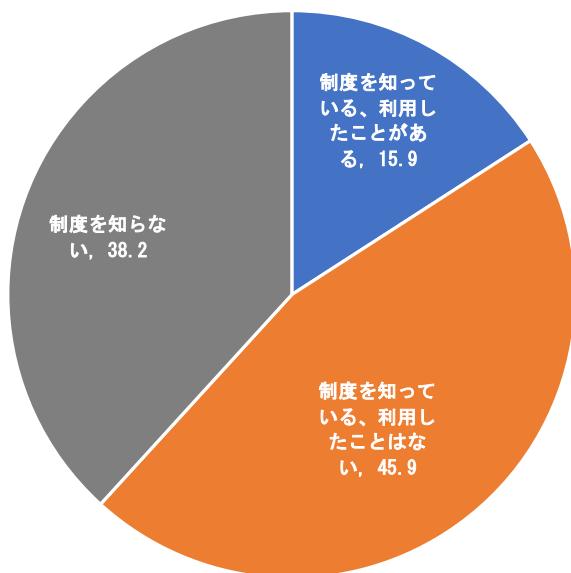


問4-3 あなたの家庭で発生する食品ロスは、主にどのようなものが多いですか。



“食べ残し” 35.2%が最も多く、次いで“過剰除去” 30.3%、“未使用・手つかずの食品” 26.1%である。

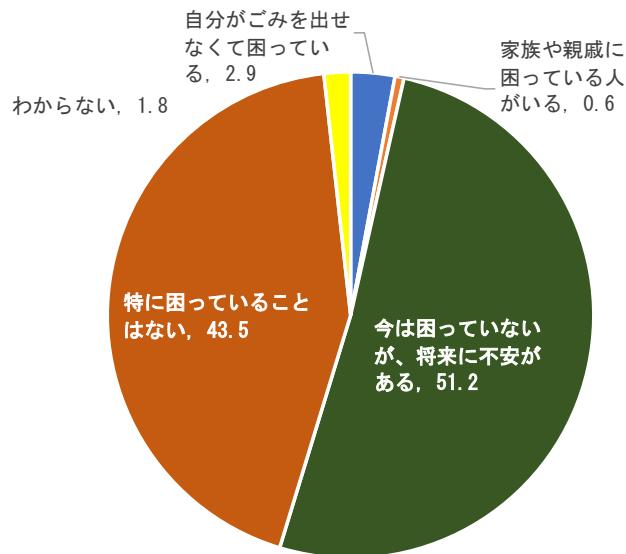
問4-4 本町では、生ごみ堆肥化容器等設置補助制度により生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入を促進しています。この制度を知っていますか。



“制度を知っている・利用したことがある” 15.9%
“制度を知っている・利用したことない” 45.9%
約 62%が制度を知っているが、利用は 15.9%に留まる。制度を知らないとの回答も 38.2%あり、一層の周知と利用促進が必要である。

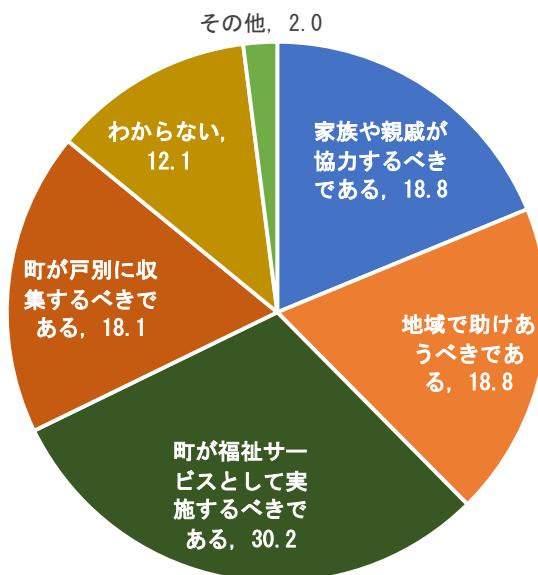
5. 今後の町の取り組みについて

問5-1 高齢化、核家族化が進むことによって、ごみを出すことが難しいと感じる方が増えることが予想されます。あなたは、ごみ出しで困っていることがありますか。



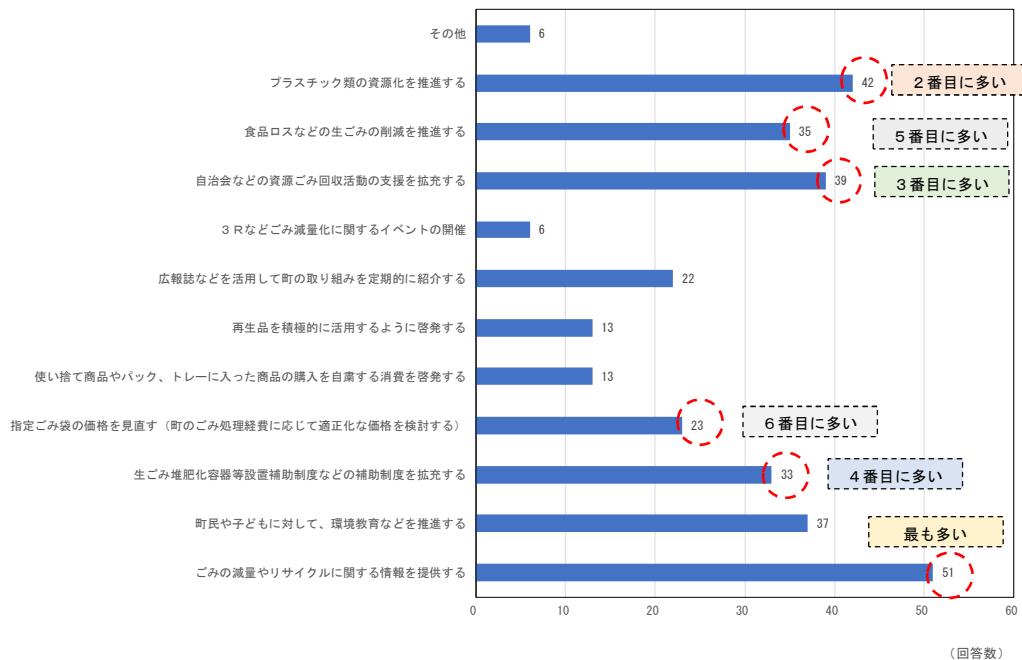
“特に困っていることはない”
(43.5%)、“今は困っていない
が将来に不安がある” (51.2%)
と 94.7%が現状では、困ってい
ないが、半数以上の人々が将来に
不安を感じている。

問5-2 ごみを出すことが難しいと感じる方へのごみ出しや収集について、どのように思
いますか。

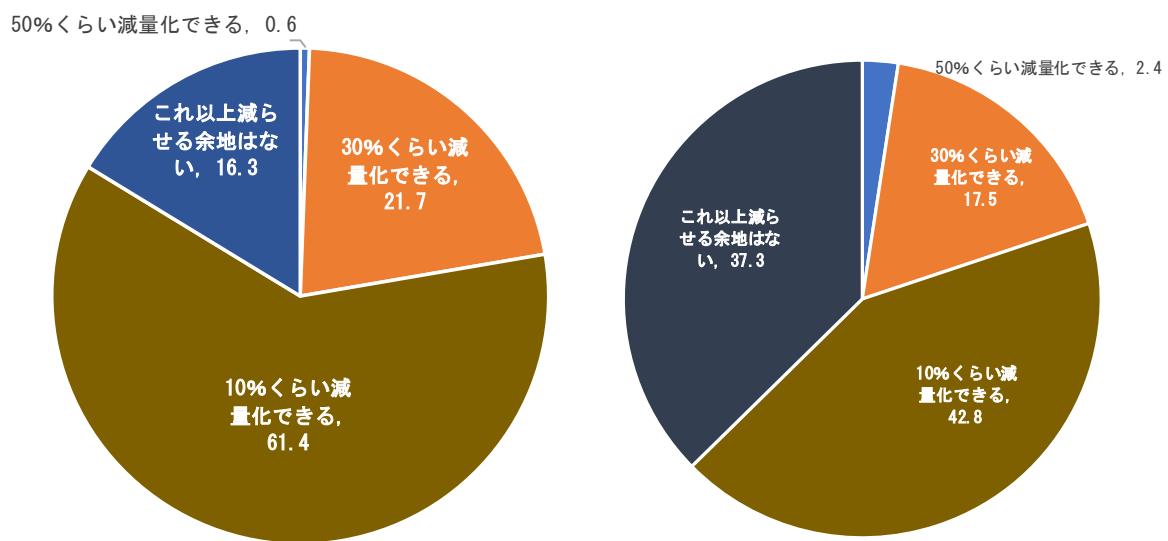


“町が福祉サービスとして実施すべ
きである” (30.2%)、“町が戸別に収
集すべきである” (18.1%) と町の対
応を求める意見が 48.3%、町によら
ない対応が 37.6%である。

問5-3 あなたは、今後、町がごみの減量化やリサイクルを進めていくにあたって、どのようなことから優先的に取り組むべきだと思いますか。



問5-4 あなたの家庭では、今より積極的にごみの減量化に取り組んだ場合、さらにどの程度までごみの量を減らせると思いますか。



可燃ごみ、不燃ごみともに“10%くらい減量化できる”の割合が高い。
“これ以上減らせる余地はない”は、可燃ごみが16.3%に対して不燃ごみ37.3%と不燃ごみの方が減らせる余地は少ないと考えている。

語句の説明

あ行

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿等」に分類されます。「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じる「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物処理法」第6条1項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内のごみおよび生活排水処理に関する計画です。

ごみおよび生活排水について、①処理の原状②処理に係る課題③処理計画④その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理基本計画には、ごみおよび生活排水の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

エネルギー回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱を、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。「サーマルリサイクル」と呼ぶ場合もあります。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し、再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

か行

合併処理浄化槽人口

下水道に接続されておらず、合併処理浄化槽によって家庭から出るすべての排水を処理している人口のことです。

家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみのことです。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

可燃ごみ

台所の生ごみやゴム製品、紙製品（再生可能なものを除く）などのもやせるごみです。本町では、主に桑名広域清掃事業組合の焼却施設で処理ができるごみとしています。

環境基本法

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

拠点回収

家庭から排出される資源物を、主に自治体が公共施設や商店等に設置した回収拠点で回収し、資源化を行うことです。本町では、小型家電と乾電池について、東員町役場庁舎、笛尾連絡所、資源ごみストックヤード、最終処分場にて回収を行っています。

桑名・いなべ 員弁広域連合

桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の2市2町を構成団体とする特別地方公共団体です。し尿処理施設の設置、管理、運営のほか、広域的な環境保全に関する事務を行います。

桑名広域清掃事業組合

ごみ処理施設の設置や管理運営に関する事務を共同処理する一部事務組合です。桑名市、木曽岬町、東員町の3市町で構成されています。

下水道人口

下水道に接続している人口のことです。

下水道普及率（下水道処理人口普及率）

住民基本台帳人口に対して、下水道が利用できる人口の割合のことです。

建設リサイクル法

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物（建設工事で出る廃棄物）の分別・リサイクルなどを定めた法律です。

原単位（排出量原単位）

年間のごみ総排出量を当該年度の人口と年間日数で除して求めた値で、町民1人が1日に排出したごみの平均的な量を表す指標です。

広域認定制度

廃棄物処理法第9条の9及び第15条の4の3に規定され、環境大臣が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資する広域的な処理を行う者を認定し、この者について廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度です。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。原則として、市町村が設置運営を行います。

小型家電

小型家電リサイクル法にて定められた携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機器等などの多くの機器が該当します。本町では、町役場などで回収しています。

小型家電リサイクル法

正式名称は「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で、デジタルカメラやゲーム機等の使用済みの小型電子機器等に含まれる貴金属、レアメタル等を回収・資源化することを目的とした法律です。

戸別収集

それぞれの家の前にごみを置いて収集してもらう方法です。

ごみ集積所

「ごみステーション」とも呼ばれ、ごみが収集されるまでの間、ごみを置く場所です。本町では、建物管理者や地元自治会等の利用者により設置・管理されています。

ごみ組成

ごみの中に混ざり合っている物質を、分析によって分類したものです。

さ行

再資源化

ごみとして排出されたものを再び有価物として利用するための工程を指します。「再生利用」と同義です。

最終処分

廃棄物を埋め立てて、廃棄処分することです。固体廃棄物や減容（かさを減らす）処理した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことで、最終的なごみの処分法として古くから行われてきました。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品・容器等を再使用することです。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのままもしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（リサイクル）

廃棄物を再利用することです。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）、化学的な処理を施し他の物質に転換してから再利用するケミカルリサイクルがあります。「再資源化」と同義です。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、「廃棄物処理法」で規定された20種類の廃棄物のことです。代表例は、石炭がらや焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油や動植物性油などの「廃油」、

鉄鋼または非鉄金属の破片や研磨くずなどの「金属くず」などです。

三成分

廃棄物を可燃分、灰分、水分に分類したものです。この三成分で廃棄物の性状や燃焼性を認識でき、ごみ焼却施設の設計に欠かせない項目です。可燃分が多いと燃えやすい、水分が多いと燃えにくい廃棄物であることがわかります。灰分は、燃やしても残る成分で、最終処分量の検討に利用されます。

自家処理人口

水洗化されていないトイレの汲み取り処理を自身で行う人口のことです。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものです。事業活動には店舗、会社、事務所、工場などの営利を目的としたもの以外に病院、学校、官公署、社会福祉施設、NPOなどによる活動も含みます。

資源ごみ

資源として有効活用できるごみです。本町では、容器包装リサイクル法に定められた「ペットボトル」「びん類」「かん類」のほか、「廃食油」「古布類」「雑紙類」「小型家電」「紙パック」「段ボール」「スプレー缶」を資源ごみとしています。

資源有効利用促進法

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品などの利用促進を目的に制定された法律です。

自動車リサイクル法

正式名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」で、使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付けた法律です。エアコンに使われるフロン、シュレッダースト（車体を粉碎した後に残る破碎くず）、エアバッグの3種類がリサイクルや適正処分の対象となります。

し尿収集人口

常設のトイレが下水道や浄化槽等に接続しておらず、定期的に汲み取り収集をしている人口のことです。

集団回収

自治会・子ども会・マンション管理組合等が主体となり、各家庭から出る古紙類やかん類等の資源物を回収して資源回収業者に引き渡す、町民の自主的なリサイクル活動を指します。本町では、主に資源ごみ収集団体による回収のことです。

主灰と飛灰

主灰は、焼却炉の底から排出される灰のことです。飛灰は、ごみを燃やし、処理する過程で発生する灰のうち、排ガス出口の集じん装置で集めたばいじん（集じん灰）およびボイラー、ガス冷却室、再燃焼室等に付着し払い落とされたばいじんの総称です。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済の在り方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉です。循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義されています。

循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、第四次計画は平成30年6月に閣議決定されました。概ね5年ごとに見直しを行います。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律です。廃棄物処理やリサイクルの優先順位を①発生抑制（リデュース）→②再使用（リユース）→③再生利用（リサイクル）→④熱回収→⑤適正処分と定めています。

浄化槽

し尿や生活雑排水の処理を行い処理水として河川等に放流する設備のことです。

合併処理浄化槽と、平成13年以降は新たに設置できない単独処理浄化槽があります。

浄化槽汚泥

排水を処理する浄化槽の底に、汚れが分解できずに汚泥となって溜まるものです。

浄化槽人口率

合併処理浄化槽人口および単独処理浄化槽人口を併せた浄化槽人口の、計画区域内人口に対する割合です。

食品リサイクル法

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要とされています。

食品ロス削減推進法

正式名称は「食品ロスの削減の推進に関する法律」で、食品ロスの削減に関して国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

水洗化・生活雑排水処理人口

生活排水処理形態別人口の一種で、下水道人口と合併処理浄化槽人口を併せた人口のことです。処理形態別人口には、他に、生活雑排水未処理人口および非水洗化人口があります。

ステーション方式

複数の家庭が利用する、ステーションと呼ばれる地域の集積所にごみを出し、収集車が各ステーションを回って収集する方法です。「ステーション収集」と呼ぶ場合もあります。

生活雑排水未処理人口

し尿のみを処理し、生活雑排水は河川等へ放流している人口のことです。

単独処理浄化槽人口に非水洗化人口を加えたものです。

生活排水処理率

総人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合のことです。

粗大ごみ

主に家具や自転車などの、比較的大きなごみのことです。本町では、指定ごみ袋に入らないもので、桑名広域清掃事業組合のリサイクルプラザや本町の最終処分場で処理処分またはリサイクルできるごみとしています。

た行

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。日本では、2020年10月に当時の首相が「2050年を目指して、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という脱炭素社会への所信表明をしました。

単独処理浄化槽人口

単独処理浄化槽によってし尿のみを処理し、生活雑排水は河川等へ放流している人口のことです。

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれ、大気中に含まれる二酸化炭素 (CO_2) 等「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。地球温暖化は、大気中に二酸化炭素やメタン、フロンガスなどの「温室効果ガス」が増加することによって起きます。中でも石炭や石油などの化石燃料を燃やした際に出る二酸化炭素の影響が大きいとされています。産業革命以降の工業化のエネルギーには化石燃料が使われたため、現代の大気中の二酸化炭素の濃度は、18世紀半ばと比較して約30倍に増えているともいわれています。

ちゅうかい ちゅう芥類

ちゅう芥類（厨芥類）とは、家庭の台所や飲食店、青果市場等から出てくる野菜くずや食べ物の残り等のことです。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど、再資源として利用

できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

直接搬入

排出者が自ら処理施設にごみを搬入することです。事業者が自らのごみを町の認可を受けた許可業者に依頼して処理施設に搬入することも、直接搬入と定義されています。

低位発熱量

ごみの発熱量から、ごみに含まれる水分が気化する際に失われる熱量を除いた熱量であり、真発熱量ともいわれます。ごみ焼却施設の設計や運転管理に重要な指標となる単位です。低位発熱量が高いごみで、プラスチック類や紙類などの含有が多く水分の少ない9,000kJ/kg以上のごみを高カロリーごみといい、焼却炉の運転管理や炉の設計に高カロリーごみの特別な対策が必要となります。

東員町災害廃棄物処理計画

東員町における平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すことを目的とした計画です。

東員町総合計画

総合計画とは、町の未来を見据え、あるべき姿を構想し、その実現のために何をすべきかを総合的にまとめた計画です。

町の未来の姿を展望し、その実現に向けた基本的な考え方を表す「基本構想」、基本構想に基づく取り組むべき施策を定める「基本計画」および基本計画に基づく具体的な事業計画で、毎年3年後までの計画を策定する「実施計画」から構成されています。

東員町分別収集計画

東員町における容器包装廃棄物を、容器包装リサイクル法第8条に基づいて分別収集し、最終処分量の減量化を進める一方で、廃棄物循環型社会を構築するため、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、有害性があり、他の廃棄物と区別して収集・運搬および処理・処分しなければならないものです。PCB含有部品（廃エアコンディショナー等）、ばいじん（集塵設備によって集められた灰）、感染性廃棄物（家庭用医療機器等）を指します。

トレンド推計法

「トレンド法」や「トレンド集計」ともいいます。過去の実績値から近似式を用いて推計を行う方法です。

は行

廃棄物処理基本方針

正式名称は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき平成13年5月に定められました。平成28年1月に改正されています。

廃棄物処理法

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

排出抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルよりも優先されます。事業者には、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など、製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなど、ライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

廃水銀

水銀使用廃製品から回収した水銀および水銀化合物のことです。「特別管理廃棄物」として厳重な管理による処理が必要です。

2017年8月16日「水俣条約」の発効により、水銀の使用用途が規制され、水銀の需要が減少し、水銀を廃棄物として取り扱う機会が増加することが想定されています。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的大規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

非水洗化人口

下水道や浄化槽といった処理設備を持たず、し尿収集や自家処理によって処理を行っている人口のことです。

非水洗化人口率

計画区域内人口の中で、し尿収集や自家処理によって処理を行っている人口の割合のことです。

不燃ごみ

ガラス製品や陶磁器類などの、焼却できないごみです。本町では、焼却できないごみのうち、主に桑名広域清掃事業組合のリサイクルプラザや本町の最終処分場で処理処分することができる

ごみとしています。

不法投棄

定められたルールを守らず、違法に廃棄物を捨てたり埋めたりする行為のことです。「廃棄物処理法」では、産業廃棄物は、排出者が自己管理するか、一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされていますが、産業廃棄物が増加しているにもかかわらず、最終処分場の確保が困難なため無許可業者による不法投棄が増加しています。また、大規模な産業廃棄物の不法投棄以外にも、廃家電、使用済自動車、廃船、日常生活に伴う家庭ごみや粗大ごみの不法投棄も増加しています。罰則規定があり、個人の不法投棄に関しては5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられること、法人の不法投棄に対しては3億円以下の罰金刑が科せられることとなっています。

プラスチック資源循環促進法

正式名称は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」で、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を定めた法律です。

プラスチック製品（製品プラスチック）

プラスチック素材の文房具や台所用品などの製品そのもののことです。本町では可燃ごみとして収集しています。（令和6年3月現在）

ま行

マイバッグ

プラスチック製レジ袋の代わりに持参し、繰り返し使う買い物袋のことです。最近では、ペットボトルを再資源化したものや奇抜なデザインをしたもの、保冷機能付きや買い物かごにぴったりセットできるものなど使いやすく工夫をしたものも販売されています。

三重県環境基本計画

三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスターPLANであり、環境保全に関する目標、施策の方向および配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項について定めています。

三重県循環型社会形成推進計画

三重県における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画です。

これまでの3度にわたる策定で、廃棄物の3R（Reduce、Reuse、Recycle）の推進と廃棄物の適正処理に係る施策を推進してきました。

や行

有害ごみ

蛍光灯、体温計、乾電池等、水銀など有害な物質を含むものや、発火の危険性があるごみです。

容器包装プラスチック

(プラスチック製容器包装)

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第2条にて規定されるもので、商品を入れたり包んでいるプラスチック性の容器や包装物で、その商品を使ったり取り出した後、不用となるものです。プラマークが目印です。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」で、消費者、市町村、製造者の役割分担により容器包装のリサイクル促進を目的としています。ガラス容器、ペットボトルなどが主な対象品目です。

ら行

流域下水道

二つ以上の市町村の区域にわたる広域的な下水道です。流域内の各市町村から発生する下水を効率的に集めて処理します。

英数字

3 R

Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったものです。廃棄物処理やリサイクルの優先順位を示しています。

SDGs

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年）9月「持続可能な開発に関するサミット」において、貧困や格差がなく気候変動の緩和された持続可能な世界の実現に向けて採択された、2030年までに目指すべき新しい世界の目標です。

RDF（ごみ固体燃料）

RDF（Refuse Derived Fuel）とは、可燃性の一般廃棄物を主原料とする固体燃料のことです。RDFは専用の装置で燃やされて、乾燥や暖房、発電などの用途に供されます。

東員町 一般廃棄物処理基本計画 令和6年3月

東員町 みらい環境課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田 1600 番地

TEL 0594-86-2807 FAX 0594-86-2850

E-mail:kankyo@town.toin.lg.jp

